



RRC Working Paper Series No.46

中ソ比較経済改革史序説：
鄧小平とゴルバチョフの時代

浅川あや子

July 2014

RUSSIAN RESEARCH CENTER
Institute of Economic Research
Hitotsubashi University
Kunitachi Tokyo JAPAN

RRC Working Paper No. 46

中ソ比較経済改革史序説
—鄧小平とゴルバチョフの時代—

浅川 あや子

立正大学経済学部

ayako.a.s@tbd.t-com.ne.jp

2014 年 7 月

謝 辞

本稿は、筆者の博士学位取得論文（一橋大学）であり、一橋大学経済研究所ロシア研究センターのワーキングペーパー用に改訂を行ったものである。筆者は、今日に至るまで、多くの方々の助言やご指導をいただき研究活動を進めてきた。とりわけ、指導教官であった一橋大学経済研究所の西村可明名誉教授（現環日本海経済研究所所長）には、社会人から大学院生へと転身した何も分からない筆者を学問研究の道へと導いていただき、厳しくも大変懇切なご指導をいただいた。更に、現在の指導教官である一橋大学経済研究所の岩崎一郎教授も、筆者を暖かく見守り、指導と助言を惜しまれなかった。西村先生、岩崎先生の筆者に対する粘り強い叱咤激励がなければ、本稿は決して完成には至らなかったであろう。サブゼミナールの一橋大学大学院経済学研究科の佐藤宏教授には、中国経済の研究に関して懇切なご指導をいただいた。この場を借りて、三人の先生方の長きにわたるご指導に対して心からの感謝の意を表したい。

また、大学院のゼミナールやその他の研究活動の場において、一橋大学経済研究所の久保庭真彰名誉教授、雲和広教授、志田仁完ロシア研究センター研究員、帝京大学経済学部の杉浦史和准教授からも、筆者の研究に対して貴重なコメントやアドバイスを数多くいただいた。更に、源河朝典名誉教授（岡山大学）、武田友加准教授（九州大学）、鈴木拓准教授（帝京大学）、日臺健雄准教授（埼玉学園大学）、菅沼桂子准教授（日本大学）、片山博文教授（桜美林大学）、江藤圭也研究員（一橋大学経済研究所）、野村弘美氏（一橋大学大学院社会学研究科）、並びに、『ロシア史研究』、『比較経済研究』、『中国研究論叢』誌の匿名論文審査員の方々からも、各章の執筆及び論文審査の段階で、数多くの有益な示唆やコメントをいただいた。また、一橋大学大学院経済学研究科の江夏由樹特任教授には、本稿にもとづく筆者の学位審査を快くお引き受けいただいた。ここに記して謝意を表したい。無論、本稿の誤りは、すべて筆者の責に帰するものである。

なお、各章の初出は以下の通りである。

第1章「中国からみたゴルバチョフ改革：中ソ比較経済改革史の予備的考察」『中国研究論叢』第10号，2010年，pp. 59-76.

第2章「ソ連から見た鄧小平の経済改革（1984～1992年）：中ソ比較経済改革史の予備的考

察」『比較経済研究』第 50 巻第 2 号，2013 年，pp. 35-53.

(電子ジャーナル：<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/jjce/-char/ja/>)

第 3 章「ペレストロイカの下での国有企業改革：国家発注制度の実施とその限界」『ロシア史研究』第 75 号，2004 年，pp. 57-73.

第 4 章「中国における計画経済体制下の国有企業改革：経営請負責任制の再検討」『比較経済研究』第 44 巻第 2 号，2007 年，pp. 27-40.

(電子ジャーナル：<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/jjce/-char/ja/>)

上記既発表論文を本稿に再掲載するに当たっては，必要な加筆，修正を行った。けれどもこれらの改訂は，各論文の基本的主張を大きく変えるものではないことをお断りしておく。またこれらは，(財)霞山会による短期研究者交流プログラム（於：上海）（2006 年）と(財)霞山会同窓会研究助成（2009 年）による研究成果の一部であることを付記しておきたい。

2014 年 7 月

浅川あや子

目 次

謝辞	i
図表索引	vii
凡例	viii
序章 中ソ経済改革史概観と問題意識	1
序 1 問題設定	1
序 2 中国とソ連の経済改革史概観	3
序 2.1 鄧小平時代の経済改革	3
序 2.2 ゴルバチョフ時代の政治・経済改革	6
序 3 中ソ経済改革の比較に関する主要研究	10
序 3.1 経済構造と初期条件要因	11
序 3.2 政策要因	13
序 3.3 その他の要因	17
序 3.4 小括	17
序 4 問題意識と構成	18
第 I 部 中国からみたソ連, ソ連からみた中国	25
第 1 章 中国からみたゴルバチョフ改革	26
1.1 はじめに	26
1.2 ゴルバチョフの経済体制改革	29
1.2.1 「加速化発展戦略」の実施	29

1.2.2 「根本的ペレストロイカ」の空転.....	29
1.3 政治体制改革への転換.....	35
1.3.1 ゴルバチョフの改革理論.....	36
1.3.2 政治体制改革がもたらした危機と混乱.....	39
1.4 中国人研究者のゴルバチョフ改革に対する評価の多様性.....	41
1.5 おわりに	42
 第2章 ソ連からみた鄧小平の経済改革	 49
2.1 はじめに	49
2.2 鄧小平時代の経済改革の歩み.....	53
2.3 社会主義経済をめぐる理論的解釈の変化に対するソ連人研究者らの評価.....	56
2.4 経済改革に伴う困難の発生.....	59
2.4.1 経済過熱の発生と引き締め政策の実施.....	60
2.4.2 計画メカニズムと市場メカニズムの結合	62
2.4.3 その他の要因.....	64
2.4.4 中国経済改革に対する全体的評価.....	64
2.5 天安門事件と改革の停滞.....	66
2.6 ソ連人研究者らの中国改革に対する評価の経年変化の検討.....	68
2.7 おわりに	69
 第Ⅱ部 体制内改革の比較分析:	
ソ連国家発注制度対中国経営請負責任制	75
 第3章 ソ連ゴルバチョフ時代の国家発注制度	 76
3.1 はじめに	76

3.2 国家発注制度の内容.....	78
3.2.1 国家発注の目的とその特徴.....	78
3.2.2 「国家発注暫定規定」の特徴.....	82
3.2.3 生産物生産の計画化と資材調達、販売のプロセス	83
3.3 国家発注制度の諸問題.....	87
3.3.1 国家発注制度自体に内在する問題点.....	89
3.3.2 制度的補完上の問題点.....	91
3.4 おわりに	94
 第4章 中国鄧小平時代の経営請負責任制	98
4.1 はじめに	98
4.2 経営請負責任制導入の背景と制度的枠組.....	100
4.2.1 経営請負責任制導入の背景.....	100
4.2.2 経営請負責任制の制度的枠組.....	101
4.3 経営請負責任制の運用実績の概要.....	104
4.3.1 請負実施期間及び請負実施企業の割合	104
4.3.2 請負形態の構成.....	104
4.3.3 国家財政収入の安定と増大への寄与.....	105
4.3.4 国有企業の経営自主権獲得状況.....	105
4.3.5 国有企業による資金蓄積の効果.....	106
4.4 経営請負責任制の理論的・制度論的検討.....	107
4.5 実証分析及び現地インタビュー調査からの示唆.....	108
4.5.1 改革第二段階のミクロ的・内包的効果.....	108
4.5.2 請負制実施の行動様式や就労意識変革の効果.....	112
4.6 補完的制度改革の進展.....	114

4.7 おわりに	117
終章 結論と今後の課題	125
参考文献	131

図表索引

序章

表序 1 中国の経済体制改革の推移(1978～1992 年)	22
表序 2 ソ連ペレストロイカ期の経済体制改革・政治体制改革の推移(1985～1991 年)	23-24

第 1 章

表 1.1 ゴルバチョフ改革の評価をめぐる研究者の論調	45
表 1.2 ゴルバチョフ改革に対する研究者の評価と論拠	46-47
図 1.1 ゴルバチョフ改革の評価をめぐる研究者の見解の相違	48

第 2 章

表 2.1 中国の主要経済指標(1984～1992 年)	71
表 2.2 否定的評価, 肯定的評価の論考の論旨と論拠	72-73
図 2.1 中国の経済改革に対するソ連人研究者・知識人の評価	74

第 3 章

図 3.1 国家発注を受け取った企業の原材料調達と生産物納入の流れ	96-97
---	-------

第 4 章

表 4.1 中国主要マクロ経済指標の推移(1978～1993 年)	120
表 4.2 国有企業の生産計画活動に関する経営自主権獲得達成度	121
表 4.3 国有企業の市場取引, 労働契約及び利潤留保に関する経営自主権獲得達成度	122
表 4.4 企業改革第二段階の効果に関する実証研究一覧	123
表 4.5 主要な生産財の統一配分比率の変化	124
表 4.6 計画価格と市場価格の比率の変化	124

凡例

1. 各章で引用されている文献については、巻末の参考文献リストを参照されたい。なお、本文及び図表の中では、著者名（あるいは文献名）と発行年で該当文献を表している。
2. 巻末の参考文献リストは、各章毎に、日本語、英語、ロシア語、中国語の順に整理されている。
3. 中国語の文献は、ピンインによるアルファベット順に整理されている。

序 章

中ソ経済改革史概観と問題意識

序.1 問題設定

本稿の目的は、世界の人々を驚かせた社会主義から資本主義への体制転換という歴史的画期の直前に中国とソ連において行われた社会主義体制内改革に注目し、これらの改革を比較経済史の視点から再検討することにより、「体制内最後の改革」¹の一端を解明することにある。

本稿が経済史的視点と比較経済研究の2つの手法を組み合わせる分析を行う事由は次の通りである。まず経済史を重視する理由は2点ある。かつてJ・R・ヒックスは、どのような分野の歴史においても特殊な歴史に関心を持つのではなく、我々が一般的な現象に関心を持つ限り、常に理論が直接関係する、と述べた（ヒックス, 1995, p. 16）。また彼は、「フランス革命を（中略）社会的諸変革の一つのあらわれとみるならば、フランス革命はより一般的な現象の一つの特定な例ということになり、理論的に論ずることが可能となる」とも語っている（同, p. 17）。そこで筆者もヒックスに倣い、中国とソ連で1980年代半ばから90年代初め頃まで行われた改革をできる限り一般化して分析・検討を行い、何らかの理論的示唆を得ることにしたい。一方、E・H・カーは、「歴史とは過去と現在との間の対話である」と著書『歴史とは何か』の中で繰り返し強調している。更に彼は、「過去は現在の光に照らして初めて私達に理解できるものでありますし、過去の光に照らして初めて私達は現在をよく理解することができるものであります」（カー, 1962, p. 78）とも語っている。そこ

¹ 中国は現在も「社会主義」体制を維持しているが、1992年の第14回党大会において「社会主義市場経済」路線の確立を宣言して以降、市場経済化を加速しつつ社会主義的政治体制は堅持している。このため、言葉の厳密な意味でのソ連型の「社会主義」体制は放棄したものとみられる。そこで、本論文では鄧小平が行った1980年代から92年頃までの改革は、「社会主義体制最後の改革」とであると位置づける。鄧小平の経済改革は、中国における長い改革の歴史の一部であり、「社会主義体制最後の改革」とは言い難い面もあるが、ソ連の改革との比較を重視した本論文では敢えてこの言葉を用いた。

で本稿ではこのカーの発言に従い、1980年代の中ソの改革という過去を理解するために現在の光に照らすと同時に、現在の中国とロシアをよりよく理解するために80年代の中ソ改革に今一度光を当てて再検討を行うことにしたい。

他方、比較経済研究を重視する理由は次の通りである。ある国に起きた事象を理解するためには、当該国に類似した経験を有する国をも一緒に比較・研究する方が真実に辿り着く近道であることが多い。すなわち、比較分析は、類似点や相違点を浮き彫りにすることによって、事実発見や知見を広めることができる有効な研究方法なのである。経済学においても、比較分析が数々の経済的事象の解明に果たしてきた役割の大きさは今更強調するまでもない。そこで本稿では、経済史と比較経済研究の手法を共に用いて、相似的な社会主義経済システムを有していた中国とソ連の経済改革を考察する。

本稿の研究対象期間は、以下の通りである。中国では、都市における経済改革を本格的に開始した1984年から中国共産党第14回大会において「社会主義市場経済」路線が確立し、計画経済から市場経済への移行が決定的となった1992年頃までを、ソ連においては、ゴルバチョフが登場した1985年からペレストロイカを経て社会主義体制が崩壊した1991年頃までを対象とする。すなわち、ほぼ同時期の中ソ改革を研究対象としている。

さて、中国とソ連では、共に中央集権的計画経済の枠内で市場経済的な要素の導入を試みる様々な改革が行われた。例えば、中国では、国有企業を活性化させる目的で企業内での利潤留保を認め、価格の決定権、生産品目の決定権など様々な経営上の自主権が企業に与えられた。更に価格体系や資源配分の歪みを是正するために、価格の部分的自由化²も行われ、生産物の市場での自発的販売を一部分認めるという流通制度改革にも取り組んだ。一方、ソ連でも1987年に採択された「国有企業法」を中心として、「ペレストロイカ」（建て直し）といわれる根本的経済改革が行われた。そこでは、中国と同様に国有企業を独立した商品生産者とするために、資金自己調達や企業経営における自主管理を認めるなど企業経営の自主性が大幅に拡大された。また資源配分制度も、集権的割当制から国家が企業に注文を出す「国家発注」という契約方式への移行が図られた³。価格改革も「国有企業法」

² 中国では、市場で自由に販売する財には市場価格が付けられ、政府が統制する価格の種類や範囲が徐々に減少していった。また同じ種類の財であっても、一部は市場において自由価格で販売され、それ以外の部分は計画配分されるため計画価格が付けられるというように、二重価格体系（双軌制）が一定期間出現した。

³ ソ連の「国家発注」制度の評価については、第3章を参照のこと。

(1988 年より施行)により各企業に価格決定権が与えられ、1988 年頃より部分的に自由化が行われた。

上述のように、この期間の中国とソ連における経済改革には、社会主義体制の枠内で市場的要素を導入するという意味で明らかな近似性があり、大変興味深い。しかしながら、その政治的・社会的・経済的帰結が大きく異なることもまた周知の事実である。かかる両国の社会実験を、比較経済史の視点で解明することは学術的にも非常に意義のあることだと筆者は考える。しかしその全貌を本稿で明らかにすることは、到底かなわない。そこで、中国とソ連の経済改革史の概観と主要な先行研究のレビューを通じて、本稿が取り組むべき問題を設定することにする。

本章の構成は次の通りである。まず序 2 節で、次章以降の議論に備えて、中国とソ連の経済改革を概観する。ついで序 3 節では、中ソ経済改革の比較を行った欧米および日本の主要研究をレビューする。そして序 4 節では、筆者の問題意識を明らかにし、その後で、これに対応した本稿の構成を述べる。

序 2 中国とソ連の経済改革史概観

先述の通り、本稿は中ソの体制内改革の比較を目標とするわけであるが、本稿において取り組むべき研究課題を特定化する事前作業として、まずは、本節において鄧小平時代の経済改革とゴルバチョフ時代の政治・経済改革の歩みを鳥瞰しておく。

序 2.1 鄧小平時代の経済改革

はじめに鄧小平時代の経済改革を取り上げる(表序 1 参照)。さて、1978 年 12 月に開催された 11 期 3 中全会で権力を掌握した鄧小平は、経済改革・対外開放(改革・開放)政策に着手した。最初に取り組んだのは農業改革であった。人民公社を解体し、個別農家に生産を請け負わせる農家生産請負制を実施し、農業生産を刺激する方法を導入した結果、食糧生産が大幅に増大した⁴。また 1980 年代前半には、人民公社の流れを汲む郷鎮企業等の非

⁴ 食糧生産は、1984 年に 4 億 731 万トンと 4 億トンを突破し、1982 年に策定された第 6 次 5 カ年計画の 85 年目標である 3 億 6000 万トンをも繰り上げ達成した(浜, 1995, p. 76)。

国有経済が急成長し⁵、軽工業の発展を促進した。こうした農業改革の成功が都市工業発展のための市場的基盤を形成し、都市改革のための良好な経済環境を創り出した。82年には第12回党大会が開催され、「計画経済を主とし、市場調節を従とする」方針が打ち出される。これは、計画経済体制の中へ、商品経済を部分的に導入することを表明したものであり、計画経済を基調としつつ市場調節の作用も発揮させるべきと明言したことは、毛沢東時代の計画経済一色からすると市場経済へと一歩近づく改革理論である。

中国共産党12期3中全会が1984年10月に開かれ、「経済体制改革に関する決定」（以下、「決定」と略す）が採択された。ここでは「社会主義商品経済論」が公認され、これを受けて、都市工業部門での改革が本格的に開始された。この「決定」では、社会主義経済を「公有制を主体とした計画性のある商品経済」（「計画的商品経済」）⁶であると規定した。これは「公有制を主体とする」という留保付きではあるが、社会主義経済の根幹を「商品経済」⁷と認識するものであり、大きな理論的転換であった。こうして、中国では、都市においても本格的な経済改革が始まり改革ムードが一気に高まったことにより、同国はかつて経験したことのない「経済過熱」に見舞われることになった。そこで中国政府は、85年2月から経済鎮静化のために「調整政策」を発動し、投資規模の抑制等につとめた。この結果、中国国内経済は、85年後半にはようやく落ち着きを見せた。

1987年10月に開催された第13回党大会では、同年1月に学生運動への対応を巡って解任された胡耀邦に代わり趙紫陽総書記代理が政治報告を行った。この大会では、党の基本路線として、「一つの中心、二つの基本点」⁸、すなわち経済建設を中心として、4つの基本

⁵ 例えば、1978年の郷鎮企業数は152万社、従業員数は2826万人、郷鎮企業の総生産額は493億元であったが、92年には企業数は2079万社、従業員数は1億581万人、総生産額は1兆7975億元となり急成長を遂げている（『中国統計年鑑』1996年版）。

⁶ 1984年の「決定」において公認された社会主義のもとで商品経済が許容されるとする理論は、紹介する筆者によって「社会主義商品経済論」と呼んだり、「計画的商品経済論」と呼んだりまちまちであるが、同一の理論を指している。またこの理論は、ソ連において1987~88年頃に復活し、やや活発になった社会主義のもとでの商品生産に関する論議（藤田、1991, p. 122）、すなわち「社会主義商品生産論」と基本的には同一のものと考えられる。

⁷ 社会主義経済は商品経済でなければならないと最も早くから主張した著名な経済学者である薛暮橋によると、中国では「新中国成立以来、計画経済と商品経済を互いに対立させ、社会主義経済は計画経済であり、資本主義経済は商品経済であり、両者は上手くなじめないと考えていた」という（薛暮橋、1988, p. 2）。ここからも「社会主義商品経済論」が大きな理論的転換であることが理解できる。

⁸ 「一つの中心、二つの基本点」とは、一つの中心（経済建設）を進めるために、二つの基本点（4つの

原則（社会主義の道、人民民主主義独裁、共産党の指導、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想）を堅持し、改革・開放政策を貫くことが確定した。また上述の「社会主義商品経済論」（「計画的商品経済論」）は、第 13 回党大会においてその内容がより具体化され、目標とすべき経済体制については、「国家が市場をコントロールし、市場が企業を誘導する」ものとされた。これは、極度に権限の集中した「中央集権的計画経済体制」を、「市場調節型の緩やかな計画経済」に改めようとするものと解釈できる。さらに同党大会では、「社会主義初級段階論」が、党の基本路線の理論的根拠として承認された。この「社会主義初級段階論」は、中国ではすでに社会主義の制度確立を終えているがまだその初級段階にある、という認識を下敷きにしており、次の 3 点が政策に反映されるようになった。第一に、公有制を主体としつつ、多様な所有経済主体との共存が可能になった。第二に、多様な分配形式の併存が許容された（利子収入、株式配当、私営経営者の経営収入など）。更に第三点として、政治体制改革において漸進主義が正当化されることになった（浜, 1995, p. 172）。つまり「社会主義初級段階論」の核心は、中国共産党が社会主義建設の柱としてきた所有の公有制と労働に応じた分配を全面的に見直し、従来の社会主義経済論に市場メカニズム導入の理論的根拠を与えたところにあるといえよう。

翌 1988 年には、前年の第 13 回党大会での意欲的な経済・政治改革案の採択や、大胆に外資導入を行うために沿海地区経済発展戦略が決定されたことを受けて、改革機運が大いに盛り上がり、投資も消費も再び過熱し始めた。88 年春には価格改革に便乗した値上がりが広がり、買い占めや売り惜しみによるパニックや銀行の取り付け騒ぎまでが発生したため、政府は価格改革を一時凍結し、経済引き締め政策に乗り出した。つまり同年 9 月に 13 期 3 中全会を開催し、「経済環境整備、経済秩序整頓」（「整備・整頓」）という名の「調整政策」が全面的に実施されることとなったのである。

1980 年代には国有企業においても、企業への一定の自主権と利潤留保権限を認める様々な改革措置が試行された。なかでも重要なのは、企業の生産活動や企業経営の意思決定に大きな影響を与えた経営請負責任制（請負制と略す）である。請負制は、1987 年から 92 年頃までの約 6 年間、大中型国有企業を対象とする新しい経営方式として導入された。その特徴は、企業と国家が契約を結び、企業が生産額等の基数を決定して税と利潤の上納を国

基本原則と改革・開放)を堅持することを指す。

家に保証すると同時に、利潤が基数を超過した分は企業が留保し、不足の場合には企業が補うというところにある⁹。

1989年には生活への不満や役人の不正に憤る市民や民主化を希求する学生の動きが、共産党指導部内での権力闘争と相まって、6月4日の天安門事件を引き起こした。この国際社会にも大きな衝撃を与えた事件の後、西側諸国の経済制裁を受けた国内経済は不振を極め、さらに李鵬総理ら党内保守派の批判を受けて、改革も後退を余儀なくされた。こうした改革の停滞と経済不振に危機感を抱いた鄧小平は、92年初の旧正月に南方地方を中心に中国各地を巡り、市場経済化と改革・開放を大胆に進めるよう人々を鼓舞した。いわゆる鄧小平の「南巡講話」である。これによって再び経済的活気を取り戻した中国は、同年10月の第14回党大会で社会主義市場経済の推進を決定し、計画経済から市場経済への事実上の移行を内外に示したのは周知の事実である。

序 2.2 ゴルバチョフ時代の政治・経済改革

次に、ゴルバチョフ時代のソ連における政治・経済改革を振り返る（表序2参照）。1985年ソ連共産党書記長に就任したゴルバチョフは、西側諸国との経済格差や経済停滞に危機感を抱き、経済的立ち後れを取り戻すために機械工業部門に投資を優先的に振り向け、経済を加速的に発展させる「加速化戦略」（ウスカレーニエ）¹⁰を86年2月の第27回ソ連共産党大会で採択し、直ちに実行した。この「加速化戦略」の内容は、2000年末までの15年以内に国民収入と工業総生産額を2倍にし、労働生産性を1.3～1.5倍にして、一人当たり実質収入を60～80%増加させるものであるが（曹, 1999, p. 113）、その実態は依然として総生産額を追求する重工業優先の発展戦略であった。

ソ連の経済的立ち後れを取り戻すために始めた加速化発展戦略ではあったが、経済不振を打開するどころか同国を益々危機的な経済状況へと追い込んでしまった。こうした状況に到って、ゴルバチョフをはじめとするソ連指導部は、経済システムを根本的に改革する必要性を認識するようになった。つまり「ペレストロイカ」（建て直し）の概念が提起され

⁹ 経営請負責任制の詳細、評価については、第4章を参照のこと。

¹⁰ 加速化戦略は、1970年代から80年代前半にかけて西側から決定的に後れをとったソ連の技術基盤の近代化を目的として、投資増により大規模な老朽設備や工場の更新・再建を図ろうとするものであった。けれども反アルコール・キャンペーンによる酒税収入の減少など財政的な制約もあり、成長を加速させることはできなかった。

たのである。この「ペレストロイカ」というロシア語表現は、当初経済管理の再編に関して用いられていたが、次第に言論の自由を意味する「グラスノスチ」（情報公開）や政治的民主化、歴史の見直しなど社会生活全体の刷新を意味するものへと拡充されていった。

1987年6月には党中央委員会総会で「経済管理の根本的ペレストロイカの基本命題」（以下、「基本命題」と略す）が提示され、最高会議（ソビエト）では「国有企業法」が採択された。この「基本命題」は「国有企業法」と対となる規程であり、その狙いは国有企業を独立採算の経済主体とするためには経済管理も根本的に再編する必要があるとの認識から、行政的経済管理を経済的指導方式¹¹に改めようとするものであった。さらに86年11月には個人の副業を正式に認める「個人労働活動法」が、88年5月には、消費財生産やサービス業、流通業に携わる市民による協同組合の結成を認める「協同組合法」が制定された。これら2法案は、国有企業のみの一元的システムを改め所有の多元化を図る第一歩とも言うべき法律である。

ソ連では前述の通り、1987年6月に「国有企業法」を採択し、88年1月より全ての国有企業において同法が施行された。この「国有企業法」は、独立した商品生産者としての企業の権限を拡大し、市場メカニズムを活用して効率の欠如した国有企業を改造し、経済に活力を与えることを目的としていた。なかでも注目に値するのは、「国有企業法」によって新たに創設された国家発注制度である。同制度は、資材・機械補給制度という計画経済メカニズムの根幹をなす供給システムを、卸売商業制へと移行させるために考え出された制度であった。すなわち、生産財の割当て配分をなくし、国家と企業が契約という緩やかな結びつきに変わることによって商品を自由に売買できる市場を創り出そうとしたものである。しかしゴルバチョフが根本的ペレストロイカの核心と位置づけたこの国有企業改革は、後述する様々な矛盾や問題点を露呈して、所期の目的を達することなく挫折してしまった。

経済停滞を立て直すべく開始したゴルバチョフの経済改革ではあったが、改革開始後、経済実績はかえって悪化し危機が深刻化した。例えば、社会総生産額¹²の成長率は1988年

¹¹ 企業の経済管理を経済的指導方式に改めるとは、従来企業の上級機関が指令的に定めていた生産や販売の計画、価格形成、資材や資金の調達等を企業自身が行い、上級機関はそれを指導するという形式に改めることを指す。

¹² 工業、農業、建設、運輸など物的生産部門の総生産額を表示した概念。GNPとは異なり、サービス部門などの「非物的生産部門」が含まれていない。また、「物的生産部門」の生産過程で消費された中間財の重複計算部分が含まれている。

が3.5%で、89年は1.9%に、90年には-2%¹³へと落ち込んだ。また工業生産高も88年が3.9%で、89年には1.7%、90年には-1.2%へと同様に低下した。けれども住民の貨幣所得だけが、労働生産性や生産高の増大を大きく上回る伸びを見せた。すなわち、1988年の労働生産性が4.8%、89年、90年のそれがそれぞれ2.3%、-3%であるのに対して、住民の貨幣所得は1988年が9.2%、89年13.1%、90年16.9%と急激な伸びをみせたのである（岡田、1998, p. 33）。これは前述したように、「国有企業法」の実施により大幅な自主性を付与された国有企業が、企業に留保される増大した利潤に従業員の賃上げやボーナスの支払いに回した結果であった。他方で消費財生産はそれほど増えなかったため（1988年には5.1%、89年5.9%、90年6%増）（同上）、この過剰購買力は隠れたインフレ圧力となった。

「国有企業法」を中心とする経済改革は、既得権益を失うことになる中央官僚機構や保守派党機関の激しい抵抗にあい、事実上骨抜き¹⁴にされてしまった。こうした経済改革の阻害要因となっている官僚機構や党機関にメスを入れて改革の主導権を取り戻すために、ゴルバチョフは政治改革へと乗り出した。すなわち、1988年6月に開かれた第19回党協議会において党と国家の分離が課題となり、最高会議（ソビエト）議長制へと移行して、ゴルバチョフは最高会議議長に就任した。つまり、権力の中心が党から最高会議へと移行したのである。89年の5月には初の複数候補制による人民代議員選挙が行われ、人民代議員会議と最高会議という二重構造の議会制度が形作られた。そして1990年2月には党中央委員会総会において根本的な政治改革が示され、改革は質的に新しい段階に入った。すなわち、「人道的で民主的な社会主義」の政治綱領案が提起されたのである。この政治綱領案では「党の指導的役割」を憲法から削除し、一党独裁制の放棄、複数政党制の容認、党と国家

¹³ 1987年にハーニンとセリューニンは『ノーヴィ・ミール』誌上で、ソ連の経済成長が過大評価されていることを指摘した（Селюнин и Ханин, 1987, 邦訳は「虚構の数字の上に立ったソ連経済」『モスクワのテレビはなぜ火を噴くのか』金森不二夫、森本良雄編、築地書店、1987年、pp. 87-123）。この他にも、ソ連の経済統計の信憑性への疑問が指摘されて批判が起こったため、88年以降の経済統計はそれ以前の数字に比べて低くなっているという面もある。従って、この期間の統計数字をみる際には注意が必要である。ソ連の経済統計の検証については、久保庭(1990)を参照のこと。

¹⁴ 「国有企業法」が骨抜きにされてしまった具体例として、「国有企業法」により企業に与えられた統制数字、国家発注等の基礎データをあげることができる。例えば、国有企業はまず統制数字に従って生産を行うが、この統制数字は以前のような拘束性をもたず、企業にとってガイドライン的性格のものになるはずであったが、実際には統制数字通りに生産する必要があった。さらに国家発注は、最重要プログラムのみに国の発注が限定されるはずであったが、企業の生産能力一杯の生産課題が発注されて、従来の指令的課題と何ら変わらないものとなってしまった（Буннич, 1988, p. 15; Госзаказ, 1988, p. 82; Газман, 1988, p. 20）。

の分離等が打ち出された。またこの年には、共産党の指導に代わって強力な権限をもつ大統領制が導入され、ゴルバチョフが初代大統領に就任している。

1990年5月から10月頃まで、市場経済への移行を目指す様々なプログラムが提起、採択されたものの、それを実行に移すソ連政府には政治的安定性が欠けていた。90年3月から7月にかけては、バルト諸国、ロシア、ウクライナ、ベラルーシが次々とソ連邦からの離脱を宣言し、社会的、民族的、政治的安定は益々失われていった。1991年8月に保守派の軍人を中心とするクーデターが失敗すると、同年12月にはゴルバチョフ大統領が辞任し、ソ連邦は消滅へと至ったのである。

ところでゴルバチョフの経済改革は、そのルーツを1960年代のソ連改革派経済学者らの議論に見出すことができる。とりわけ『コムニスト』誌1964年第5号に掲載されたネムチーノフ論文¹⁵は、注目に値する。ネムチーノフは同論文の中で、計画課題の下達を企業への発注方式に改めることや、資材・機械補給制度の卸売商業制への移行を提案している。改革はいわゆるコスイギン改革として1965年から実施されたが、首尾一貫性を欠いた不徹底なものであり、68年のチェコ事件を契機として改革の形骸化が行われ、再集権化へと逆行していった¹⁶。ソ連では、1965年に開始されたコスイギン改革の挫折、ブレジネフ時代の停滞によって改革の機会が失われた形となったが、コスイギン改革期に活躍した改革派の経済学者が後の「経済ペレストロイカ」の立案に貢献したこと（岡田，1998, p.25）は注目に値する。

中国においても、状況はソ連に類似している。中国の場合には、1958年の「大躍進」から1978年の「四つの現代化」の提起まで、約20年間改革のチャンスを失ったのである。中国が工業建設において、集権的な計画経済体制をソ連から導入したことから、ソ連における計画経済システムの問題点は中国も同様であり、両国の直面する課題には本質的な共通性がある。ソ連も中国も約20年の時を経て、1960年代に提起された改革課題に取り組み始めたのである。

中ソ両国が集権的計画経済体制を80年代に改革すべき状況にあったことは、上述の通りである。けれどもゴルバチョフと鄧小平が改革に取り組む以前の両国を取り巻く様相には、

¹⁵ 邦訳は、ネムチーノフ「社会主義的な経済運営と生産の計画化」野々村一雄、宮鍋熾、志水速雄編訳『ソヴェト経済と利潤』1966年、日本評論社、pp. 198-219。

¹⁶ コスイギン改革については、岡・宮鍋・山内・竹浪(1976)や西村(1985)等を参照のこと。

大きな相違が存在していた。その代表的な点は、改革開始前の両国の経済状況の差と、分権化の度合の違いの2点である。ソ連ではブレジネフ期に経済は停滞していたものの（社会総生産額の年間成長率は1976～80年に4.2%，1981～85年に3.3%，岡田，1998，p. 33），プラス成長は保っており，大幅な景気後退はなかった。一方，中国では10年にわたる文化大革命（1966～76年）の深刻な影響を受け，「66年から80年までの15年間にわたる第3次，第4次，第5次の各5カ年計画は，要綱をかかげただけで，完備した計画の作成は不可能であった」（游，1982，p. 17）というように，経済は「文革」の混乱によって大きな打撃を受けたのであった。更に中国では，二度にわたる地方分権化（1957年末と1970年初）政策により，地方分権制が定着していた。これは毛沢東が米国との戦争を危惧して，軍事的観点から地方への権限委譲を進めたことによるものと思われる（中兼，2002，pp. 128-129）。これに対して，ソ連では高い中央集権制を維持していたため，地方への分権化は進んでいなかった。

以上のように，中国とソ連の経済改革史を大掴みに回顧してみた。80年代改革開始前の両国を取り巻く状況には大きな相違が存在していたものの，両国の改革時期，改革内容ともに近似性のあることが理解できる。

序3 中ソ経済改革の比較に関する主要研究

1987年から92年頃まで行われた中国とソ連の経済改革の概略は，前節の通りである。続く本節では，中ソ経済改革の比較を試みた欧米および日本人研究者による主要な研究の全体像を把握することにする。

中国では1980年代初頭より，ソ連では1985年より経済改革が進められてきた。そして中国，ソ連共に社会主義計画経済体制の下で，市場的要素導入の様々な試みが行われた。中国で行われたこうした経済改革は一般に「漸進主義的改革」といわれているが，ソ連で行われた「ペレストロイカ」も中国と同様，漸進主義的改革であると多くの研究はみなしている（Brus, 1993; Berliner, 1994; Sachs and Woo, 1994a 他）。しかし，共に計画経済体制の下で「漸進主義的改革」を行った両国ではあるが，中ソの政治的・社会的・経済的帰結が大きく異なったことは歴史的事実である。それではなぜ類似の改革を行いながらも中国とソ連の間にこのような大きな改革成果の相違が生じたのであろうか。その要因については，

既に多くの先行研究において様々な点が指摘されている。そこで以下では、主として欧米ならびに我が国研究者の中国とソ連における経済改革の評価を明らかにし、改革成果に大きな差異が生じた要因分析の詳細を明確にするために先行研究を検討し、そのアウトラインを描くこととする。以下では、先行研究が論じている中ソ経済改革の政策成果に大きな相違が生じた要因を、大別して1. 経済構造と初期条件要因、2. 政策要因、3. その他の要因の3つに分類して整理し、最後に小括する。

序 3.1 経済構造と初期条件要因

まず始めに、両国の経済構造の違いが改革成果相違の主要な要因である、とする論文をあげることができる。例えば Sachs and Woo (1994a) によると、中国は本質的に貧しい農業国であり、ここから改革を始めることは容易だったという。一方、ソ連はすでに都市化され、高度に工業化した社会だった。この経済構造の違いが改革パフォーマンスの差を生み出したというのである。そして中国が抱える問題とは、労働者を低い生産性の農業から高い生産性の工業に移すという通常の経済発展の問題であり、他方のソ連が抱える問題とは、非効率な産業の雇用をカットして効率的な産業やサービス等新しい仕事に就かせるという構造調整の問題であった。政治的にも経済的にも、経済発展の方が構造調整よりたやすい、とサックス＝ウーは主張している。これに対して大野（1996）は、改革パフォーマンスの違いを初期条件のみに帰することはできず、発展戦略の巧拙が重要であるとの立場から、サックス＝ウーの見解に批判を与えている。また中兼（2000）もラーディ¹⁷の研究を引用して、「初期条件の重要性を強調しすぎる。世界銀行の推計でも、部門間の労働移動の貢献は成長率のわずか六分の一しか説明していない」としてサックス＝ウーの見方を退けている（中兼, 2000, p. 18）。Walder（1995）もサックス＝ウーと同様に、中国は計画経済からの移行を促進する歴史的・制度的遺産を享受していた。つまり低い工業レベルの優位性という改革を促進する遺産を享受していたと述べている。また、Qian and Xu（1993）は漸進主義的な中国とソ連の改革の違いを計画化の組織構造の相違に求めている。すなわち、中国は「M型（a multi-layer-multi regional form）」経済であったがゆえに、地方への権限委譲とインセンティブの付与が進み、非国有部門の急速な参入と拡大が可能となる環境が醸成された。

¹⁷ Lardy, Nicholas (1988) *China's Unfinished Economic Reform*, Brookings Institution Press.

一方、ソ連は統一的な「U型 (a unitary form)」経済であり、大部分の企業は産業ごとに中央の直接的指導のもとでグループ化されており、地方への分権化はほとんど行われていなかったとのことである。

次に、中ソ両国の初期条件が異なっていたがゆえに、改革成果に相違が生じたとする研究も多数ある。初期条件要因として研究者が強調するのは、次の 4 点である。第一の要因は、改革開始時点の経済状況の差が、その後の改革の成否を左右したという見解である。例えば、Berliner (1994) によると、中国とソ連は類似の経済改革を試みたものの、改革開始時点でソ連では経済が停滞、マクロ経済の不均衡が広がっていた。一方中国では改革開始後 4 年間で約 6.5% の成長を遂げていたという大きな相違があった。中国政府はインフレ圧力への対処に成功したが、ソ連政府はマクロ経済不安定化の処理に失敗した。こうした事情により、ソ連では中国と類似の改革（漸進的改革）の遂行が困難になったという。Woo (1994) も中国の改革は、厳しいマクロ経済危機や対外債務危機の状況でのスタートではなかった、として中国の優位性を指摘している。Bucknall (1997) も先出の Berliner (1994) と同様に、改革が始まる前、ソ連経済はすでに低下していた。改革の主たる理由は、ソ連経済の低下であった。それと対照的に、中国は改革スタート時に経済が停滞しておらず、発展の加速化を追求していたとして、2 国の異なる出発点を強調している。

第二にあげられている要因は、社会主義国家としての完成度の違いである。Bucknall (1997) は、中国はソ連に比べて中央集権化の度合いが弱く、制度化の度合いも低かったのでより柔軟で、地方政府や官僚の裁量権もソ連のそれよりは広がったため市場改革に成功したとして、社会主義の完成度の違いをあげている。例えば、ソ連では中央政府の計画化の下にある生産物数は、1970 年代末で 1200 万以上あり、一方中国でのそれは 1979 年で 791 に過ぎなかった (Qian and Xu, 1993) という。また中兼 (2002) は、中国では「緩い集権化」があったために制度化が遅れ、そのために思い切った改革開放政策が可能になったとして、社会主義の完成度の低さが中国に幸いしたとの指摘を行っている。Woo (1994) も同様の見解を表明している。

第三の要因は、競争的な環境である。Berliner (1994) によると、中国はソ連に比べて独占企業が少なく、市場化によって生み出された競争的な環境が国有企業の効率化を促進したという。また第四の要因として、地方分権化の程度の違いにも研究者の注意が向けられている。実際、中国においては、地方分権化が市場化および経済成長に大きく貢献したと

の見解が多い。例えば、Berliner（1994）によると、中国の省政府や地方政府は、ソ連の共和国や地方政府よりも伝統的に大きな権限をもっていた。中国では地方分権化が進んでいたものの、共産党が強いままかなり統一されていたため、地方に対して中央の意志を課すことができたという。Brus（1993）も同様に、中央から地方（省）への実質的な経済的権限の委譲が、市場化に貢献したと述べている。すなわち、彼は地方政府は自らの財政収入源である地方企業の収益性に関心を持つようになり、市場改革に反対していた地方官僚らも経済的必要性から妥協するようになったとして、中国における地方分権化のメリットを強調しているのである。更に中兼（2002）も、中国では地方分権化の結果、地域間に競争が生まれ、市場の発達にプラスに作用したと述べている。また Xu（2011）も中国の経済成長の源泉の一つを、地方分権化と地方官僚間の競争に見出している。つまり、中国独特の地方分権的権威主義（RDA: the regionally decentralized authoritarian）という統治構造が、中国の高い経済成長の要因であると主張しているのである。RDA とは、中央政府が国家経済を地方政府に委譲し、地方政府は管轄範囲内で経済に深く関わるものの、中央政府が地方指導者の人事をコントロールして地方ベースの重層的ヒエラルキーを形成するという中国独特の統治構造である。

序 3.2 政策要因

中ソ両国の改革成果を相違させた要因として、政策的要因をあげる論考も多い。これら先行研究が指摘している政策的要因を大別するならば、以下の 7 点に集約することができるであろう。すなわち、第一に改革の順序の違い。第二に、共産党および国家の役割の違い。そして第三に計画システムの崩壊。第四に改革を主導した主体の違い。第五に非国有部門の発展があり、第六に国有企業改革の成果の違い。第七に对外开放度の違いがあげられる。

第一の改革の順序（sequencing）の違いは、更に 2 つの論点に分けることができる。つまり第一の論点は、農業部門の改革が、工業部門の改革に先立つべきなのか否か（Sachs and Woo, 1994b）という点である。第 2 節でも述べた通り、中国は農業部門の改革から、ソ連は工業部門の改革からスタートした。Bucknall（1997）によると、農業の場合、所有や努力、報酬のつながりが明確で、生産の増大に結びつきやすい。正に中国はそのような改革成果

を享受した。一方、ソ連では工業から改革が着手されたが、工業改革は即座に生産増大には結びつかず、成果が出にくいという相違があったという。Bucknall (1997) と同様の見解を Woo (1994) も示している。二番目の論点は、政治改革が先か、経済改革が先か (Sachs and Woo, 1994b) という問題である。ソ連では政治改革が経済改革に先行し、中国では最初に経済改革が行われた。ソ連では政治改革によって強固な政治的コントロールが除去され共産党が弱体化したため、一貫した政策の実行が不可能になってしまった (Bucknall, 1997)。また政治改革によって経済組織が依存している政治的軸が弱められた結果、経済は急速に制御できなくなっていったのである (Mau, 1995)。しかし Berliner (1994) によると、1985 年のソ連では、政治改革 (グラスノスチ) なき抜本的経済改革の実行は不可能だったという。なぜならソ連には中国の農民のような抜本的変革に対する広範な支持層が存在していなかったからである。ゴルバチョフとその支持者らは政治改革 (民主的プロセス) を行うことによって、保守的多数派の影響を無効にしようとした (Mau, 1995) という。同様の見解を Goldman and Goldman (1988) や Goldman (1994) も表明している。また Nolan (1995) によると、中ソ両国は、改革開始時点で大きな相違と同時に類似性も数多く有しており、両国ともに急速に成長する可能性があったが、政策選択の違いにより改革成果に大きな相違が生じた。すなわちソ連では、国家の行政機構を破壊するような政治改革が行われたことにより経済改革がさまたげられたのだ、と主張している。

第二の政策的要因は、共産党および国家の役割の違いである。Li (1994) によると、中国の市場化改革は、共産党の指導のもと既存の国家機関を通して行われた。これに対して、ソ連では共産党や既存の国家機関は経済改革の妨げであると考えられ、政治改革が先に行われた。また中国の市場化改革では、共産党によるイニシアチブが肯定的役割を演じた (Brus, 1993) が、一方のソ連ではグラスノスチの進展とともに、共産党は自信と正当性を失いやがて消滅してしまった (Berliner, 1994)。更に Chow (1993) は、政治的権力は分権化され、地方 (省) は権限を持つようになったけれども、共産党は中国を支配し続けているとして、政治制度においては抜本的変革はなされなかった、と中国の改革の特徴を述べている。同様に共産党の支配を中国の改革成功の要因としてみなしているのが Ferrero (2001) である。彼は、国家所有や大規模産業の党によるコントロールを放棄しなかったことと、党による管理職の任命やキャリア・所得をコントロールし続けたことの 2 点を、中国の成功要因とみている。なぜならば、ノーメンクラトゥラの間では、政治的レント割り当てのためには

基幹部門の国有企業が不可欠であるとみなされていたからであり、党による管理職任命等は、個人の党への忠誠を失わせないために不可欠であった。中国において党への忠誠は、国有企業内での利益を得るための前提条件であるからである。逆に、ソ連では、経済的機会の提供者としての共産党が衰退したことが、ペレストロイカ失敗の原因であったとみている。Xu (2011) も Ferrero (2001) と同様に、中国が分権化を行いつつも党中央がコントロールを維持し続けていたことと、地方官僚の任命やキャリアをコントロールしていたことを中国の成功要因とみなしている。国家の役割についても、Li (1994) は、ソ連はあまりにも早く国家の役割を弱めたのに対して、中国では国家は改革に積極的に関わり、経済を統制する役割を演じたと、両国の相違を指摘している。

第三の要因として、計画システムの崩壊もあげられている。Bucknall (1997) によると、ソ連では市場メカニズムが機能する前に、中央集権的システムが崩壊し、不足と大幅な工業生産の低下を招来したが、中国では、市場は中央集権的計画部門と併存する形で徐々に拡大していった。いわゆる双軌制 (dual-track approach) である。同様に Brus (1993) も、ソ連ではペレストロイカ期に指令システムの衰えが進行したが、それを他の調整メカニズムに置き換えることができなかった。計画も市場もない無秩序な状態は当然の如く、経済パフォーマンスの大幅な悪化を引き起こした。一方、中国では、市場メカニズムによる指令システムの漸進的な取り替えが行われたと、その違いを指摘している。また Naughton (1995) も、中国では移行の過程での計画部門の維持がアンカーとしての役割を果たしていたため、比較的安定していたとの見解を表明している。

第四の政策要因として研究者が注目するのは、改革を主導した主体の違いである。中ソ両国において、改革を主導した主体の違いを指摘する先行研究は少なくない。例えば Berliner (1994) や Bucknall (1997) によると、中国で改革のイニシアチブをとったのは農民や地方政府等であり、従って「ボトム・アップ」型であった。これに対して、ソ連でイニシアチブをとったのは党最高指導部内のゴルバチョフを支持するグループであり、従って「トップ・ダウン」型であったと指摘している。更に Sachs and Woo (1994a) は、ソ連の改革が中国のように自立したものとならなかったのは、都市住民も農民も変革を好まず、リスクをとりたくなかったからであるとして、改革はゴルバチョフをはじめとする党最高指導部によって行われた「上からの革命」だった、とソ連の改革を特徴づけている。ソ連では都市住民は職の保証を失うことを恐れて改革には及び腰で、農民もリスクをとりたくなかつ

た (Berliner, 1994) が、中国では初期段階から、政治指導者や地方官僚、都市住民、農民らによる改革に対する強い支持があったのである (Chow, 1993)。

第五の要因として、非国有部門の発展が指摘されている。中国では郷鎮企業、私企業、個人企業、外資企業等から成る非国有部門の発展を許容したことにより、経済的パフォーマンスが著しく向上した。例えば、Brus (1993) によると、中国では、農業を除く総雇用に占める非国有部門のシェアが 1989 年には 58%、総生産に占める非国有部門のシェアが 1990 年には 45%、小売販売高に占める非国有部門のシェアが 1988 年には 60%にのぼり、非国有企業（特に郷鎮企業）の発展が経済に大きな「市場的」影響を及ぼしたという。さらに Woo (1994) は、非国有部門が改革期に著しく成長した点を、郷鎮企業の工業生産額に占めるシェアが 1978 年の 9%から 1991 年には 31%に、郷鎮企業の工業労働に占めるシェアも 1978 年の 29%から 1991 年には 47%に急増したデータで示した。こうした非国有部門の発展は、Chen et al. (1992) らによると、農業改革によって生まれた高い所得や貯蓄、余剰労働力が、郷鎮企業の資本や労働資源となり、そのダイナミックな成長へとつながっていったという。やがて郷鎮企業の発展は、市場活動の範囲を拡大し、国有企業に競争的圧力をもたらした。一方、ソ連では農業経済が小さく、資本集約的で柔軟性に欠けていた。それゆえにソ連では、農村工業が国有部門に競争的派生効果を与える可能性は低かったのであった。

国有企業の改革成果の違いが、六番目の政策要因にあげられている。すなわち、中国では、国有企業に大幅な経営自主権を与え、利潤留保を認め、成果主義的な経営請負契約を行った。こうした政策が企業経営者の利潤追求インセンティブを大いに刺激し、企業の生産拡大、生産性の向上、TFP の伸びにつながった (Chen et al., 1992)。一方、ソ連でも国有企業に対して様々な自主性が付与されたが、価格改革、利潤分配改革等の補完的制度改革が伴わなかったため有効に機能しなかった。

最後に第七番目の政策的要因として、研究者は、対外経済開放の効果にも注意を払っている。事実、中国における経済特区の開設や外国企業との貿易権の拡大、合併の推進等の対外経済開放政策は、経済成長に大きく寄与したとの指摘が多くの先行研究にみられるのである (Brus, 1993; Berliner, 1994; Li, 1994)。例えば、Chen et al. (1992) によれば、外国貿易は 1978 年の 200 億 6000 万ドルから 1988 年には 1020 億 8000 万ドルと 5 倍に拡大した。一方ソ連も外国投資を受け入れ、西側諸国との貿易拡大を追求したが、中国と比較すると

その進歩は極めて遅かったと Berliner (1994) は述べている¹⁸。

序 3.3 その他の要因

中ソ両国の改革成果の相違を生み出したその他の要因として、先行研究は 2 つの要因をあげている。その第一は、華僑と香港の存在であり、第二は、行き過ぎた左派キャンペーンの影響である。第一の華僑と香港の存在をあげる論考も比較的多い。すなわち、ソ連には存在しない華僑と香港の存在が、直接投資、技術やノウハウの提供、輸出基地としての役割等を果たして中国の市場化に大きな影響を与えたというものである (Brus, 1993; Berliner, 1994; Woo, 1994; Bucknall, 1997)。

第二に、中国で行われた行き過ぎた左派キャンペーンの影響を指摘する研究がある。例えば、Woo (1994) によると、中国での大躍進政策や文化大革命のような行き過ぎた左派キャンペーンは、国家の行政的能力を弱め、中央集権的計画化の信用を傷つけた。そのことが保守的な党官僚らの市場化への抵抗を弱めることとなったという。また Berliner (1994) は、大躍進政策や文化大革命による厄災が、以前のシステムには戻らないという抜本的改革を支持する層を生み出したと指摘している。Woo (1994)、Berliner (1994) と同様の見解を Goldman and Goldman (1988)、及び Goldman (1994) も示している。

序 3.4 小括

以上の通り、先行研究は中ソ両国の改革成果に大きな相違を生じさせた要因は多様であると論じているが、その全体像を大胆に要約するならば、次のようになる。

Sachs and Woo (1994a) や Walder (1995) が指摘しているように、まず両国の経済構造の違いを指摘することができる。しかしながら経済構造の違いが改革パフォーマンスの違いを生み出したとする Sachs らの見解に対しては、大野 (1996) や中兼 (2000) が反論してい

¹⁸ この期間の中ソ改革で大きく異なるのは、両国の対外開放度の違いである。中国では 1980 年 5 月に広東省の深圳、珠海、汕頭と福建省の厦門に経済特区を設け、1984 年 4 月には更に 14 の沿海都市を対外開放し、外資を積極的に導入して経済を活性化させる政策を行った。これに対してゴルバチョフ政権では、自力での経済・技術の近代化を図っていたため、外資導入による経済再生の意図は弱かった。例えば、1990 年の合弁企業数を比べてみると、中国が 7273 件 (『中国統計年鑑』2014 年版, p. 243) に対して、ソ連は 703 件に過ぎない (IMF, World Bank, OECD, EBRD, 1991, p. 103, 数字は 1990 年 6 月まで)。

る。次に、中ソ両国の初期条件が異なっていたがゆえに、改革成果が生じたとする研究も多数ある。Berliner (1994) をその代表的論文としてあげることができる。第三には、Bucknall (1997) に代表される、中ソ両国の社会主義の完成度の違いである。第四の要因は、競争的な環境である。中兼 (2002) や Xu (2011) は、中国が分権化を進めた結果競争的な環境となり、効率化を促進したと述べている。第五に、改革成果相違の要因として、政策的要因をあげる論考も多い。先行研究が指摘している政策的要因は、以下の 7 点に集約することができる。すなわち、①改革の順序の違い、②共産党および国家の役割の違い、③計画システムの崩壊、④改革を主導した主体の違い、⑤非国有部門の発展、⑥国有企業改革の成果の違い、そして⑦対外開放度の違い、の 7 点である。

改革順序の違いは、更に 2 つの論点に分けられる。つまり第一の論点は、農業部門の改革が、工業部門の改革に先立つべきなのか、ということであり、第二の論点は、政治改革が先か、経済改革が先か、という問題である。これらの見解を代表する論文として Sachs and Woo (1994b), Nolan (1995) をあげることができる。第二の政策的要因である共産党および国家の役割の違いでは、Ferrero (2001) に代表されるように、中国が共産党の支配と官僚に対するコントロールを維持し続けたことが、中国の成功要因とみている研究者が多い。第三は、ソ連の計画システム崩壊の指摘であり、第四の政策要因は改革を主導した主体の違いである。Berliner (1994) や Bucknall (1997) は、中国の改革は「ボトム・アップ」型であり、ソ連の改革は「トップ・ダウン」型であったと述べている。残る 3 つの政策要因、すなわち非国有部門の発展、国有企業改革の成果の違い、対外経済開放はすべて中国が行い成功した政策である。これらの政策の実施が、中国の経済成長につながったとする論文が多い。Woo (1994) や Chen et al. (1992) がその代表である。

序 4 問題意識と構成

以上にみたように、Goldman and Goldman (1988) にはじまり、Xu (2011) 論文に至る 20 年以上にもわたる論争の中で、研究者は様々な議論を展開し、その結果、中国とソ連の改革成果の相違を生じさせた要因を理解する上で示唆的な論拠を提供した。けれども先行研究では、非常に重要な課題でありながら取り上げられていない点がいくつかある。

その理由として、1980 年代半ばから 90 年代初には活発に行われた中ソ経済改革の比較

研究が、近年低調化したという問題を指摘することができる。日本においても、中国とソ連それぞれの国の改革については豊富な研究蓄積がある。代表的な研究としては、中国の経済改革については浜（1995）や丸川（1996）が、他方ソ連の改革については、西村（1995）、溝端（1996）及び塩川（1994）が代表的な研究としてあげられる。ソ連、中東欧、中国の移行を包括的に論じた中兼（2010）もあるが、包括的であるがゆえに、中国、ソ連それぞれの改革についての議論は浅いといわざるを得ない。中ソ論争が盛んであった期間には、日本においても中ソの改革を比較研究する論文や著作も数多く発表された。その代表的な論文としては、山極・毛里（1987）、毛里（1989）、石井（1990）、日本国際政治学会（1990）等をあげることができるであろう。しかしながら中国の改革と、体制転換後のロシアの改革を比較分析した研究が盛んになることと反比例するかのように、移行前のソ連の改革は中国の改革と比較検討される機会が激減してしまった。ソ連の崩壊と連邦共和国を襲ったその後の深刻な経済危機に国際社会と研究者の目が奪われた結果、社会主義時代の中ソ改革史は、学術的に更なる検討がなされないまま今日に至っているのである。そこで、筆者はあえて体制転換の直前に中ソ両国において行われた「社会主義体制内最後の改革」の比較という、重要でありながら、まだまだ十分には掘り下げられていないこのテーマに取り組むことにする。

中ソ経済改革の比較研究においては、極めて重要でありながら議論が尽くされていない課題が何点かある。その中で、筆者が特に関心を寄せているのは次の2点である。

その第一は、当事者の視点である。ソ連と中国という社会主義の大国がほぼ同時期に、体制維持を図ろうとして苦闘していた。両国の国民は共に社会主義再生の道を模索していたのである。第三者である欧米ならびに日本の研究者とは異なる危機感を、両国は共有していたといつてよい。またソ連と中国は互いを意識しあっていた。こうした国同士が、互いの改革をどのように観察し、評価していたのかを明らかにすることは、比較経済史の視点として大変興味深い。主要な先行研究では抜け落ちていた、改革当事者同士ならではの観点を解明することは、中ソ経済改革の比較研究という課題にとっては極めて重要な論点であると考えられる。そこで本稿では、改革当事者同士の視点を詳らかにすることを第一の検討課題とする。

第二に重要なのは、ソ連と中国の国有企業改革の際に実施された、国家発注制度と経営請負責任制（以下、「請負制」と略す）の比較分析である。1980年代半ばから90年代初め

にかけて、ソ連、中国ともに社会主義計画経済の枠組を維持しつつ市場的要素の導入を試みる経済改革を行った。こうした経済改革において、企業改革が最重要な焦点であることは論を俟たない。第2節でも言及した通り、ソ連では1987年6月に「国有企業法」が採択され、中国でも88年4月に「国有企業法」が採択されている。「国有企業法」を中心として行われた企業改革で筆者がとりわけ注目しているのは、ソ連において行われた国家発注制度と、中国において行われた請負制である。ソ連の国家発注制は、資材・機械補給制度という、スターリン型計画経済体制の根幹をなしていた供給システムを、卸売商業制へと円滑に移行させるための移行のメカニズムの一つとして考え出された制度であった。すなわち、生産財の割当て配分をなくし、国家と企業が国家発注によって「契約」という結びつきに変わることによって、商品を自由に売買できる市場を創り出そうとしたのである。一方、中国の請負制は、中央集権的計画経済という枠組を維持しつつも、国家と企業の間の経営裁量権に関する双務的契約を通じて、企業に対して利潤の一部の内部留保を許容することにより、物質的インセンティブを企業経営者及び国有企業に付与するという改革措置であった。中ソ両国のそれは、計画部分を縮小して企業に大幅な経営裁量権を与えるという、社会主義体制内改革としては画期的であり、本質的な政策措置であった。更に、ソ連の国家発注制と中国の請負制は、その基本的コンセプトも、また制度設計の具体的内容も大変類似している。また両者は、その政策開始時期もほぼ同一である。にもかかわらず、請負制は様々な問題や限界を有しているものの、一定の肯定的成果を収めたといえるのに対して、国家発注制は実質的には最初からなんら有効に機能しないままに終焉を迎えてしまった。この点は、両国の体制内改革を比較する際に大きく異なる点であり、大変興味深い歴史的事実である。

主要な先行研究では幅広い比較分野がカバーされているものの、「体制内最後の改革」として行われた国家発注制と請負制という類似の改革措置が比較分析されていないのは大変残念であるといえよう。そこで、本稿では、中ソの国有企業への経営自主権付与の実践として、国家発注制と請負制を取り上げ、その実態の解明を第二の研究課題とすることにする。

以上の問題意識を踏まえて、本稿では次のような構成の下で議論を進める。第I部では、中国とソ連の互いの研究者が、互いの国の経済改革をどのように評価していたのかを解明する。まず第1章では、ゴルバチョフ政権の下で行われた経済改革について、改革の進展

に沿って中国人研究者の評価を詳しく検討する。そして同時期に行われた政治改革についても、同様に中国側の評価を検討した後、政治改革がソ連にもたらした影響に関する中国側の見解を整理する。更に、中国人研究者のゴルバチョフ改革に対する評価の多様性を整理・検討する。続く第 2 章では、ソ連人研究者や知識人からみた鄧小平の経済改革の評価を、主としてロシア語文献を用いて検討する。その上で、ソ連のペレストロイカの進展に伴い、ソ連人研究者らの中国改革に対する評価の経年変化の有無を検証する。

続く第Ⅱ部では、第二の研究課題、すなわち、ソ連国家発注制度と中国請負制の解明に取り組む。まず第 3 章では、ソ連の国有企業で行われた、体制内改革に固有な措置である国家発注制度の制度的枠組や実施状況を明らかにし、国家発注制度自体に内在する問題点と制度補完上の問題点を論じ、その果たした役割の評価を試みる。そして第 4 章では、同じく中国の国有企業で実施された、やはり体制内改革に固有な措置である請負制の制度的枠組や実施状況を明らかにする。そして請負制を理論的・制度論的観点から検討した先行研究の主張を整理する。更に先行研究のサーベイ及び筆者のインタビューによる実証研究に基づき請負制の成果を評価する。

以上の研究成果を踏まえて、終章では、本稿の分析、検討結果に基づいて、筆者の結論と共に、本稿では扱いきれなかった今後の課題について述べる。

表序 1 中国の経済体制改革の推移(1978～1992 年)

1978年	12月	中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議(11期3中全会)開催, 改革・開放政策開始
1980年		農業改革(農家生産請負制)の展開 工業企業等で利潤留保の実験
1984年	10月	党12期3中全会で「経済体制改革に関する決定」採択,「社会主義商品経済論」が公認される 都市・工業部門で改革開始 工場長責任制の実施 利潤上納から納税制へ(利改税) 二重価格体系の導入
1986年	12月	企業破産法を採択(1988年11月から施行)
1987年	10月	中国共産党第13回大会開催,「社会主義初級段階論」を採択→私営企業が法的に公認される 国営企業で経営請負責任制が実施される 価格改革の実行→副食品価格の自由化
1988年	4月	「国営企業法」を採択(1988年8月施行)
1992年	2月	鄧小平の南巡講話→改革・開放の加速
	7月	「国有企業経営メカニズム転換条例」を施行・・・14項目の経営自主権を付与
	10月	中国共産党第14回大会開催,「社会主義市場経済論」を確立。計画経済体制を否定

出所: 浜(1995)等をもとに筆者作成。

表序2 ソ連ペレストロイカ期の経済体制改革・政治体制改革の推移(1985～1991年)

1985年	3月	ゴルバチョフ ソ連共産党書記長に就任
1986年	2月	第27回党大会 社会・経済発展の加速化路線の採択
		ゴルバチョフ書記長 根本的改革の課題を提示
	11月	「個人労働活動法」採択
1987年	1月1日	企業の権限拡大に関する経済実験を深化。すべての企業で新経営方式を採用
	1月	ゴルバチョフ書記長 政治改革を提議…党内の根強い抵抗にあう
	6月	党中央委員会総会で「経済管理の根本的ペレストロイカの基本命題」を採択 最高会議で「国有企業法」採択(1988年1月施行)
1988年	5月	「協同組合法」採択
	6月	第19回党協議会 党と国家の分離が最大の課題に。ペレストロイカは新段階(第二段階)へ
	6月	最高会議(ソビエト)議長制へ移行。ゴルバチョフ 最高会議議長に就任。権力の中心を「国家」に移行
1989年	3月	党中央委員会総会 賃貸借, 個人副業, 自作農を正当な制度として初めて位置づける
	5月	人民代議員大会 新しい「議会制」の展開→最高会議の開設
	12月	第二回人民代議員大会 ルイシコフ, アバルキンの93年からの市場改革案(穏健改革案)採択
1990年	2月	党中央委員会拡大総会で「党の指導的役割」規定を憲法からは除外する。一党制放棄→政治改革 質的に新しい段階に。市場経済への移行が, 「計画的市場経済」という表現で承認される 「人道的で民主的な社会主義」の政治綱領案が提議される
	3月	臨時人民代議員大会 大統領制導入→共産党の地位低下を加速。複数政党化進行 ゴルバチョフを大統領に選出 「所有法」採択

(続く)

(表序 2 続き)

1990年	5月	ルイシコフ首相 最高会議で市場経済への移行を報告(調整市場経済への移行構想)→消費財価格の引上げ→民衆の不満により撤回 エリツィン ロシア最高会議議長に就任。ロシア連邦共和国 主権宣言
	6月	「企業法」採択
	7月	第28回党大会 「計画的市場」経済から「調整市場」経済にいくことを決める(政府案) 保守派の停滞。シャターリン案(「500日プログラム」)作成
	10月	最高会議 政府案とシャターリン案の折衷案である 「国民経済の安定化と市場経済移行の基本方向」採択。市場経済の導入を決定
	12月 4日	最高会議 憲法改正を再度行うことを議決。内閣を大統領直属にするなど大改革行われる
	12月 17日	第4回人民代議員大会 ゴルバチョフの方針 統制色の濃いものに→市場経済改革の方針から後退 シェワルナゼ外相辞任
1991年	7月	「民営化法」「外資法」採択
	8月	クーデター 共産党解散
	12月	ゴルバチョフ大統領辞任 ソ連邦消滅

出所:下斗米(1991)等をもとに筆者作成。

第 I 部

中国からみたソ連, ソ連からみた中国

第1章

中国からみたゴルバチョフ改革

1.1 はじめに

中国では鄧小平体制の下で 1980 年代初頭より、ソ連ではゴルバチョフ政権の下で 1985 年より経済改革が進められてきた。そして両国共に中央集権的計画経済の枠内で市場経済的な要素の導入を試みる様々な改革が行われてきた。序. 2 の中ソ経済改革史概観でみたように、社会主義の枠内で市場的要素を導入するという類似の経済体制改革¹⁹を行った中国とソ連ではあったが、その経済的成果が大きく異なったことはその後の歴史が証明している。すなわち中国においては、農村改革に続いて国有企業改革を中心とした都市工業改革も成功させ、社会主義体制内での市場経済化を行い、高度経済成長を達成したのである²⁰。

一方、ソ連で行われたゴルバチョフの経済体制改革は、社会各層の大きな抵抗を受けて挫折し、経済危機のみならず政治的、社会的、そして民族的危機をも引き起こし、最終的にはソ連崩壊へと繋がっていった。このように中ソ両国において大きな改革成果が生じた要因を考察するにあたって、1987 年から 91 年頃まで両国で行われた経済体制改革は、歴史的に非常に重要な意義をもっているといえる。なぜならば中国では鄧小平体制の下で国有企業改革を中心とする経済体制改革を成功させて²¹、曲がりなりにも社会主義の枠内での改革を促進させていったのに対して、ソ連ではゴルバチョフの経済体制改革の失敗から社会主義の枠組を越えた改革へと進まざるを得なかったという意味で、社会主義体制の存亡を決定づけた最も重要な歴史上の分岐点であると考えられるのである。この様に、

¹⁹ 中国語と日本語では「体制」と「制度」の意味が基本的に逆になっており(浜, 1995, p. 108), 中国語で「経済体制改革」は, 「経済制度の改革」を意味することと, 日本における中国研究者は一般に「経済体制改革」と表記していること, また主として中国語文献を使用しているという 3 点の理由により, 本章においては「経済改革」を「経済体制改革」と表記する。

²⁰ 1979 年から 92 年までの年平均 GDP 成長率は約 9.5% (『中国統計年鑑』2008 年版より計算)。

²¹ 1980 年代後半に行われた経営請負責任制を中心とする国有企業改革については, 第 4 章で改めて詳しく検討する。

重要な歴史的意義をもつ両国の経済体制改革ではあるが、その後のソ連の激変と新生ロシアを襲った深刻な経済危機に目を奪われた結果、この研究課題は、学術的に十分な検討がなされないままに今日に至っている。とりわけ中国人研究者が、ゴルバチョフのペレストロイカをどのように評価しているのかという点に関する研究は皆無に近い²²。

そこで、本章では中国自身がソ連の改革をどのように評価し、そこから何を学び取ろうとしているのかを明らかにしていきたい。すなわち、本章の目的は、中国人研究者のゴルバチョフ改革、つまり「ペレストロイカ」に対する評価の特徴や傾向を明らかにすることにある。ここでは、主として 1987 年から 91 年にかけて行われたソ連の経済体制改革に対する中国人研究者の評価を検討するが、必要に応じて政治体制改革も取り上げて検討を行う²³。

中国におけるゴルバチョフ改革の評価をする前に、中国におけるソ連研究がどのようなものであり、その特徴はどのような点にあるのか、経済研究を中心として簡単に振り返っておくことにする²⁴。

さて、中華人民共和国建国後から現在に到るまで、中国におけるソ連（ロシア）研究は、安（2009）によると 5 つの時期に区分できる。まず第一期は 1953 年から 1965 年で、創成期である。そして第二期は文化大革命による動乱の影響を受けた停滞期で、1966 年から 1979 年である。第三期は 1980 年から 1991 年で、文革の終結を受け、中国のソ連研究も急回復した。この第三期では、1978 年から始まった中国の経済体制改革の参考とするため、ソ連の経済体制に対する研究が盛んに行われた。中国では、1984 年の中国共産党第 12 期中央委員会第 3 回総会において、農村改革に続いて本格的に都市改革に乗り出すことを決定した「中共中央の経済体制改革についての決定」²⁵が採択されたが、ここで注目すべきはこの決

²² 1980 年代前半までのソ連の政治経済体制改革に関する中国人研究者の評価については、毛里（1983）、毛里（1986）に詳しい。

²³ 本章では、1980 年代から 2000 年代にかけて発表された中国語文献を検討の対象とした。ソ連のペレストロイカの評価に関する文献が、90 年代から 2000 年代まで広範に入手可能であったことと、後述するように、80 年代の研究には政治的関与が存在したり、研究成果に偏りもみられるため、90 年代及び 2000 年代の文献を多く使用した。

²⁴ 以下の記述は、安（2009）pp. 86-92、陸（1987）pp. 82-90、劉・薛（2002）pp. 80-81 による。

²⁵ この「決定」の理論的革新性は、浜（1995）によると、①「社会主義の根本任務は生産力を発展させることにある」と断定したこと、②社会主義経済は「公有制を基礎とする計画性のある商品経済である」と論断したこと、③価値法則の運用を重視したこと、④国家と企業の関係では、「政企分離」、「所有権と経営権の分離」、企業の「法人」としての地位などの注目すべき新見解が示された点にあるという（浜、1995、pp. 119-120）。

定が正式採択されるまで、ソ連・東欧諸国の経済体制改革を研究する研究者らの見解が政府側から何度も求められ、参考にされたということである（陸, 1987, p. 89）。第四期は中国におけるソ連（ロシア）研究が全面的に発展した時期で、1992年から2000年である。最後の第五期は、2001年から現在に至る期間である。この時期の特徴は、研究者自身の成熟、理論・方法論の多様化、学問研究に対する政治的関与の減少、極端なナショナリズムの克服等により、研究そのものが「全体的」で「客観的」なものとなったことである。例えば、劉・薛（2002）によると、ペレストロイカの失敗とその後のソ連崩壊直後は、その原因究明に際しては感情的色彩を帯び、その研究成果にも偏りがあったが、研究が深まるにつれてゴルバチョフに対する認識や評価も変わり、ソ連の改革に対する評価も客観的になってきたという（劉・薛, 2002, pp. 80-81）。この様に、中国においてゴルバチョフ改革に対する研究が成熟し、客観的となった現在だからこそ、中国人研究者の同改革に対する評価を検討し、その成果を整理しておく必要があるともいえる。そして、近年経済面で最も多く研究されているテーマは、中国とロシア、東欧、中央アジア諸国との経済体制転換に関する比較研究である。

以上の研究史の概観から明らかなように、中国においては、ソ連（ロシア）の政治経済体制改革の研究が改革直後から脈々と受け継がれ、理論的にも政策的にも積極的かつ熱心に行われているのである。さらにロシア（ソ連）の体制移行の経験を研究することによって、中国の体制移行に役立たせる、もしくは教訓を汲み取ることを目的としてソ連（ロシア）研究が行われていることは明らかである。なぜならば、中国のゴルバチョフ改革に対する評価は、ある意味中国自身を映し出す鏡の役割を果たすものでもあり、今後の中国の進むべき改革の方向性を指し示すものともなるであろうからである。

本章の構成は次の通りである。1.2節では、ゴルバチョフ政権の下で行われた経済体制改革について、改革の進展に沿って中国人研究者の評価を詳しく検討する。次の1.3節では、政治体制改革について、同様に中国側の評価を検討した後、政治体制改革がソ連にもたらした影響に関する中国側の見解を整理する。そして、1.4節では、中国人研究者のゴルバチョフ改革に対する評価の多様性を整理・検討し、最終1.5節で筆者の結論を述べる。

1.2 ゴルバチョフの経済体制改革

1.2.1 「加速化発展戦略」の実施

上述の通り、中国においては、ソ連の政治経済体制改革に関する研究がとりわけ 1980 年代に入って盛んに行われた。それではゴルバチョフ政権下のペレストロイカ失敗について、中国人研究者はどのような評価を行っているのか。またその失敗の要因はどこにあると分析しているのか。さらにゴルバチョフの改革について、どのような理論的検討が行われたのか。こうした観点に立脚しつつ、ソ連の改革の進展に沿って中国側の評価・分析を検討していくことにする。

1985 年ソ連共産党書記長に就任したゴルバチョフは、西側諸国との経済格差や経済停滞に危機感を抱き、経済的立ち後れを取り戻すために機械工業部門に投資を優先的に振り向け、経済を加速的に発展させる「加速化戦略」を 1986 年 2 月の第 27 回ソ連共産党大会で採択し、実行した（表序 2 参照）。この「加速化戦略」の内容は、2000 年末までの 15 年以内に国民収入と工業総生産額を 2 倍にし、労働生産性を 1.3～1.5 倍にして、一人当たり実質収入を 60－80% 増加させるものであるが、その実態は依然として総生産額を追求する重工業優先の発展戦略であった（曹, 1999, p. 113）。

陸南泉（2007a）の見解によれば、経済体制改革の初期段階で行ったこの加速化発展戦略が、誤りの第一歩であったという。加速化発展戦略は、ソ連経済停滞の原因を深く分析することなく、国情から遊離した結果、ソ連は危機から脱却しないばかりか却って国民経済の崩壊を加速した（黄丹, 2003）。また、この頃さらに先鋭化してきた消費財不足の問題を解決するためには、重工業優先ではなく軽工業の優先的発展へと経済構造を調整すべきであったが、実態にそぐわない加速化発展戦略を実行して改革の基礎の不安定化を招いた（李建民, 1990；曹駿, 1999）として、先行研究は経済面での政策の誤りを厳しく批判している。

1.2.2 「根本的ペレストロイカ」の空転

ソ連の経済的立ち後れを取り戻すために始めた加速化発展戦略ではあったが、経済不振を打開するどころか国家を益々危機的な経済状況へと追い込んでしまった。こうした状況に到って、ゴルバチョフをはじめとするソ連指導部は経済システムを根本的に改革する必

要性を認識するようになった。つまり「ペレストロイカ」（建て直し）の概念が提起されたのである。この「ペレストロイカ」という言葉は、当初経済管理の再編に関して用いられていたが、次第に言論の自由を意味する「グラスノスチ」（情報公開）や政治的民主化、歴史の見直しなど社会生活全体の刷新を意味するものへと拡充されていった。

1987年6月には党中央委員会総会において、「経済管理の根本的ペレストロイカの基本命題」（以下、「基本命題」と略す）が提示され、最高会議（ソビエト）では「国有企業法」が採択された。この「基本命題」は「国有企業法」と対となる規程で、国有企業を独立採算の経済主体とするためには経済管理も根本的に再編する必要があるとの認識から、行政的経済管理を経済的指導方式²⁶に改めようとするものであった。さらに1986年11月には個人の副業を正式に認める「個人労働活動法」が、88年5月には、消費財生産やサービス業、流通業に携わる市民による協同組合の結成を認める「協同組合法」が制定された。これら2つの法律は、国有企業のみの一元的システムを改め所有の多元化を図る第一歩ともなる画期的なものであるが、こうしたソ連の経済体制改革措置に対する黄立芾（2003）の見方は大変厳しい。事実、黄は、ゴルバチョフ以前のソ連の経済体制改革は、中央集権的計画経済体制の枠組維持を目的として、この体制に「補修」を行うことを目的としていたのに対して、ゴルバチョフの上述の改革措置は旧体制、すなわち高度に中央集権的な管理体制を「打破」しようとしたものである、と断じている。そしてゴルバチョフの経済体制改革が苦境に陥った根本的原因を、中央経済管理権の下部への委譲や経済管理機構の簡素化等、既得権益者の利益に触れたことにあるとみている。つまり、改革は既得権益層の激しい抵抗にあったがゆえに「空転」し進展しなかったというのである。ソ連のこうした実践に対して、中国では労働人口の絶対多数を占める農民が計画経済体制の既得権益者ではなかったゆえに経済的補償を必要とせず、中国の改革コストは低かった、と黄は述べている（黄立芾, 2003, pp. 64-80）。

ソ連政府の中央集権的管理体制を改革して企業に経営権を委譲し、市場メカニズムを導入しようとした試みに対して、楊磊（1995）と熊小奇（1992）の見解はさらに注目に値する。まず楊は、経済体制改革の中で、市場を主体とする混合経済へと急速に転換したこと

²⁶ 企業の経済管理を経済的指導方式に改めるとは、従来企業の上級機関が指令的に定めていた生産や販売の計画、価格形成、資材や資金の調達等を企業自身が行い、上級機関はそれを指導するという形式に改めることを指す。

が経済を機能不全に陥れ、深刻な経済危機を引き起こした要因であるとみている。すなわち、ソ連の従来改革は、計画経済体制を基礎として部分的に市場経済を利用して経済的効果と利益を高めようと試みていた。これに対して、ゴルバチョフ政権が進める改革では、袋小路に迷い込んで急速に市場を主体とする混合経済へと転換した結果、国有経済が絶対的比重を占めていたために市場メカニズムが確立できず、改革の過程で以下にあげるような特殊な状況が出現したという。それは第一に、市場を主体とするものの、経済的基礎は国有経済であり、第二に、行政権力を基礎とする計画は廃止するけれども、市場メカニズムは制約を受けるためにその役割を発揮できず、第三に縦方向の情報ルートは断ち切るものの、横方向の情報連関は未だ確立していないという事態が生じたのである（楊, 1995, pp. 20-21）。これはゴルバチョフ改革が中途半端であるがゆえに旧体制も機能せず、市場メカニズムも確立できないという状況が出現したために、ソ連経済に混乱と危機がもたらされたとする見方である。これに加えて注目しているのは、熊小奇（1992）の所見である。熊は経済体制改革の混乱と経済危機の深刻化の原因を、ゴルバチョフの誤った政策実施によるものと判断している。すなわち、ソ連の当時（1980年代後半～90年代初）の生産力は、西側の発展した国家の水準に達していなかったもので、この時期の生産力に適合した中央集権的管理制度が一定の範囲と程度まだ必要であったのに、それを改革するという過ちをゴルバチョフは犯したと批判しているのである（熊, 1992, p. 60）。また童書興（1991）は、高度に中央集権的な行政命令体制を改革し、権限の委譲を行うべきであるが、中央の権威を根本的に否定すべきではないと述べている（童, 1991, p. 52）。ここから、中国人研究者は、権限の委譲と中央の権威の否定を急ぎすぎたことが、ソ連における経済的混乱の要因となったと推論していることが読み取れる。

以上の通り、ソ連が中央集権的管理体制を急激に改めようとしたことに対して、総じて中国側の評価は大変厳しいことが見て取れる。ソ連が行った経済改革全般についての中国側の見解は上述の通りであるが、個別の改革政策についてはどのように評価しているのだろうか。以下では、（1）ソ連が経済体制改革を農業からではなく、工業から始めたという戦略選択と、（2）ソ連の国有企業改革に対する中国側の見解と、根本的ペレストロイカを実行した結果生じた、（3）経済危機の深刻化、に対する先行研究の見方を検討する。

（1）農業改革の立ち遅れ

序章でも強調した通り、中国の経済体制改革は農村から始まった。すなわち、中国の農業分野では1980年代より個別の農家に生産物の生産を請け負わせる「農家生産請負制」を中心とする各種の請負制が全国で実施され、農村改革が進展した（表序1参照）。農村における生産請負制は農民の生産意欲を大いに高め、食糧生産額も飛躍的に増大し²⁷、農村改革は大きな成功を収めた。張傑（1993）は中国の農村改革の成果として、以下の3点をあげている。すなわち、第一に農業生産の停滞状態を終わらせ、農業生産を増大させたこと。第二に、人民公社の流れを汲む郷鎮企業等の非国有経済が急成長し²⁸、軽工業の発展を促進したこと。最後に第三として、農村改革の成功が都市工業発展のための市場を作り、都市改革のための良好な外部環境を創り出したことである（張, 1993, p. 55）。

経済体制改革を農業から開始した中国とは対照的に、ソ連は改革を農業からではなく工業から開始した。この戦略選択が適切ではなかったと主張する中国人研究者は少なくない（童, 1991；熊, 1992；張, 1993；魏, 1997）。例えば、張傑（1993）はソ連が農業から改革を開始しなかった理由として、2つの観点をあげている。それは第一に、ソ連の集団農業は低効率ではあったが比較的安定しており、農民の現状を改変したいという要求は、中国と比較して余り切迫感がなかったということであり、第二にソ連の農業は機械化が進み、分業も高度化していたため、家庭を単位とする農家生産請負制のような改革は受け入れられなかったということである（張, 1993, p. 56）。けれどもこうした事情があったとしても、ソ連経済の現状を考慮すれば先に農業改革を行うべきであった、というのが中国側に多い見方である。その代表的見解は、陸南泉（2007b）の論考である。陸は、ソ連農業は長年の政策上の誤りにより立ち遅れた状態にあり、当時のソ連では食料や生活に必要な消費財の供給が非常に逼迫していたため、市場の需給問題を解決するために、改革当初の数年間重点は農業問題の解決に置かれるべきであったがゴルバチョフ政権はそうはしなかった。このことが経済体制改革の進展に否定的な影響を与えたと述べている（陸, 2007b, pp. 610-611）。

上述のように、ソ連が改革を農業からではなく工業から開始したという戦略選択に対して中国側の文献に厳しい評価が比較的多いのは、農業改革を成功させ、人々に改革の実利

²⁷ 食糧生産は、1984年に4億731万トンと4億トンを突破し、1982年に策定された第6次5カ年計画の85年目標である3億6000万トンをも繰り上げ達成した（浜, 1995, p.76）。

²⁸ 例えば、1978年の郷鎮企業数は152万社、従業員数は2826万人、郷鎮企業の総生産額は493億元であったが、1992年には企業数は2079万社、従業員数は1億581万人、総生産額は1兆7975億元となり急成長を遂げている（『中国統計年鑑』1996年版）。

をもたらし、都市工業改革へと順調な道筋をつけたという中国側の「自信」の表れと言えるかもしれない。

(2) 企業改革の問題点

ソ連では前述の通り、1987年6月に「国有企業法」を採択し、88年1月より全ての国有企業において同法が施行された。この「国有企業法」は、独立した商品生産者としての企業の権限を拡大し、市場メカニズムを活用して効率の欠如した国有企業を改造し、経済に活力を与えることを目的としていた。しかしゴルバチョフが根本的ペレストロイカの核心と位置づけたこの国有企業改革は、様々な矛盾や問題点を抱えていたため、所期の目的を達することなく挫折してしまった。この国有企業改革失敗の要因に関する議論は多様であるが、ここでは3つの論点に絞って検討することにする。すなわち、(a) 企業改革と企業を取り巻く外部環境の改革が整合的ではなかった、(b) 企業自身が抱える問題、(c) 企業改革に対する既得権益層の抵抗、の3点である。

(a) 企業改革と企業を取り巻く外部環境の改革が整合的ではなかった

まず最初に注目されるのは、田春生(1992)の、市場や競争の排斥と企業の独占を前提とする高度な国有化と、企業自主権付与の間には矛盾があるという指摘である(田, 1992, pp. 62-63)。つまり、高度な国有化体制の下では、創造的な精神をもつ企業や起業家を創り出すことができないし、競争から来る経済的原動力や発展は生まれ難いという主張である。こうした状況の下、企業に経営自主権を与えたところでかえって計画体制が混乱し、計画経済体制の内部メカニズムが破壊されてしまう結果、投資が減少して生産が急減し、賃金の増加はコントロールを失い、不足は日増しに深刻化したと張は述べている(張, 1993, pp. 57-58)。

ここから前述したような熊小奇(1992)の、中央集権的管理体制をこの時期に一気に改革するのは時期尚早である、との議論も出てくるのである。けれども問題はやはり李建民(1990)が強調するように、企業改革と企業を取り巻く外部環境、すなわち価格、財政、貸し付け、卸売り取引等の改革が全て大きく立ち遅れているところにあるようである(李, 1990, p. 20)。実際、企業に独立した商品生産者として活動するように経営自主権を付与しても、自主性を発揮するために必要な上述の付帯的措置が改革されないならば、企業は効率的な経営を行えないどころか、次に述べるような歪んだ行動を取り始めることが報告さ

れている。

(b) 企業自身が抱える問題

企業は与えられた経営自主権を行使して効率的経営を行い、拡大再生産のための投資を行うのではなく、独占的地位と競争メカニズムの働かない状況を利用して自己の利益の最大化を図り、増大した利益を従業員らの賃金やボーナスとして分配した。こうした従業員の貨幣収入の増大が、激しいインフレを招いた（固定価格の下でのインフレは、行列や品不足の形で表れた）という（李建民, 1990；林, 1991；曹, 1999；李肇忠, 2000）。これは曹駿（1999）が指摘するように、企業に自主権を与えると同時に、企業が経済的責任を負うようなメカニズムや懲罰制度を導入すべきであったが、そうしなかったために企業の勝手な行動を抑制できなかった結果であろう（曹, 1999, pp. 113-114）。

(c) 企業改革に対する既得権益層の抵抗

先に述べたとおり、ゴルバチョフは既得権益層の改革に手をつけた。要するに、企業に経営権を委譲したことにより、中央幹部や部門省の利益が大きく失われたのである。とりわけ部門省の抵抗が大きく、李建民（1990）は、依然として行政的手法で企業を管理・拘束し、新経済メカニズムをボイコットした結果、改革措置が十分実施できずに同メカニズムが元の形を失った（例：国家発注²⁹）ことを報告している。さらに、「国有企業法」に規定された賃金改革も、社会の大多数を占める労働者の「安定した収入」や「一律の待遇」といった利益を損なうものであったという。こうした社会各層の改革に対する大きな抵抗を指摘した上で、ソ連では非国有経済が発展していなかったため、利益が損なわれる既得権益層に補償することができなかった結果、改革は人々に支持されなかった、ということを強調する中国側の文献も何点もある（張, 1993；李肇忠, 2000；黄立弗, 2003）。他方、中国では非国有経済（郷鎮企業、外資企業等）の発展により、経済体制改革の過程で利益を失った人々に就職や収入等の新たな経済的チャンスを与えて補償した結果、改革が支持されたという意味で、両国の改革における非対称性が強調されている（李肇忠, 2000, p. 115）。

こうした中国側の見解は、国有企業改革を行うためには、まず非国有経済を発展させて利益を失う人々に経済的補償を行い、改革でこうむる損失を緩和して改革に対する支持を取り付ける必要のあることを強く示唆している。

²⁹ 資源配分制度を、集権的割当制から国家が企業に注文を出す「国家発注」という契約方式へと移行させる改革措置が行われた。注 14 も参照のこと。

ここで留意すべきなのは、中国人研究者によって指摘されたソ連の国有企業改革における問題点の多くは、中国の企業改革の際にもみられた現象であることである³⁰。これは、ソ連経済体制改革の問題を指摘しつつ、中国の経済体制改革の問題を暗に語っているとも考えられるのである。つまり、中国自身を映し出す鏡の役割として、ソ連のゴルバチョフ改革を評価していると推測されるのである。

(3) 経済危機の深刻化

経済停滞を立て直すべく開始したゴルバチョフの経済体制改革ではあったが、改革開始後、経済実績はかえって悪化し危機が深刻化した。例えば、社会総生産額の成長率は 1988 年が 3.5%で、89 年は 1.9%に、90 年には-2%へと落ち込んだ。また工業生産高も 1988 年が 3.9%で、89 年には 1.7%、90 年には-1.2%へと同様に低下した。けれども住民の貨幣所得だけが、労働生産性や生産高の増大を大きく上回る伸びを見せた。すなわち、1988 年の労働生産性が 4.8%、89 年、90 年のそれがそれぞれ 2.3%、-3%であるのに対して、住民の貨幣所得は 1988 年が 9.2%、89 年 13.1%、90 年 16.9%と急激な伸びをみせたのである（岡田，1998, p. 33）。これは前述したように、「国有企業法」の実施により大幅な自主性を付与された国有企業が、企業に留保される増大した利潤に従業員の賃上げやボーナスの支払いに回した結果であった。消費財生産はそれほど増えなかったため（1988 年には 5.1%、89 年 5.9%、90 年 6%増）（同上）、この過剰購買力は隠れたインフレ圧力となった。

この様に、経済体制改革を行ったものの長期にわたって改革の効果がみられず、かえって経済危機が深刻化したことが、人々の改革に対する自信と社会主義制度に対する信頼を失わせ、経済体制改革失敗の直接的もしくは間接的要因となった、と指摘する論考は比較的多い（李建民，1990；魏，1997；曹，1999；趙，2001；譚，2006；陸，2007a,b）。これらの論文は、繰り返しになるが、経済体制改革を行う際には、経済を発展させて人々に実利をもたらし、改革に対する支持を得ることの重要性を強調しているのである。

1.3 政治体制改革への転換

³⁰ 1980 年代後半の請負制を中心とする中国の国有企業改革の問題点を指摘する先行研究は多いが、さしあたって呉敬璉(1995) pp. 239-243, 第 4 章 4.4 を参照のこと。

1.2.2 節で述べた通り、「国有企業法」を中心とする経済体制改革は、既得権益を失うことになる中央官僚機構や保守派党機関の激しい抵抗にあい、事実上骨抜きにされてしまった³¹。こうした経済体制改革の阻害要因となっている官僚機構や党機関にメスを入れ改革の主導権を取り戻すために、ゴルバチョフは政治体制改革へと乗り出した。すなわち、1988 年 6 月に開かれた第 19 回党協議会において党と国家の分離が課題となり、最高会議(ソビエト)議長制へと移行し、ゴルバチョフは最高会議議長に就任した(表序 2 参照)。つまり、権力の中心が党から最高会議へと移行したのである。1989 年の 5 月には初の複数候補制による人民代議員選挙が行われ、人民代議員会議と最高会議という二重構造の議会制度が形作られた。そして 1990 年 2 月には党中央委員会総会において根本的な政治体制改革が示され、改革は質的に新しい段階に入った。すなわち、「人道的で民主的な社会主義」の政治綱領案が提起されたのである。この政治綱領案では「党の指導的役割」を憲法から削除し、一党独裁制の放棄、複数政党制の容認、党と国家の分離等が打ち出されている。この年には共産党の指導に代わって強力な権限をもつ大統領制が導入され、ゴルバチョフが初代大統領となった。

この様に次々と政治体制改革を進めて、ソ連共産党が政権に対してコントロールを失うことになったことが、ゴルバチョフ改革失敗、ひいてはソ連崩壊の要因になったと考える中国人研究者は非常に多い。そこで、まず始めに政治体制改革と密接な関係にあるゴルバチョフの改革理論を検討し、中国人研究者の評価を明らかにする。続いて政治体制改革がソ連にもたらした危機と混乱に関する中国側の見解をみていくことにする。

1.3.1 ゴルバチョフの改革理論

閻樹群(1999)によると、ソ連の改革失敗は、ゴルバチョフの改革理論の誤りと密接に関係があるという。それでは中国人研究者が指摘するゴルバチョフの改革理論の誤りとは、どのようなものなのだろうか。筆者の整理では、それは次の 4 点に集約できる。その第一は、ゴルバチョフが「改革とは、社会主義制度を改善することである」という本質を排除し、「改革とは、社会主義制度に対する根本的な改造である」と認識していたところにあるという点である(閻, 1999; 蔣, 2000)。社会主義制度を改善する(「完善化」とは、時代の

³¹ 「国有企業法」が骨抜きにされてしまった具体例としては、注 14 を参照のこと。

変化や客観的情況の変化に基づいて、社会主義制度を絶えず調整・改革することを指している（陸・姜・徐・李主編, 2002, p. 847）。例えば、鄧小平が言うように、硬直化した経済体制が生産力の発展を束縛しているのであるならば、改革を通じて生産力を発展させる体制へと変革すべきである³²、ということになる（閻, 1999, p. 12）。けれどもソ連では改革を行って「社会主義を改善する」のではなく、社会主義を捨て去る方向へと進んでしまった。これは中国側に言わせると、「改革理論の誤り」ということになる。

第二の点は、ゴルバチョフが経済体制改革には堅固な政治的基盤の保証が必要であることを理解せずにその基盤を弱めたため、経済体制改革は行いがたかった、というものである（黄丹, 2003）。中国が考える経済体制改革に必要な政治的基盤とは、4つの基本原則³³、すなわち①社会主義の道、②人民民主主義独裁、③共産党の指導、④マルクス・レーニン主義と毛沢東思想、の堅持である。これら4つの基本原則のうち、とりわけ「社会主義の道」、「共産党の指導」、「マルクス・レーニン主義の指導思想」をソ連が放棄したことが、経済体制改革の失敗につながったとみなしていることが、多くの中国側文献から読み取れる。この点については、すぐ後に改めて詳しく検討する。

第三点は、社会主義体制モデルの選択に際しては、国情至上の原則と社会主義の根源追求の原則（「求本原則」）に従うべきであったが、ソ連の実践はこの原則から逸脱していたというものである（曹, 1999；黄丹, 2003）。ゴルバチョフはソ連の実際の状況から遊離し西側のやり方を引き写した結果、改革は社会主義の方向を失った、と曹駿は批判している（曹, 1999, p. 153）。ここでいう国情至上の原則とは、本国の国情に適合した体制モデルを選択し改革を行うことであり、また社会主義の根源追求原則とは、社会主義体制モデルを設計する際に必ず堅持すべき社会主義原則を指している。それは曹駿（1999, pp. 153-154）によると、生産力の発展、人々の物質文化需要の充足、共同富裕の目標に向かうことである。こうした指摘から、中国が社会主義体制の改革に際しては、その国の国情に適した改革措置をとることの必要性和経済発展を重視していることが読み取れるのである。最後に第四点として、「人道的で民主的な社会主義」の改革理論を提起したことがあげられる。王立新

³² 鄧小平は「社会主義の基本的制度確立以後、生産力の発展を束縛する経済体制を根本から改変し、生气と活力に満ちた社会主義経済体制を確立し、生産力の発展を促進すべきである」（『鄧小平文選』1993, 第3巻, p. 370）と述べている。

³³ 「4つの基本原則」は、鄧小平が1979年3月30日の中央理論討論会で提起したものである。

(2007) は、ゴルバチョフがこの改革理論を提唱したのは、マルクス・レーニン主義の指導が「精神的独占」を引き起こし、「人と文化の疎外」を招いたと認識したためである、と述べている。けれども王は、この理論は科学的社会主義理論を捨てており、社会主義の人道主義化を企図しながら、実際にはソ連社会を資本主義化しようとしていた、として大変厳しい見方を示している（王立新, 2007, pp. 162-164）。同様に、周新城（2007）も「人道的で民主的な社会主義」理論は、社会主義の資本主義化を図るものである、との見解を示している（周新城, 2007, p. 205）。これらは、社会主義体制の「資本主義化」や「西洋化」を中国が忌避し、イデオロギッシュな観点からゴルバチョフ改革をみている証左といえるであろう。

ところで、ここで中国社会科学院ソ連（ロシア）・東欧研究所の教授を長く勤め、中国におけるソ連（ロシア）研究の第一人者とも言える陸南泉の別の見方を紹介することにした。陸は明示的には述べていないが、ゴルバチョフ改革失敗の根本的原因を、ソ連の伝統的体制、すなわちスターリン型の社会主義体制に見いだしている。つまり、ソ連期、マルクス主義に対して硬直化した教条主義的態度をとり、理論的タブーが存在したことは、体制改革の進展を難しいものにし、改革を通して社会主義を新しい状況に適応させることができなかったと述べている（陸, 1996, p. 18）。さらに注目すべきは、陸の以下のような指摘である。すなわち、ソ連では改革理論に対する自由討議を認めず、すぐに政治的レッテルを貼るので改革理論は発展し難く、改革も深化し難かった（同上）。これまでゴルバチョフの改革理論に対する中国側の見方を検討してきたが、陸のようにそもそもソ連は伝統的体制の重圧に阻まれて改革理論の研究や自由討論を十分に行っていない、という研究者もいるのである。陸は改革理論研究や自由討論を認めず、改革理論を発展させることができなかったことが、改革の進化や発展を妨げた原因であり、ひいてはゴルバチョフ改革失敗の要因の一つとなったとの見解を表明している。そして明言こそしていないが、改革理論についての議論や自由討論を認めることで改革理論を進化させていれば、中央集権的管理体制の除去や共産党の指導の排除のような過激な改革措置の実施は避けられたのではないかと、この含意を、陸（1996）の論考から汲み取ることができるのである。

伝統的体制の影響により、ソ連期に発展させることのできなかった改革理論の具体例として、所有制の問題を多くの中国人研究者が取り上げ論じている。例えば魏東海（1997）によると、ソ連では公有制と市場経済を対立させ、経済体制改革とは公有制を全面的に改

めることであると考えたという。これに対して中国では、理論的に公有制には異なる形態が存在し、その他の所有形式（例えば、郷鎮企業や個人企業、外資企業の様な非国有経済）も社会主義経済に必要な補足であると解釈した、と魏は述べている（魏, 1997, p. 11）。同様の見解を趙傳君（1989）、林水源（1991）、曹駿（1999）らも表明している。つまり、教条主義的な考えに囚われて所有制理論について討議することがなく、所有制の多様化、多元化を図れなかったことが、陸南泉（1996）の言う「（社会主義制度の下で）市場経済への移行に向けて改革の方向を確立できなかった」（陸, 1996, p. 18）（カッコ内は筆者）原因の一つであると推察される。

以上のように、改革理論に対する評価は、中国人研究者の間でも分かれている。ソ連がゴルバチョフの誤った改革理論に導かれて誤った改革路線を歩み、次第に社会主義の改革軌道を外れていってしまったと判断している研究者もいれば、ソ連は伝統的体制の桎梏に囚われて、改革理論の議論が十分行われず改革理論の発展のなかったことが、政治経済体制改革混乱の根本的要因の一つであるとする研究者もいるのである。

1.3.2 政治体制改革がもたらした危機と混乱

経済体制改革が深まり発展していく過程で、強大な抵抗にあい苦境に陥ったため、局面打開を図ろうとして、ゴルバチョフが改革の重点を経済領域から政治領域へと移したことは、先に述べた通りである。この経済体制改革を一時棚上げして政治体制改革を進めたことと、この期間にゴルバチョフが実際に行った政策に関して、先行研究の議論が集中している。そこで前節で検討した改革理論に導かれて、ソ連がどのような政治体制改革政策を行ったことが誤りであったと中国人研究者が推断しているのか、この点についての論点整理を行う。中国側が誤った政治体制改革政策であるとする論点は、筆者の総括によると以下の4つである。それは第一に、ゴルバチョフが「民主化」と「グラスノスチ」の下で中央集権的管理体制の改革を行ったことにある、と先行研究がみていることである。経済体制改革の抵抗が主として政治体制から来ていることを認識したゴルバチョフは、1988年以降、「歴史の見直し」³⁴、「グラスノスチ」³⁵、「民主化」運動を始め、「世論の多元化」、「政

³⁴ 「歴史の見直し」の呼びかけによって、歴史の負の側面やスターリン時代に生まれた制度自体に対する批判が争点となり、論争が起こった。

治の多元化」もしくは「多党制」の確立を行い、高度に中央集権的体制を弱めようとした。けれども「民主化」と「グラスノスチ」の下でこうした改革を行ったところ、次のような状況が出現したと林水源（1991）らは報告している。すなわち、①古い経済主体が麻痺状態に陥る一方で、新しい経済活動の主体（つまり真に独立した自主権を持つ企業）が形成されず、経済的混乱が引き起こされた、②政治体制改革プロセスは管理主体、すなわち政権中枢の機能不全を招き、伝統的体制の多くの弊害が除去されないばかりか、かえって先鋭的な社会衝突を引き起こした（例：民族衝突、ストライキ・デモの頻発、犯罪の猖獗等）（林, 1991, p. 52；熊小奇, 1992, p. 60；陸, 2007b, p. 612）。要するに、ソ連は中央集権的管理体制を弱めようとして改革を行ったところ、政治的にも、経済的にも国家の機能不全を引き起こし、社会的危機、民族的危機をも招来してしまったのである。節度のない「民主化」、際限のない「グラスノスチ」の結果、人々の間に反ソビエト体制、反共産党感情が巻き起こり、党と政府は権威を損ない、社会全体が無政府状態に陥って、安定的な環境は失われ、この結果経済体制改革は推進しがたい状況に陥ったという（張, 1993, p. 58; 陸, 2007b, pp. 612-613）。

第二の論点は、1990年2月に党中央委員会拡大会議で「共産党の指導的役割」を憲法から外し、一党独裁制を放棄し、多党制を実行したところに誤りがあったというものである。共産党の指導を放棄することは、社会主義制度を放棄するにも等しく、ソ連の経済体制の政治的保証を失うものであると黄丹（2003）は論じている。政治的保証を失った経済体制改革は、推進しがたいという訳である。第三は、党と政府の分離を行い、権力の中心を党からソビエト（最高会議）へと移行させたことであるとする。すなわち、党政分離の過程で、行動が速すぎて綿密さに欠け、「権力の真空」が生じたという（曹, 1999, p. 111; 陸, 2007b, p. 613）。党政分離の後、ゴルバチョフは一切の権力をソビエトに返すと同時に、行政機関を簡素化し、人員を大幅に削減した結果、政府はかなり弱体化し、経済や経済体制改革の重大な問題は「三不管」の状態に、つまり①党は権限がなくて管理できない、②最高会議は力がなくて管理できない、③政府は管理する方法がない、状況に国家は立ち入ってしまったと指摘されている（陸, 2007b, p. 613）。最後に第四として、改革理論の節でも取り上げたが、ゴルバチョフが「人道的で民主的な社会主義」の理論を提起したことが誤っていた

³⁵ 「グラスノスチ」(情報公開)は、1986年に起こったチェルノブイリ原発事故を契機として、ソ連社会の否定的面を率直に指摘することが奨励されるようになったことを指す。

とする見解がある。事実、黄丹（2003）は、社会主義国家の経済体制改革は、マルクス主義の指導を堅持してのみ発展できるのに対して、ゴルバチョフは「人道的で民主的な社会主義」を提起して、マルクス・レーニン主義の指導思想を放棄し、民族と国家統一の重要な精神的支柱を捨て去った、と強い批判を展開している（黄丹, 2003, p. 50）。ソ連の当時の試みは、社会主義を捨て去るにも等しい行為である、との中国側の危機感の表れともいえるであろう。

以上の通り、中国人研究者らの指摘は、「民主化」と「グラスノスチ」の下で政治体制改革を進めて、社会主義制度と共産党の指導的役割を否定し、改革の精神的支えである「マルクス・レーニン主義の指導思想」を放棄することの危険性と中国側の危機感の大きさを十分すぎるほど物語っている。

1.4 中国人研究者のゴルバチョフ改革に対する評価の多様性

中国人研究者がゴルバチョフ改革失敗の要因とみなしているポイントは、前述の通り、様々である。けれども彼らの評価を仔細に検討するならば、その見解の相違についていくつかの特徴を指摘できるように思われる。すなわち研究者の論調をあえて大別すれば、ペレストロイカ失敗の要因をゴルバチョフが推進した戦略・政策にあったとする見方と、ソ連の伝統的体制の弊害が余りにも大きかったために改革が阻まれたとする見方の 2 つに分けることができるのである³⁶。更に、ソ連がゴルバチョフ指導下で市場経済化を進めたことについても、研究者の間でその見解に多少の相違がみられる。

そこでゴルバチョフ改革の評価をめぐる研究者の論調を、改革失敗の要因が主としてソ連の「伝統的体制」にあるのか、それとも「戦略・政策」によるものなのか、また「市場経済化」に賛成か否か、の 3 つの観点から評価した。つまりゴルバチョフ改革失敗の要因に関して論調が、ソ連の伝統的体制の要因が強いと判断されるのか、戦略・政策要因が強

³⁶ 中国とソ連の改革開始時の初期条件の違いが、改革成果の相違につながったとの分析を行っている論者もあるが（張, 1993; 魏, 1997; 周尚文, 2003）、初期条件だけが成果の違いの要因とはみなしていないため、検討の対象からは外した。また中ソの対外開放度の相違は、中国の改革成功の大きな要因の一つであると考えられるが、対外開放や外資導入の成功は、ソ連との比較における一つの優位点であるとの評価に過ぎず、この点を主体として比較・分析を行った中国の研究は見あたらない。

いと判断されるのか、それともそのどちらともいえないのかの 3 つに分類した。またソ連の市場経済化を推進すべきかどうかの判断で、賛成か反対かを示し、とくに言及していない場合には中立とした。その結果は表 1.1 の通りである。更に体制要因もしくは戦略・政策要因と判断した論拠と、市場経済化に対する賛否の論拠は表 1.2 に示した。そして同表を基に、伝統的「体制要因」と「戦略・政策要因」、「市場経済化」に賛成か否かの 2 点を軸として論者と所属、論文の発表年を図の中に位置づけてみた。

この図 1.1 から読み取れることは、所属先から強い影響を受けている傾向は見られないということである。「体制要因」が主因との見方を示している論者が中国社会科学院、中国青年政治学院（共青团幹部養成校）といった学界よりも政治的政策決定に近い機関に若干多いとの印象を受けるが、「戦略・政策要因」をあげている中国社会科学院の研究員も何人かいるため、同じ研究機関でも失敗要因に関する見解は多様であり、断定的なことは言えない。また譚（2006）のように、深層レベルでは伝統的体制の影響はあるが、ゴルバチョフの改革戦略の誤りが主因である、と強弱の差はあるものの両方の要因をあげている研究者もいる。そして 1.3.1 節で紹介したように、中国社会科学院ソ連（ロシア）・東欧研究所の教授を長く勤めた陸南泉は、一貫してソ連の伝統的体制の弊害が体制改革を阻み、社会主義を新しい情況に適応させることができなかったと主張している。

ソ連が市場経済化を進めたことについて、基本的に大半の中国人研究者は好意的な評価を下しているが、楊磊（1995）、熊小奇（1992）らはやや慎重な見方を示している。つまり、楊は計画経済から市場主体の混合経済に急速に転換したことが深刻な経済危機発生の原因であるとみているのである。そして熊も、分権化、市場経済化は必要であるが、当時（1980 年代末～90 年代初）の生産力では中央集権的管理がまだ必要であった、との楊とほぼ同様の意見を表している。

上述の通り、ゴルバチョフ改革に対する評価は、仔細にみると研究者や所属先にとらわれず多様であるということが言えるであろう。けれども西側研究者にはみられない、中国人研究者ならではの視点や見解の大きな流れが存在することも確かである。

1.5 おわりに

以上の検討から、主として以下の 5 つの点がゴルバチョフ改革失敗の要因であると、中

国側がみなしていることが明確となった。第一に、ソ連は経済体制改革によって、結果として経済を発展させることができず、人々に改革の実利をもたらさなかったゆえに改革が人々に支持されなかったこと。第二に、ソ連は改革理論を進化させ、時代や状況の変化に適応して改革を進化させることがなく、時代遅れの弊害を改革することがなかったこと。すなわち、社会主義制度の改善ではなく、社会主義を捨て去ってしまったこと。そして第三に、中国が経済体制改革のために必要な政治的基盤と考える 4 つの基本原則のうち、とりわけ「社会主義の道」、「共産党の指導」、「マルクス・レーニン主義の指導思想」を放棄したこと。第四に、ゴルバチョフが「民主化」と「グラスノスチ」の下で改革を行うという誤った改革路線と政策を実行したこと。最後に第五点として、経済体制改革遂行のために必要な、安定的社会環境を築けなかったことがあげられる。

この通り、中国人研究者のペレストロイカに対する評価が、全体的に大変厳しいものであるのは明らかである。更に、ソ連（ロシア）の政治経済体制改革を研究している中国人研究者たちは、ソ連指導部が教条主義的で柔軟な思考や政策に欠けていたと批判しているが、こうした研究者たち自身も社会主義の枠組と原理・原則に固執しているとの印象を受ける。また社会主義計画経済の枠内での改革を模索していたゴルバチョフが、社会主義の枠組みを超えて「資本主義化」や「西洋化」への道を歩み始めたことを中国人研究者は批判しているが、なぜゴルバチョフがそうせざるを得なかったのか、という点についての分析は不十分であるとの感を抱く。既得権益者の激しい抵抗があったから、との指摘は単純にすぎるであろう。例えば、ゴルバチョフら改革派と指導部内の保守派との確執等に一切触れていないのはなぜなのか。中国でも経済体制改革を巡る改革派と保守派の間の理論的・政策的論争には激しいものがあつた³⁷という。こうしたことに研究者らが遠慮してのことなのか、との推論もあり得る。

ゴルバチョフ改革において、ソ連が政治の民主化と情報公開（グラスノスチ）を進めて共産党の一党支配まで放棄したことは、中国共産党の一党支配の根拠を揺るがしかねず、確かに中国としては容認しがたい歴史的事実である。けれども政治の多元化と経済のグローバル化が世界の潮流であり、中国もグローバル社会の一員である限り、中国の「社会主義市場経済」と共産党の一党支配の内容も今後変化して行かざるを得ないであろう。中国

³⁷ 馬, 凌(1999) 参照のこと。

自身が「時代や状況に適応して, 改革を進化させて行く必要がある」(陸・姜・徐・李主編, 2002, p. 847) と言っているのであるから。

表 1.1 ゴルバチョフ改革の評価をめぐる研究者の論調

名前、所属	体制要因	戦略・政策要因	どちらともいえない	市場経済化の賛否
曹駿 (1999) 中国青年政治学院科研処	○			賛成
黄丹 (2003) 湖南師範大学公共管理学院		○		中立
蒋重秀 (2000) 湛江海洋大学社会科学部		○		中立
李建民 (1990) 中国社会科学院ロシア・東欧・中央アジア研究所		○		中立
林水源 (1991) 中国社会科学院世界経済・政治研究所		○		賛成
陸南泉 (1996,2002,2007a,b) 中国社会科学院ロシア・東欧・中央アジア研究所	○			賛成
譚索 (2006) 中国社会科学院世界社会主義研究センター		○		中立
田春生 (1992) 中国社会科学院世界経済・政治研究所	○			中立
王金存 (1992,1997) 中国社会科学院世界経済・政治研究所	○			賛成
王立新 (2007) 南京師範大学公共管理学院		○		中立
魏東海 (1997) 中山大学経済管理学院		○		中立
熊小奇 (1992) 安徽大学経済学院		○		反対
楊磊 (1995) 黒竜江省社会科学院研究生部			○	反対
張傑 (1993) 中国人民大学中国財政金融政策研究センター			○	中立
趙冰梅 (2001) 瀋陽航空工業学院社会科学系	○			賛成
周尚文 (2003) 華東師範大学ロシア研究センター		○		中立

(評価の基準) ゴルバチョフ改革失敗の要因に関して論調が、ソ連の伝統的体制の要因が強いと判断される場合、体制要因に○、戦略・政策要因が強いと判断される場合、戦略・政策要因に○、そのどちらともいえない場合、どちらともいえないに○とした。またソ連の市場経済化を推進すべきかどうかの判断で賛成か反対かを示し、特に言及していない場合には中立とした。

注) 名前の順番は、中国語のピンインによるアルファベット順。

名前の横の数字は論文発表年。名前下の所属は原則論文に依拠しているが、明記していない場合には、中国知識資源総庫(cnki:<http://dlib.cnki.net/kns50/>)により所属を確認した。従って論文発表時の所属と異なっている場合がある。

出所:筆者作成。

表 1.2 ゴルバチョフ改革に対する研究者の評価と論拠

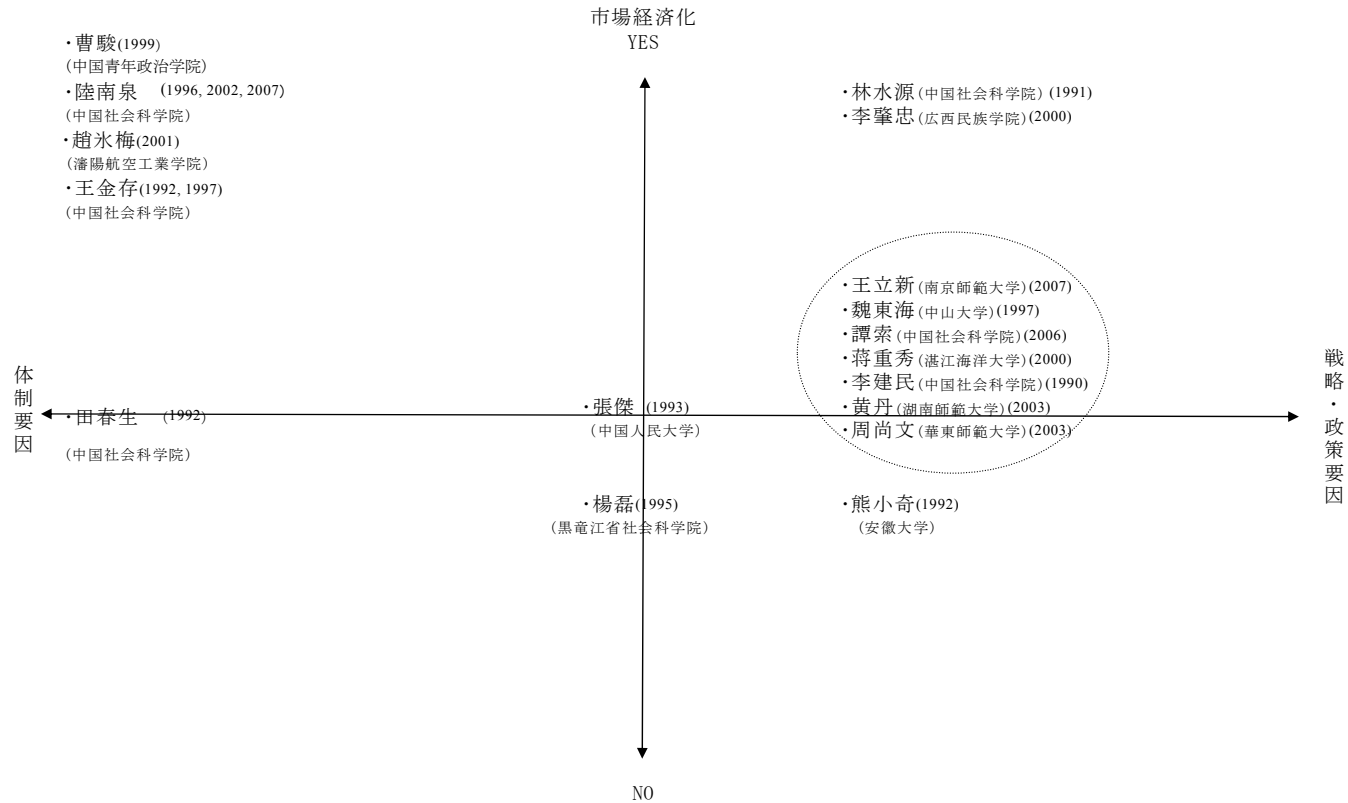
筆者	要因	頁数	論拠	市場経済化の賛否	頁数	論拠
曹駿（1999） 中国青年政治学院科 研処	体制	p.13	ソ連の伝統的体制は、弊害が多すぎることによって立ち 行かなくなり、袋小路に入り込み、動力メカニズムを 失った。	賛成	p.155	数十年にわたる経済体制改革は、計画経済体制の枠内で行われた 枝葉末節な改革に終始し、ただ市場調節要素を導入するだけで、 所有制改革の問題には入り込まなかった。これゆえに、根本的に は体制を打ち砕くことなく、社会主義の市場経済体制を確立する こともなかった。
黄丹（2003） 湖南師範大学公共管 理学院	戦略・ 政策	p.51	ソ連では、1986年から90年にかけて多くの改革プランが 採択されたが、政治闘争のために実施されなかった。経 済政策は、政治闘争の犠牲となった。改革戦術の相違 が、中ソ両国の経済改革の成果に大きな相違をもたらした 重要な原因である。	中立		
蒋重秀（2000） 湛江海洋大学社会科 学部	戦略・ 政策	p.11	社会主義の改革は、正確な方向性をもたなければならない。 そして改革とは、社会制度の完全化と自己発展であり 、社会主義と政治制度の全面的否定ではなく、社会主 義の根本である経済制度を動揺させ、打ち壊すことでは ない。	中立		
李建民（1990） 中国社会科学院ロシア・ 東欧・中央アジア研究 所	戦略・ 政策	p.16-17	ソ連の目下の経済改革と発展は二重の苦境に陥ってお り、かなりの部分はこれまでの改革思想の中の欠陥と改 革戦略の中での失策によって引き起こされた。これは主 として3つの面で現れている。(1)経済発展と経済体制改 革の関係がうまく解決されていない、(2)発展戦略の加速 が、古い成長モデルの影響を抜け出していない、(3)農業改 革が立ち遅れ、全体改革のために安定的基礎とゆとりあ る環境を提供できない。	中立		
林水源（1991） 中国社会科学院世界 経済・政治研究所	戦略・ 政策	p.49	ソ連の5年来(1986～91年)の経済改革は、真の市場経済の ミクロ主体—独立商品生産者としての企業—を創り出さ なかった。国営企業は経営自主権の拡大を除いて、基本 的にはもとのままであった。個人企業と協同組合は、正 常な経営条件を欠いており、行政的コントロールの下で 歪に成長せざるを得なかった。そして不徹底な経済改革 の中で、限定的に生まれた市場関係は、歪曲され変形し て経済に対して悪影響を及ぼした。	賛成	p.53	（「500日計画」に言及し）目下の状況の中で際だっている矛盾： 市場移行の必要性和ほとんど元のままで動かない官僚機構の矛 盾。市場経済は企業が経営自主権を充分發揮することを要求し、 企業を独立した商品生産者とする。このため、国家の関与を大き く減らすべきであり、従来のふくれあがった国家管理機構を削減 すべきである。
陸南泉（1996, 2002, 2007a, 2007b） 中国社会科学院ロシア・ 東欧・中央アジア研究 所	体制	p.16 (1996)	ソ連の激変とゴルバチョフ政権後期の体制改革における 政策面での失策は、関係があるようにみえる。けれども ソ連激変の根本的原因是、体制問題、すなわちソ連の伝 統的体制の弊害があまりに多すぎ、袋小路に入り込んで 動力メカニズムを失ってしまったからであると、私は認 識している。	賛成	p.19 (1996)	市場経済を目標モデルとする選択が存在せず、「市場社会主義」 を批判したことによって、資源の最適配分を行いがたく、歪な経 済構造も改変できず、経済も発展し難かった。
譚索（2006） 中国社会科学院世界 社会主義研究センター	戦略・ 政策	p.498, p.510	ソ連の激変を招いた直接的原因是、ゴルバチョフ指導部 が推進した誤った路線と政策にある。ゴルバチ ョフ指導部の誤った路線が経済改革を破壊し、人々の生活 困難と共産党に対する信奉の危機を引き起こし、社会全 体の基礎を動揺させた。	中立		
田春生（1992） 中国社会科学院世界 経済・政治研究所	体制	p.65	「准国家化」経済体制の弊害と改革の困難により、ソ連 は改革を行う環境と機会を失い、最終的には体制モデルを 捨て去り、市場経済体制を追い求めた。（「准国家化」経 済体制……国家的政治目的を実現し、国家的政治利益を 追求するための体制、p.60）	中立		

(表 1.2 続き)

筆者	要因	頁数	論拠	市場経済化の賛否	頁数	論拠
王金存 (1992,1997) 中国社会科学院世界 経済・政治研究所	体制	p.29 (1997)	ソ連の経済危機が形成された原因は多方面にわたるが、とりわけその経済体制には総合的要因がある。長年この種の経済体制が固定化され模範化され、根本的改革がなされなかった結果、甚だしく時代遅れとなり、活気と活力を失ってしまった。	賛成	p.54 (1992)	ゴルバチョフらは1987年に企業改革案を提出した。ここでは国家と企業の経済関係の調整を財政関係に限定し、財産権に触れていないことが特徴的である。企業に独立した財産権がなく、企業が真に経済的に独立し、真に損益自己負担となることが不可能なことは事実が証明している。
王立新 (2007) 南京師範大学公共管理 学院	戦略・ 政策	p.172	ゴルバチョフは、権力を掌握するとすぐに改革に着手した。彼が社会主義制度の枠内での改革で様々な困難に遭遇し苦況に陥った時には、信仰がしっかりしておらず、人道的、民主的、社会主義的改革理論と路線選択へと転換し、日増しに異なる政治的見解をもつ運動が発展する中、ソ連が西側の多党制、三権分立の資本主義の道を歩むよう指導した。	中立		
魏東海 (1997) 中山大学经济管理学院	戦略・ 政策	p.9	ソ連の改革は、政治が先行したことによって経済的に成功せず、ゴルバチョフはあらゆる社会階層の改革に対する支持を急速に失った。農民は重視されることがなく、生活は大きく改善されず、労働者の実質収入は大幅に減少した。社会の大多数の人々は、改革の実利を得られなかった。	中立		
熊小奇 (1992) 安徽大学经济学院	戦略・ 政策	p.60	旧ソ連の政局変化の根源は、数十年来の一連の経済政策の失策にある。そしてこれらは経済構造の深刻な不均衡と生産性の極度の低下を招き、更に近年來の政治上の混乱、及びその他の要因が作用して、最終的には政局の激変を導いた。	反対	p.60	旧ソ連は伝統的な集中管理体制を改革し、企業に経営権を委譲し、市場の競争メカニズムを導入した。けれども旧ソ連の現段階(1980年代後半から90年代初)の生産力水準は、いまだ西側の発展した国家の水準に達していない。これゆえに、この時期の生産力に順応する中央集権的管理制度が一定の範囲と程度まだ必要である。
楊磊 (1995) 黑竜江省社会科学院 研究生部	どちら ともい えない			反対	p.20	ソ連の経済改革は、私有制を基礎とした経済体制の確立へと急速に転換していった。国営経済の比重が依然として絶対的優勢を占めているので、市場メカニズムの確立は困難だった。これにより、経済改革の中で特殊な形態が出現した。それは私有制を導き手とするけれどもその経済的基礎は国営経済であり、行政権力を基礎とする計画を廃止するけれども、市場メカニズムは制約を受けるためにその役割を発揮できない、というものである。これらが経済の深刻な危機を引き起こすことは避けがたい。
趙冰梅 (2001) 瀋陽航空工業学院社会 科学系	体制	p.5	ソ連の計画経済体制が強化されるにつれて経済の推進力が枯渇し、経済体制が働かなくなり、経済は活力を失った。	賛成	p.60	ソ連の経済改革が成功しなかった原因は、主として以下の点にある。第一に、明確な改革目標がなかった。第二に、改革は浅いレベルにとどまり、所有制や財産権には触れなかった。第三に、商品経済を受け入れることができなかったことが、改革深化の妨げになった。
周尚文 (2003) 華東師範大学ロシア研 究センター	戦略・ 政策	p.50	中ソ両国は異なる改革路線と政策を実行したがゆえに、2つの異なる結果が出現した。旧ソ連では、ゴルバチョフが誤った改革路線を実行したことにより、最終的にはソ連共産党と社会主義制度を滅亡させた。	中立		

出所：筆者作成。

図 1.1 ゴルバチョフ改革の評価をめぐる研究者の見解の相違



注) 軸上にある研究者は見解を表明していないか、中立であることを示す。楕円でグループ化した研究者はほぼ同じ見解に位置することを示す。

括弧内は研究者の所属を表している。

出所：筆者作成。

第2章

ソ連からみた鄧小平の経済改革

2.1 はじめに

1980年代半ばから1990年代初めにかけての期間は、ソ連・中国ともに社会主義計画経済の枠組を維持しつつも市場的要素の導入を試み、後の全面的市場経済化へと繋がる契機となった重要な時期である。しかしながら、この期間に行われた両国の経済改革を比較経済的に分析した研究は少ない³⁸。とりわけゴルバチョフ時代のソ連の研究者は、鄧小平が牽引した中国の改革・開放政策に注目し、自国のペレストロイカの参考にしようとしていたものと思われる³⁹が、ソ連が中国の1980年代の改革政策をどのように評価していたのか、という点に関する先行研究は、日本では寡聞にして見あたらない⁴⁰。

それでは中華人民共和国成立以降、ソ連と中国はどのような関係にあったのであろうか。両国の関係についてごく簡単に振り返ってみるならば、以下になるであろう。新中国成立以後、中ソ関係は様々な曲折を経てきた。毛里（1990）の整理に従うならば、中ソ関係は以下のように時期区分することができる。すなわち、1950年代は友好と同盟の時期であり、1950年代末から60年代半ばまでは不和とイデオロギー対立の時期である。1960

³⁸ 1980年代から90年代初の中ソの経済改革、及び体制転換後の中ソの経済改革を比較経済的に分析した西側文献として、以下のような研究があげられる。Berliner(1994), Brus(1993), Bucknall(1997), Goldman and Goldman(1988), Nolan(1995), Sachs and Woo(1994), Woo(1994)。けれども筆者のような観点で分析した文献は、管見の限りではみあたらない。

³⁹ 例えば「社会主義中国における新経済メカニズムの実験は、大きな科学的・実践的意味を持ち、ソ連の経済学者や経営指導者の注目に値する」(Изыюмов, 1988, p. 137)。「中国における経済改革の試みは、(中略)市場への道を探し求める我が国にとって焦眉の問題であり(中略)、非常に有益である」(Балюк и Балюк, 1991, p. 101)。またソ連時代ではないが、「中国で行われた多くの経済的、社会的施策は極めて成果をあげている。それゆえに中国における経済改革の組織的研究と経験の総括を求めるべきである。更に改革の様々な段階で発生する問題の研究と総括も行うべきである」(Белоусов и Сенчагов, 1995, p. 90)等。

⁴⁰ 中国の研究者がゴルバチョフ改革をどのように評価していたのかという点に関する研究は、第1章を参照のこと。

年代末から 70 年代全般を通じて両国は全面的に対立したが、これに続く 80 年代は正常化を模索した時期であった。そして 1989 年 5 月にゴルバチョフが訪中し、国家レベルでも党レベルでも和解し、約 30 年ぶりに善隣・友好の時代を迎えたのであった(毛里, 1990, p. 1)。

この間、ソ連人の中国認識には大きな変化が生じた。文革時代(1966~76 年)は中ソ関係が陰悪な状態にあったため、ソ連の中国に対する批判はすさまじかったという。けれども中国が改革により経済を飛躍させたことにより、ソ連人は中国を好意的に評価するようになった(袴田, 1986, p. 78, p. 83)。但し、文化大革命以後、ソ連では 1980 年代半ばまで中国に関する具体的報道が止まってしまったため⁴¹(同, p. 78)、ソ連国民は中国について長い間その内情を詳しく知る機会がなかった。

ソ連の改革派は上述の通り中国の改革に強い関心を寄せていたが、これは改革政策の方向が中ソで共通性をもつことによるものであると考えられる。この改革の共通性について矢吹(1988)は、「ゴルバチョフの『ペレストロイカ』と鄧小平の『改革と開放』とが、本質的な共通性をもたざるを得ないのは、再編成の対象とすべき体制が共通性をもつからにほかならない」(p. 7)と指摘し、両国の改革の共通点と相違点を分析した上で、「ゴルバチョフが改革の対象とすべきものは、まさに 1930 年代に成立したスターリン体制、スターリンモデルにほかならない」(同, p. 18)と論じている⁴²。中国においても、ソ連とは際だったいくつかの違いはあるものの、その改革対象がスターリン型の社会主義体制にあったことは異論の余地はないであろう⁴³。

1984 年から 92 年頃まで行われた鄧小平の経済改革に対するソ連の研究者や知識人の評価を行う前に、中ソ対立からペレストロイカに至るまでのソ連の中国研究がどのようなもの

⁴¹ 『イズベスチア』紙は、1986 年 8 月に駐北京特派員を復活させた。また『プラウダ』紙も長年の中断の後、1990 年 11 月に北京特派員事務所を再開した。

⁴² 矢吹は、ソ連のペレストロイカ 3 年と中国の「改革と開放」9 年の歩みの共通点と相違点を詳しく分析している。詳細は矢吹(1988, pp. 7-18)を参照のこと。

⁴³ 中国は 1950 年代初期、ソ連に学びスターリン型の経済体制を積極的に導入した。けれども 1958 年以降、中国は「大躍進」政策を試み、ソ連型とは異なる中国式社会主義戦略を模索し始めた。建国初期にはソ連と同じ社会主義体制の導入を目指した中国ではあるが、次第にソ連型とは異なる独自の社会主義体制を実施してゆくこととなった。ソ連の集権制と中国の集権制の違いについて、中兼(2002)は以下の 3 点を指摘している。第一に、中国の計画経済は、ソ連のそれに比して計画の範囲(カバレッジ)が狭かった。そして第二に、体制が厳格に制度化されなかったうえに、文化大革命のように意識的に体制そのものを崩すような運動さえ発生したという非制度化の問題があった。最後に、二度にわたる地方分権化(1957 年末と 1970 年初)政策により、地方分権制が定着したことである(中兼, 2002, pp. 125-129)。

であり、その特徴はどのような点にあるのかを簡単に振り返れば、次の通りである⁴⁴。

ソ連の中国研究は、毛沢東主義がスターリン型の社会主義から逸脱していった原因を探し求めることで深まった。またソ連の現代中国研究は、1956年ソ連共産党第20回大会（フルシチョフによるスターリン批判）以降、急速に拡大した。けれども1959年にフルシチョフが訪中し⁴⁵、中ソの意見対立が表面化して以来、中国研究は下火となった。中国に対する同情的な取り扱い、中国研究者を親中国の非難にさらすことになったからである。

中国が文化大革命を開始した翌年の1967年以降、ソ連の中国研究は再び盛んになり、60年代終わりには成熟期を迎えた。中国研究に責任を負っていたのは、主としてソ連科学アカデミーの極東研究所と東洋学研究所であった。デイヴィッド・ウルフによると、「1966年にソ連科学アカデミー極東研究所が創設されたのは、中国由来の不確かさを専門家の見地から分析することで、ブレジネフの問い（中国との戦争の脅威は存在するのか？）に答えようとする最良の試みだった」（ウルフ、2012, p. 211）という。

こうした研究機関において中国専門家の養成を行うと同時に、ソ連は冷戦後期、中国に対して同盟国を結束させるために「インターキト（対中インターナショナルロシア語で中国を意味する Китай〈キタイ〉から）」という国際組織を設立した。この組織は、中国に対する否定的イメージを同盟国に広めたのみならず、ソ連共産党政治局に唯一の論理的選択を提供することとなり、このため中国とソ連のデタント推進の大きな障害となり続けた。果たして1960年代中頃から80年代半ばまでの20年間、中国社会に関する首尾一貫した主流的見解（つまり反中国路線）が維持された（Rozman, 1985, pp. 42-43）。更にソ連の国民は「インターキト」を始めとするソ連の中国専門家のプロパガンダにより、政府の中国政策を支持するように誘導され、中国に対して反感や恐れ、更には憎しみの感情すら抱くようになったのである（Bialer, 1982, p. 109）。

こうした中ソ対立の状況下ではあったが、1970年代末以降中ソ関係に新しい展開があった。中国の「四つの近代化」に対して、デリュージン（東洋学研究所中国部長）やルキー

⁴⁴ 中ソ対立からペレストロイカに至るまでのソ連の中国研究について、詳しくは Bialer (1982), Rozman (1985), Wolff (2003), ウルフ (2012), 下斗米 (2004) を参照のこと。

⁴⁵ 1955年頃から中ソ両国間には、戦略問題で食い違いがあった。59年6月には、ソ連が「国防新技術についての協定」を突然破棄した。59年9月にフルシチョフが意見調整のために訪中したものの、彼が台湾に対する武力政策と中印紛争での政策について中国を強く非難したことから、中国とソ連の対立は決定的なものとなった（毛里, 1989, pp. 57-65）。

ンという現実的改革派が再評価を進めたのである。こうした意見に押され、ブレジネフ指導部は1982年に中ソ和解をタシケント演説で呼びかけた。なかでも鄧小平が進めた中国の農業改革は、農業担当書記であったゴルバチョフに影響を与えたものと考えられている（下斗米, 2004, p. 149）。更に1985年6月の『プラウダ』紙におけるウラジミロフ名の論文（筆者は保守派の論客で「インターキト」の君主として君臨したラフマーニン）の中国批判に対して、リベラルな東欧専門家のシャフナザロフやボゴモロフといった60年代の改革派が反論を行った（同, p.153）。そして1985年3月にはゴルバチョフが権力の座について中国との国交正常化へと動きだし、その後東欧諸国もそれぞれの道を歩み始めたことにより「インターキト」はその役目を失い、終局を迎えている。

更に、ゴルバチョフは1987年末、中国の週刊誌『瞭望』のインタビューに答えて、「中国で行われている経済体制と政治体制の改革は、我々にとって重大な関心事である。我々両国が解決しようとしている問題は似かよっており、互いに有益な経験の交換が可能になるであろう」と表明している（『瞭望』1988年1月11日号）。ソ連が政治と経済のペレストロイカを進めるにあたって、中国の改革・開放の経験が貴重なテキストになるとの判断が行われたものと思料される（毛里, 1989, p. 144）。

中ソ対立以降ペレストロイカ期までの期間におけるソ連側研究者の中国に対する見解は、上述の通り否定的なものであった。とりわけ「インターキト」と呼ばれる国際組織がソ連の同盟国内に中国に対する否定的イメージを広め、ソ連共産党政治局に反中国的アドバイスを提供してゴルバチョフ政権登場まで影響力を維持していたことが、中ソ関係正常化の大きな阻害要因であった。

ソ連では、スターリンの指導下で市場経済が否定されて以後、社会主義の下で市場経済がどの程度許容されるのかという問題が、改革論争の最大の焦点であった（下斗米, 1991）。ソ連においてこうした論争が行われている最中、共通した社会主義体制を有する中国が、1980年代に急速な経済発展を遂げつつあった。その成功要因を、中国の経済改革に見い出すことができる（Бажанов, 1991, p. 113）と考えたソ連人研究者達は、以下のような観点に注目した。すなわち、社会主義体制の枠内で市場メカニズムを導入した際、中国ではどのような問題が生じたのか。そしてそのような問題に対して、中国はどのように論じ、いかなる解決策を講じているのか。また中国の改革理論とはどのようなものなのか、という観点である。

そこで本章では、ソ連の研究者や知識人が鄧小平の経済改革をどのように評価し、そこから何を学び取ろうとしていたのかという点に焦点を絞り、主として 1980 年代後半から 90 年代前半のロシア語文献を渉猟することにより、その実態を浮き彫りにする。また、改革対象や改革政策の観点から多くの点を同じくする中ソ両国では、ソ連人研究者や知識人は自国のペレストロイカの進展と比較しつつ中国の経済改革を分析、観察していたことは想像に難くない。したがって可能な限り、ソ連の経済改革の進展も念頭に置きつつ、先行研究を検討することとしたい。

鄧小平の経済改革は 1978 年 12 月の中国共産党第 11 期中央委員会第 3 回全体会議（11 期 3 中全会）から始まるが、本研究では、前述の通り 1980 年代半ばまでソ連において中国に関する報道がほとんどなされていなかったという情報面での制約と、ソ連の研究者が 80 年代前半に行われた農業改革よりも 80 年代後半から 90 年代前半に行われた都市における工業改革により強い興味を抱き、活発な議論と考察が行われたという理由から、主として中国が都市における経済改革を本格的に開始した 1984 年から、中国共産党 14 回大会において「社会主義市場経済」路線が確立し、計画経済から市場経済への移行が決定的となった 1992 年頃までを考察の対象期間とする。

本章の構成は次の通りである。まず 2.2 節で、鄧小平時代の経済改革の歩みを概観する。次いで 2.3 節では、改革期に提起された社会主義経済をめぐる理論的解釈を検討し、ソ連側研究者らの評価をみていく。2.4 節では、経済改革実施に伴い発生した困難の原因をソ連側研究者の視点で分析し検討する。その上で中国の経済改革の成果に対する総合的評価を整理する。2.5 節では、鄧小平時代に発生した最大の危機的事象である天安門事件についてのソ連側の評価をみていく。2.6 節で、ソ連人研究者らの中国改革に対する評価の経年変化の検討を行う。そして最終 2.7 節で筆者の結論を述べる。

2.2 鄧小平時代の経済改革の歩み⁴⁶

本節では、次節以降の議論の前提となる鄧小平時代の経済改革の歩みを概観しておく（表序 1 参照）。さて、1978 年 12 月に開催された 11 期 3 中全会で権力を掌握した鄧小平は、経

⁴⁶ 本節は、浜(1987)、浜(1995)、矢吹(1988)、矢吹(1992)を参考にした。

済改革・対外開放（改革・開放）政策に着手した。最初に取り組んだのは農業改革であった。人民公社を解体し、個別農家に生産を請け負わせる農家生産請負制を実施し、農業生産を刺激する方法を導入した結果、食糧生産が大幅に増大した⁴⁷。また 1980 年代前半には、人民公社の流れを汲む郷鎮企業等の非国有経済が急成長し⁴⁸、軽工業の発展を促進した。こうした農業改革の成功が都市工業発展のための市場的基盤を形成し、都市改革のための良好な経済環境を創り出した。82 年には第 12 回党大会が開催され、「計画経済を主とし、市場調節を従とする」方針が打ち出される。これは、計画経済体制の中へ、商品経済を部分的に導入するもので、毛沢東時代の計画経済一色からすると市場経済へと一歩近づく改革理論である。

中国共産党 12 期 3 中全会が 1984 年 10 月に開かれ、「経済体制改革に関する決定」（以下、「決定」と略す）が採択された。ここでは「社会主義商品経済論」が公認され、これを受けて、都市工業部門での改革が本格的に開始された。この「決定」では、社会主義経済を「公有制を主体とした計画性のある商品経済」（「計画的商品経済」）であると規定した。これは「公有制を主体とする」という留保付きではあるが、社会主義経済の根幹を「商品経済」と認識するものであり、大きな理論的転換である。またこれ以後、商品と市場の役割についての理論的見解が、完全に正当なものとみなされるようになった（シュラム, 1987, p. 142）。こうして、中国では都市においても本格的な経済改革が始まり改革ムードが一気に高まったことにより、同国はかつて経験したことのない「経済過熱」に見舞われることになった（この「経済過熱」については、2.4 節で詳しく検討する）。そこで中国政府は、85 年 2 月から経済鎮静化のために「調整政策」を発動し、投資規模の抑制等につとめた。この結果、中国国内経済は、85 年後半にはようやく落ち着きを見せた。

1987 年 10 月に開催された第 13 回党大会では、同年 1 月に学生運動への対応を巡って解任された胡耀邦に代わり趙紫陽総書記代理が政治報告を行った。この大会では、党の基本路線として、「一つの中心、二つの基本点」⁴⁹、すなわち経済建設を中心として、4 つの基本原則（社会主義の道、人民民主主義独裁、共産党の指導、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想）を堅持し、改革・開放政策を貫くことが確定した。また上述の「社会主義商品経

⁴⁷ 食糧生産額については、注 4 を参照のこと。

⁴⁸ 郷鎮企業数の発展については、注 5 を参照のこと。

⁴⁹ 「一つの中心、二つの基本点」とは、一つの中心（経済建設）を進めるために、二つの基本点（4 つの基本原則と改革・開放）を堅持することを指す。

済論」（「計画的商品経済論」）は、第 13 回党大会においてその内容がより具体化され、目標とすべき経済体制については、「国家が市場をコントロールし、市場が企業を誘導する」とされた。これは、極度に権限の集中した「中央集権的計画経済体制」を、「市場調節型の緩やかな計画経済」に改めようとするものであると解釈できる。すなわち、国家は市場のコントロールを通じて、間接的に企業を誘導することが望ましいとされたのである。さらに同党大会では、「社会主義初級段階論」が、党の基本路線の理論的根拠として承認された。この「社会主義初級段階論」は、中国ではすでに社会主義の制度確立を終えているがまだその初級段階にある、という認識を下敷きにしており、次の 3 点が政策に反映されるようになった。第一に、公有制を主体としつつ、多様な所有経済主体との共存が可能になった。第二に、多様な分配形式の併存が許容された（利子収入、株式配当、私営経営者の経営収入など）。更に第三点として、政治体制改革において漸進主義が正当化されることになった（浜, 1995, p. 172）。つまり「社会主義初級段階論」の核心は、中国共産党が社会主義建設の柱としてきた所有の公有制と労働に応じた分配を全面的に見直し、従来の社会主義経済論に市場メカニズム導入の理論的根拠を与えたところにあるといえよう。

翌 1988 年には、前年の第 13 回党大会での意欲的な経済・政治改革案の採択や、大胆に外資導入を行うために沿海地区経済発展戦略が決定されたことを受けて、改革機運が大いに盛り上がり、投資も消費も再び過熱し始めた（この再過熱についても 2.4 節で検討する）。88 年春には価格改革に便乗した値上がりが広がり、買い占めや売り惜しみによるパニックや銀行の取り付け騒ぎまで発生したため、政府は価格改革を一時凍結し、経済引き締め政策に乗り出した。つまり同年 9 月に 13 期 3 中全会を開催し、「経済環境整備、経済秩序整頓」（「整備・整頓」）という名の「調整政策」が全面的に実施されることとなったのである。

1989 年には生活への不満や役人の不正に憤る市民や民主化を希求する学生の動きが、共産党指導部内での権力闘争と相まって、6 月 4 日の天安門事件を引き起こした。この世界にも衝撃を与えた事件の後、西側諸国の経済制裁を受けた国内経済は不振を極め、さらに李鵬総理ら党内保守派の批判を受けて、改革も後退を余儀なくされた。こうした改革の停滞と経済不振に危機感を抱いた鄧小平は、92 年初の旧正月に南方地方を中心に中国各地を巡り、市場経済化と改革・開放を大胆に進めるよう人々を鼓舞した。いわゆる鄧小平の「南巡講話」である。再び経済的活気を取り戻した中国は、同年 10 月の第 14 回党大会で社会主義市場経済の推進を決定し、計画経済から市場経済への事実上の移行を内外に示した。

1984 年から 92 年にかけて行われた鄧小平の経済改革の核心は、企業レベルや地方政府レベルへ権限を委譲し (Xu, 2011), 資源の効率的配分を目指して商品経済を部分的に導入することにあった。すなわち行政命令による経済運営から市場メカニズムによる経済運営への転換, そして計画経済から市場経済への転換である。こうした政策は経済の活性化には一定の貢献をもたらしたが, 計画メカニズムに市場メカニズムを結合することで生じる「経済過熱」や腐敗の横行といった新たな矛盾や問題点をも浮き彫りにした。

鄧小平時代の経済改革の歩みは上述の通りであるが, ソ連の研究者や知識人がこうした改革プロセスの中で特に注目したのは次の 3 点である。第一に, 社会主義体制に市場メカニズムを導入するために考案された 3 つの改革理論, すなわち「社会主義商品経済論」と「社会主義初級段階論」, そして「国家が市場をコントロールし, 市場が企業を誘導する」経済体制の確立である。第二に, 改革実施によって発生した 2 度にわたる「経済過熱」と, その過熱を鎮静化させるためにとられた「調整政策」である。更に第三点として, 改革実施に伴い発生した困難な事象の数々と, こうした現象の発生要因をあげることができる。

2.3 社会主義経済をめぐる理論的解釈の変化に対するソ連人研究者らの評価

鄧小平の改革の実践を裏付ける改革理論としてあげられるのは, 2.2 節でも言及した 1984 年の「社会主義商品経済論」とその発展形態ともいえるべき 87 年の「社会主義初級段階論」, そして「国家が市場をコントロールし, 市場が企業を誘導する」体制の 3 点である。この 3 つの理論は, 社会主義経済に対する理論的解釈の変化として捉えることができる。またその要諦は, 社会主義体制下での市場メカニズムの導入の正当化にあるといえよう。換言すると, 毛沢東時代は計画経済一色で, 社会主義経済とはすなわち計画経済であると考えていたが, 鄧小平時代には, 社会主義経済を「商品経済」と認識する「社会主義商品経済論」が打ち立てられたのである。また, 「社会主義初級段階論」により, 私営企業の活動と労働によらざる所得が公然と認められることとなったのも画期的であった。

本節では, 中国における社会主義経済をめぐる 3 つの理論的解釈について, これらに注意を払ったソ連人研究者や知識人の見解を検討する。第一は, 「計画的商品経済論」(「社会主義商品経済論」) についてである。ソ連科学アカデミー極東研究所副所長の A. モロゾフは, 『プラウダ』紙で, 社会主義商品経済という言葉ではなく, 「社会主義的商品生産」と

という言葉を使って次のように述べている。すなわち、彼は、中国における「社会主義的商品生産」の創造は、低い効率性や原材料の浪費等の形での欠陥を伴う小規模生産の道を歩み、大中型企業は基本的に厳しい行政的コントロールの枠にとどまる、として中国の「社会主義商品生産」には疑問を投げかけている（Морозов, 1988）。

経済学者の L. マラツォーバは、社会主義経済に市場メカニズムを導入することに反対の立場を一貫して貫いている。それゆえに同氏は、中国で 1984 年に経済改革の理論的基礎となった「計画的商品経済」についても、理論的「突破」ではあるとして、ややアイロニカルに評価している。そして、こうした改革概念の「成熟」にもかかわらず、科学的論拠や詳細なプログラムもなしに改革実践に着手した、として「計画的商品経済」という考え方に対してやはり懐疑的な態度を示している（Молодцова, 1991）。

第二は「社会主義初級段階論」についてである。ソ連人研究者らは第 13 回党大会で採択された「社会主義初級段階論」に非常に注目し、強い関心を寄せた。例えば『イズベスチア』紙の特派員である Yu. サベンコフ（Савенков, 1987b）は、中国指導部がこの第 13 回党大会で改革の理論的根拠の確立に腐心した事実に注目している。すなわち社会主義の下でのみ国の社会的・経済的問題の解決が可能であるが、中国はまだ社会主義の初級段階なので私営企業と非労働所得も容認されるという論理である。また V. カルルソフは、同じく同党大会で「社会主義初級段階論」が採択され私的経営活動が公認されたことを、「生産力の発展のために資本主義的要素の力を利用する」という中国共産党の政策の変化と捉えている（Карлусов, 1989）。この生産力発展については、ゴルバチョフ書記長（当時）も、中国の第 13 回党大会に先立つ 1986 年のソ連共産党第 27 回大会で、社会主義の下において生産関係が生産力と矛盾し、その利用を促進するよりも妨げになると説いている（『ゴルバチョフ演説・論文集』, 1986, p. 49）。ここには既存の生産関係の下では、生産力の発展は望めないと認識が表れている。このようにソ連も中国も共に、当時、生産力の発展のためには生産関係を変えること、すなわち新しい経済メカニズムの活用が共通の課題となっていたことが、こうした点からも理解することができるのである。

A. モロゾフも同様に、初級段階理論が改革の理論的基礎をなしており、その枠内で非社会主義的形態や経営方式、賃労働や不労所得の存在が許容されている点に注目している（Морозов, 1988）。同様にソ連科学アカデミー経済学博士候補の A. イズユモフも、「社会主義初級段階論」に直接言及している訳ではないが、中国経済改革の実施原則を 4 つあげ、

改革の概念的基礎をなしているとして高く評価している（ИЗЮМОВ, 1988）。それは、多経済体制（多様な所有形態）、商品・貨幣関係⁵⁰の発展、対外経済関係の拡大、「意識と生産力の解放」の4点である。第1の多様な所有形態は、国家が様々な所有制企業間の経済的結びつきを奨励していることを指している。とりわけ外国資本の参加が許されることは、多様な所有制企業間の競争が許容されることを意味しているという。この多様な所有形態、すなわち私営経済の公認については、周知の通り、ソ連でも実質的には私的資本主義企業とみなされる⁵¹「協同組合」の活動が1987年より奨励され、88年5月には「協同組合法」の採択により合法化されている（表序2参照）。ソ連においても、この間、私的企業の活動を公認するか否かは議論の大きな争点であったのである。第2の、商品・貨幣関係の発展の究極的目的は、「社会主義的市場システム」（「計画的な管理下での市場」）の創設にあることが指摘されている。第3の対外経済関係の拡大では、合併企業の形で外国資本の導入や外国貿易の活発化等が最重要な方針としてあげられているという。第4点目の「意識と生産力の解放」とは、社会主義建設の手段と方法を選択する際に、社会主義に関する原則的で教条的拘束を排除することを意味しているという。つまり改革実行の際に、その新経済メカニズムが生産力の発展と住民の生活レベルの向上に貢献するかどうか、実行選択の目安になるのである。イズユモフは、イデオロギーにとらわれない中国の「社会主義初級段階論」の大胆で柔軟な考え方を肯定的に評価していると思われる。またソ連科学アカデミー東洋学研究所中国部長であるL. デリューシンは、「社会主義初級段階論」の採択を、中国が「スターリン、毛沢東モデルからの離脱を自ら示した」と判断している（Делюсин, 1990）。その意味するところは、毛沢東時代には資本主義社会にのみ固有で、社会主義のもとでは避けるべきであった商品・貨幣関係、所有形態の多様化、競争、リスクがすべて市民権を得ているからとのことである。大胆ではあるが的を射た評価である。以上の通り、「社会主義初級段階論」は、ソ連の研究者や知識人の間で比較的好意的に受け止められたのである。

⁵⁰ 藤田(1991)によると、ソ連の経済学会では1991年時点でも「商品生産」という述語が市民権を得ておらず、「商品・貨幣関係」という述語が好んで用いられたという(藤田, 1991, p. 142)。コッツ・ウィア(2000)に言わせると、「市場」のソ連的用語が「商品・貨幣関係」になるという(コッツ・ウィア, 2000, p. 94)。

⁵¹ 西村(1995)によると『協同組合』は、法律上の形態は別として事実上は資本家による資本主義的企業とみるの方が自然であるとのことである(西村, 1995, p. 116)。

最後に、「社会主義初級段階論」と同じく第 13 回党大会で提起された、「国家が市場をコントロールし、市場が企業を誘導する」体制についてみていく。『プラウダ』紙の記者である B. バラフタは、中国では経済のダイナミックな発展には計画管理に立脚するだけではなく、計画的規制と市場的規制の結合に基づくべきとの観点が第 13 回党大会で確立し、その結合原則が同大会の「国家が市場をコントロールし、市場が企業を誘導する」のスローガンに反映されているとみている（Барухта, 1990）。また I. バリュークらは、ダイナミックな経済発展は計画管理のみに立脚することはできず、計画的規制と市場的規制の結合に基づくべきであるとして、第 13 回党大会で計画的規制と市場的規制の「有機的結合」を認めたこと、すなわち「国家が市場をコントロールし、市場が企業を導く」スローガンを採択したことに大きな関心を寄せている（Балюк и Балюк, 1991）。折しもソ連では 1989 年後半から改革構想が新展開した。すなわち、社会主義のあるべき姿の探求から、市場経済への移行の課題が公認されるようになったのである（西村, 1995, p. 87）。そして 90 年 2 月にソ連共産党中央委員会が採択した第 28 回党大会向けの党中央委員会政綱は、「計画的な方法と市場的方法の有機的結合」を謳い、「計画・市場経済」への移行を打ち出したのであった（和田, 1990, p. 187）。この通り、「計画と市場の有機的結合」は、1980 年代末から 90 年代前半にかけて中ソ共通の改革構想であったのである。

中国における社会主義経済をめぐる理論的解釈の変化に対するソ連側の評価を総合すると、「社会主義商品経済論」（「計画的商品経済論」）についてはやや厳しい見方をしているが、「社会主義初級段階論」では「中国は社会主義の初級段階にあるため資本主義的政策を一時導入するのやむを得ない」という中国側の論理と、「国家が市場をコントロールする」限り、完全な市場経済ではないとする中国側の論理が、ソ連の研究者や知識人に受け入れられたものと思われる。こうしたソ連人研究者や知識人の折衷的な立場は、ソ連において 1987 年以降経済改革の深化により市場経済への移行に関する議論が活発化してきたことと一定の関わりがあると考えられる。

2.4 経済改革に伴う困難の発生

ソ連人研究者や知識人の関心は、中国が経済システムの一部に市場メカニズムを導入した結果生じた困難な事象や矛盾、つまりインフレ高進や原燃料不足、腐敗の蔓延等にも向

けられている。また、そうした否定的現象に対して中国が講じた政策にも一定の注目を払っている。そこで本節では、最初に 2 度にわたって発生した経済過熱とその対策としてとられた経済政策に対するソ連の研究者らの反応や見解をみていく。その後、こうした否定的現象発生の要因として先行研究の多くが指摘した計画メカニズムと市場メカニズムの結合の問題を詳しく検討する。また、計画と市場の結合以外の要因についても引き続き言及する。そして最後に、中国における経済改革に対するソ連側の評価を総括する。

2.4.1 経済過熱の発生と引き締め政策の実施

中国では既述の通り、1984 年 10 月に「計画的商品経済」論が登場し、改革ムードが一気に高まった。84 年末には設備投資が、財政拠出から銀行貸出に変更され、資金供給の枠が緩和されたことにより投資が過熱し、重複投資や非効率投資が拡大した。さらに 85 年 1 月には大都市で農産物や豚肉・卵などの副食品価格の自由化が行われ、消費者物価の値上がりに繋がった⁵²。中国は 84 年から経済過熱の様相を呈していた。

S. アガフォーフは、経済改革実施に伴い発生した様々な問題（例えば銀行の貸出競争や企業の従業員への過剰分配により信用供与と消費が増大し、マネーサプライが膨張して多くの商品価格が高騰する等）を、中国での報道や研究者の話を引用する形で指摘し、国の経済が準備できていない段階での高成長の追求が中国に混乱を引き起こした、と述べている（Агафонов, 1985）。一方、『イズベスチヤ』紙の Yu. サベンコフは、この経済過熱とインフレ深刻化の問題の他に、改革過程で生じている投機や違法取引、脱税などの否定的現象についても詳しく論じている（Савенков, 1987a）。

こうした経済過熱現象に対して、中国政府は 1985 年半ば頃より過剰流動性の回収、投資の抑制、金利引き上げ等の引き締め政策を実施した。その結果、同年後半には中国経済は鎮静化へと向かっていった。このような経済調整政策を受けて作成された第 7 次 5 カ年計画（1986～90 年）の成長率が、第 6 次 5 カ年計画（1981～85 年）よりも低く計画化（農業 6%、工業 7.5%、6・5 計画ではそれぞれ 8%、11%）されている点に対して、A. イズユモフは肯定的な評価を与えている（Изюмов, 1988）。イズユモフによれば、この事実は、中国政府が経済構造の再編と高い成長率を求めながら、経済メカニズムの改革を同時に行うこと

⁵² 消費者物価 1983 年 2.0%、1984 年 2.7%、1985 年 11.9%（『中国統計年鑑』1986 年版）。

が不可能である、という結論に達したことを意味しているという。

中国では前述の通り、景気の過熱を鎮静化させるために1985年半ば頃から引き締め政策が実施された。けれども87年に入ると国有企業において経営自主権を拡大する経営請負責任制が全面的に実施され、88年には前年の第13回党大会での意欲的な経済・政治改革案の採択を受けて、改革開放の気運がさらに盛り上がり、経済は再び過熱し始めた⁵³（表2.1参照）。88年初からは買い占めや売り惜しみが始まり、8月に「価格改革案」が発表されると銀行の取り付け騒ぎにまで発展し、中国政府は再び経済調整政策に乗り出すことになった。同年8月末には国務院常務委員会が、価格改革の棚上げを決定した。さらに9月に開催された中国共産党第13期3中全会で経済調整政策が採択され実行に移された。89年には天安門事件による経済引き締め効果も加わり、経済過熱は鎮静に向かったが、今度は需要不足から商品在庫が増大して深刻な不況に陥った。

上述のように、中国では理論的にも実践的にも市場メカニズムの導入が着実に進んできたが、経済改革の進展に伴い、困難な状況も多発するようになってきた。例えば、E. バジジャーノフによれば、都市での私企業活動を容認した結果、労働者の投機的商売への熱中や課税収入の着服、腐敗といった「誤ったスタイル」が生み出されたという（Бажанов, 1991）。また、同氏は、工業分野でも官僚の生産者に対する抑圧、自主性を与えられた企業による計画物資の横流し、投資の過熱によるボトルネックの発生、インフレ高進等の問題が発生した点も厳しく追及している。さらに彼は、所得格差の広がりがイデオロギー的動揺を刺激し、農村の請負制や都市の私的部門に対する抗議の声が高まって、社会不安を呼び起こしたという面も深刻視している（同上）。

こうした経済改革の実施に伴い発生してきた様々な分野・部門・地域間における不均衡、投資の過熱、国有企業における過剰分配、インフレ等の問題を、A. イズユモフは改革実施と経済成長加速の不可避のコストとして認めるべきである、として中国の経済改革実施そのものについては一定の評価を与えている（Изыюмов, 1988）。一方A. モロゾフは、こうした経済改革に伴う課題を解決するためには、構造改革、政治改革、民主化、人事統制システムの建て直し等、社会の全ての面での改革が必要である、との主張を展開している（Морозов, 1988）。同様に、V. ゲリブラス、A. グランベルグも、民主的改革と政治的改

⁵³ 固定資産投資 1987年16.1%、1988年20.2%、小売物価指数 1987年7.3%、1988年18.5%（『中国統計年鑑』各年版）。

革を組み合わせた改革を確実に複合的に実行することによってのみ、中国の経済的・社会的矛盾を解決することができる、と述べている（Гельбрас и Гранберг, 1989）。

再燃した経済過熱を鎮めるために実施された調整政策について、A. デニソフは「中国政府は経済に対するコントロールを手放さないよう、経済への指令的働きかけを強化しつつ、形成された（新しい）管理メカニズムの欠陥を補っている」として、「緩みつつあるネジを締め付けることは昔に戻ることに、改革を否定することを決して意味しない」と述べ、経済引き締め政策の実施そのものについては好意的評価を与えている（Денисов, 1988b）。

2.4.2 計画メカニズムと市場メカニズムの結合

ソ連人研究者や知識人の議論が最も集中した論点は、否定的現象発生の一因の一つとしてあげられた計画メカニズムと市場メカニズム結合の問題であった。繰り返しになるが、社会主義のもとで市場経済がどの程度許容されるのかという問題が、改革論争の最大の焦点であったことは中国もソ連も同じである。それでは中国では社会主義の枠内でどの程度の市場メカニズムを導入し、どのような成果や問題が生じたのか。ソ連人研究者らの見方や問題関心を探っていくことにする。問題関心は二つのメカニズムを結合したことにより生じる問題の数々に集まっている。

まず計画と市場の結合の必要性について、I. バリュークらは、改革の過程で中国経済のダイナミックな発展のためには、計画管理にだけ立脚することはできないため、計画的規制と市場的規制の結合に基づくべき、との観点が中国で是認されたと指摘している（Балюк и Балюк, 1991）。そして第13回党大会では、計画的規制と市場的規制の「有機的結合」の必要性が認められた。一方、ソ連においても、先述の通り1990年2月に第28回共産党大会へ向けての政治大綱で、経済活動における「計画的な方法と市場的方法の有機的結合」が必要であると謳われ、「計画・市場経済」への移行が主張された。このように中国では87年頃より、ソ連では90年頃より、計画メカニズムと市場メカニズムを適切に結合させるための方策が探し求められていたのである。

しかしながら中国において計画と市場の結合を目指す改革の実践は困難を極めた。例えば、A. デニソフは、中国で改革の進展と成功に伴い発生した問題や対立について、中国の研究者の見方を紹介する形で、2つの経済メカニズムの共存に関係があるとしている。つま

り、2つのメカニズムの一つは古くて解体されているが、もう一つは新しいけれどもまだ確立していないと指摘するのである（Денисов, 1988b）。つまり、こうした2つのメカニズムの間の断絶が、経済の円滑な運営を妨げたと主張しているのである。同様の観点は、E. カルバッシュ・O. ボロフでも強調されている（Корбаш и Борох, 1989）。彼らの論点は、古い体制と新しいメカニズムの間には大きな断絶が存在しており、古いシステムと新しいシステムの共存は不可避免的に激しい摩擦を生じさせるというものである。また L. デリュージンは、市場には価格変動などもあり不均衡を招くので、計画と市場の結合が必要であるとの見解を表明し、市場が経済の調整装置の役割を十分に果たすためには、市場は自由で成熟している必要があるが、中国には現在（1990 年当時）そのような市場システムは存在しないと述べ、古いシステム（計画化システム）と新しいシステム（市場システム）は調和せず、従って互いに補完するどころか、むしろ邪魔し合っていると指摘している。上述のソ連側先行研究が指摘している通り、中国における計画メカニズムと市場メカニズム結合の試みは有効には機能しなかった。経済発展を統制する要素としての計画と市場の結合は、理論においてのみ存在していた、とデリュージンは結論づけている（Делюсин, 1990）。

こうした見方を更に具体的な問題に触れて展開しているのが L. マラツォーバである。マラツォーバは、中国で行われた企業レベル、地方行政レベルへの権限の「委譲」と企業の経営請負責任制や労働契約制などの「契約システム」を経済改革の「わな」と呼び、厳しい口調で批判している。同氏によると、「委譲」や「契約システム」は指令的性格を失いつつある計画と不完全な市場の組み合わせであり、「計画も市場も」（という双軌的な改革）は、実際には「計画でも市場でもない」ことを意味しているとして、中国における計画と市場の結合の試みに強く反発している（Молодцова, 1991）。

こうした実践面での困難な状況を受けて、E. カルバッシュと O. ボロフは、中国人研究者の分析を引用しつつ、様々な問題や対立を克服するためには「計画と市場の有機的結合」の改革モデルはさらに一步踏み込む必要があり、新たな改革モデルと改革理論が問題の克服には不可欠であるとの見方を示している。つまり、彼らは華・張・羅（1988）の「中国改革の十年：懐古、反省と見通し」という 3 号にわたって雑誌に連載された長文の論文を丁寧に分析し、中国人研究者達の「すべての社会主義諸国が袋小路から抜け出すには、労働者の個人的所有に基づく所有権の再興が必要である」という解決策の提起、すなわち私有制への移行の提起に対して、以下のような見解を表明している。つまりカルバッシュら

がみるところでは、「このような問題提起は、社会主義の伝統的モデルの主要な欠陥を認めるのみならず、対立ビジョンが明らかになる。さらに古い経済メカニズムと新しい経済メカニズムが接合しないという問題が明らかになるのみならず、生産財の社会的所有をなくすことになる」という（Корбаш и Борох, 1989, p. 129）。このような主張を述べることで、カルバッシュらは、中国国内で社会主義の伝統的モデルの限界の指摘や批判がここまで深く行われたことに驚きつつも、他の社会主義諸国の改革にも敷衍できる分析であるとの評価を下しているのだと推察される。

2.4.3 その他の要因

改革に伴う否定的現象発生の要因としてその他にあげられているのは、既得権益層の抵抗と市場的調節手法を実施する際の経験不足の2点である。第一の改革実行を妨害する既得権益層の抵抗は、L. デリューシンと S. アガフォーノフが言及している。デリューシンは、新しい経済形態の導入は現行の政治体制を蝕むため、既得権益を維持しようとする官僚が経済改革に歯止めをかけ、政治改革に抵抗する、それゆえ経済改革の深化なしに国家の統制的役割を維持しつつ市場関係を拡大することと、政治改革なくして現行システムを民主化することは不可能であるとして、更なる改革が必要であるとの見方を示している（Делюсин, 1990）。これは、当時のソ連の改革の現状認識について、そっくりそのまま言及しているとも読める分析である。アガフォーノフも中国の新聞、雑誌の報道を引用する形で、改革実行を妨害する勢力の存在を指摘している（Агафонов, 1985）。

第二に、I. バリュークらは、経済危機の原因は中国政府の経験不足にもあったとの指摘を行っている。つまり市場的調節手法（経済的テコ）の活用が難事であったのは、生産を経済的に調節する経験が欠如していたためとみている。そうした経験不足がマクロ経済管理の失策を招き、経済的危機を招来したと彼らは結論づけている（Балюк и Балюк, 1991）。

2.4.4 中国経済改革に対する全体的評価

中国における 1984 年から 92 年頃にかけての経済改革全体の成果に対するソ連人研究者及び知識人の評価は賛否両論である。しかしながら、プラスの評価をする論者もマイナスの評価をする論者のいずれも、改革実施と経済成長の副作用ともいえるべき否定的現象の発

生については高い問題関心を共有している。

A. デニソフ、E. バジャーノフ及び A. イズユモフらは、中国の経済改革を好意的に評価するソ連人研究者・知識人の代表格である。例えば、デニソフは『プラウダ』紙で、中国の改革が経済的・社会的安定を損なうリスクを許容することなく慎重な方法を堅持していることと、社会的緊張や激化を孕みつつも改革の不可逆性を保証しながら「市場モデル」へと歩んでいる点に好感を表明している（Денисов, 1988b）。また、バジャーノフも『コムニスト』誌の「中国：改革の20周年」と題する論文で、膨大な人口、貧弱な耕地といった多くの困難を抱えながら、中国は経済を発展させ、政治的混乱を避けつつ前進し、短期間に社会生活の多くの分野で成功を達成し、こうした中国の経験が国際的注目を集めている、と好意的な総括を与えている（Бажанов, 1991）。

この一方、デニソフやバジャーノフと共に中国の経済改革に対して基本的に肯定的立場をもつイズユモフは、著しい経済成長という成功の裏面である様々な経済分野や部門間、地方間での不均衡の発生、自主性を与えられた企業の過剰分配、国家が資金供給へのコントロールを失った結果である投資の急拡大、インフレ高進等の問題点を指摘しつつも、様々な経済的、社会的問題の発生は、改革実施と経済成長の不可避のコストと認めるべきであると主張している（Изюмов, 1988）。更に中国で経済改革の問題が広範に、そして公然と議論されている点に高い評価を付与している。これに対して A. モロゾフは、『プラウダ』紙上で、改革が中国経済の構造的な不均衡の継続、経済成長の低下、その他否定的現象の原因になったと述べている。具体的には、コントロールや規制のない企業や行政機関の自主性の向上が、生産財価格の上昇、汚職の広がり、エネルギー・輸送・原材料の逼迫等の問題を引き起こしたと批判している。そしてこうした経済改革に伴う課題の解決には、構造改革、政治改革、民主化、人事統制システム改革など全ての面での改革が必要であると結論づけている（Морозов, 1988）。つまり同氏は、経済改革の実施が否定的現象発生の原因であり、こうした困難の克服には全面的改革が必要との立場を表明しているのである。こうしたモロゾフの見解に近いのが、デリュエシンの分析である。すなわち彼は、改革に伴う困難の発生は、主として改革によって既得権益を蝕まれる官僚らの抵抗にあるとして、市場関係を拡大するためには国家の統制的役割を縮小する経済改革の深化が必要であるとの判断を示している。

中国における経済改革に対するソ連の先行研究の評価を総括すると、以下のようなになる

であろう。まず、改革の副作用ともいえるべき 2 度にわたる「経済過熱」の発生についてソ連人研究者らの関心が集まった。そしてその過熱鎮静化のために実施された引き締め政策に対しては、大旨好意的評価がなされている。また改革に伴う困難な現象に関しては、その発生の要因として計画メカニズムと市場メカニズムの結合の不整合をあげる論者が多かった。さらに計画と市場の結合、もしくは古いシステムと新しいシステムの共存は有効に機能していないとの否定的見解が圧倒的多数であった。最後に、改革に対する総合的評価としては、様々な困難や問題の発生は改革実施と経済成長の不可避のコストと認めるべきと主張するイズブコフや、改革は安定を損なうことなく「市場モデル」へと慎重に歩んでいるとするデニソフやバジャーノフのように肯定的評価をする論者もいれば、改革の実施が不徹底であるがゆえに困難な事象が発生するので、その克服のためには政治改革も含めた全面的改革が必要であるとして、改革実施手法に厳しい眼を向けるモロゾフやデリュージンのような研究者もいたのであった。

2.5 天安門事件と改革の停滞

天安門事件とその後の中国の改革政策について言及したソ連の論考は非常に少ない。『イズベスチヤ』紙にも『プラウダ』紙にも、同事件後中国の改革に関する記事はしばらくの間掲載されなかった。何も言及しないことも一つのメッセージなのかもしれないが、本節では研究者らの見方を紹介してソ連における天安門事件とその後の改革の受け止め方を考察してみることにする。

『イズベスチヤ』紙の Yu. サベンコフは、天安門事件後、中国が改革政策を後退させることは経済的損失を招き、中国の人々に心理的に打撃を与えると憂慮しつつも、中国指導部が事件後も改革・開放政策の継続を表明したことは評価している（Савенков, 1991）。

また天安門事件後の中国指導部の対応や改革の進め方については、デリュージンとバジャーノフではその論調に大きな違いがある。すなわち、L. デリュージンは、天安門事件後の中国指導部の保守化傾向を厳しく批判しているのだが、一方の E. バジャーノフは、天安門事件後の中国指導部の保守化傾向には懸念を示しているものの、指導部が多党制の導入を否定することや、中国共産党の権威や役割を否定する動きを封じることには理解を示しているのである。更にバジャーノフは、天安門事件の背景として、社会的・経済的問題の

重荷、イデオロギー的対立、政治改革分野での停滞、経営者層の出現、共産党一党独裁の拒否、国外からの影響による中国社会の緊張の高まりや指導部の不一致にも目を向けている（Бажанов, 1991）。それに対してデリュージンは、改革の目的が、行政的・官僚的手法による経済的規制から市場的テコによる調整への転換、所有制の多様化、政治システムの民主化にあると指摘しつつ、天安門事件後はこうした改革目的から明らかに逸脱しているとして、中国指導部の保守化傾向を厳しく批判している（Делюсин, 1990）。V. ポルチャコフも、事件後、経済改革の概念に修正が行われたことを言及している。すなわち同氏によれば、計画と市場の関係もイデオロギー化され、以前は市場の役割が強調されていたが、今や計画の役割の絶対的優先に変わっている、として計画と市場の共存関係の後退を指摘している（Портяков, 1990）。

デリュージンによると、中国では「ブルジョア自由化」反対キャンペーンが猛威をふるい、このため市場メカニズムだけでなく、私的所有も非難を受け、計画システムと国家的所有の優位性が証明されているという。デリュージンが何よりも問題視しているのは、「ブルジョア自由化」反対キャンペーンによって、中国の研究者が中国の抱える経済問題を自由に討議することができなくなり、解決策を見いだすことが困難になった点である（Делюсин, 1990）。これに対してバジャーノフは、中国は多党制のための条件を有していないのであり、従って共産党の役割の否定は混乱、内戦、国家の崩壊、外国の支配者への服従を招く、として中国指導部の強権的手法を擁護している。さらにバジャーノフは、中国指導部の政策方針は一部知識人や外国から異議を招くかもしれないが、天安門事件の際、政権が混乱を阻止する見通しや民主的モデル創設の見通しもなく譲歩して情報公開と多元主義への障害を軽減した結果、中国が混沌と無秩序に陥った、と中国政府の見解を代弁してみせている（Бажанов, 1991）。

天安門事件の原因について言及したソ連側の論考は更に少ない。V. ゲリブラスと A. グランベルグによると、事件は経済改革の直接的結果であるとか、改革によって生じた問題であるとする評価が行われているが、中国の経済改革の矛盾が政治的大動乱の直接的前提条件を作り出した訳ではないという。二人の見解によると、事件の原因は民主化プロセスの遅れと政治改革の立ち遅れにあるという（Гельбрас и Гранберг, 1989）。

2.6 ソ連人研究者らの中国改革に対する評価の経年変化の検討

1984年から91年の期間が、中国においてのみならずソ連においても激動の時代であったことは論を俟たない。ソ連ではペレストロイカとグラスノスチ（情報公開）の進展により改革機運が盛り上がり、87年以後スターリンを対象とする「歴史の見直し」も始まった。またゴルバチョフら改革派を攻撃するスターリン擁護論文が88年3月に登場し保守派の動きが活発化したかと思うと、同年秋には改革派が党内抗争に勝利し、改革派が優勢となった。1990年半ば以降は、ペレストロイカに失望した改革各派が弱体化したことから保守派が台頭し、ソ連の政治動向が急速に保守化していった。こうした改革の是非をめぐるソ連世論の変化のうねりが、中国改革に対するソ連の経済学者やその他知識人の評価に一定の影響をもたらしたと考えても不思議ではない。換言すれば、ソ連の研究者や知識人らの中国改革に対する評価には、顕著な経年変化が生じている可能性が否定できないのである。そこで、この点を本章の最後に検証しておく⁵⁴。このために筆者は、前節までの議論を通じて本稿が引用した論考17点を、(1)総じて肯定的評価を表明している論考、(2)逆に否定的評価を表明している論考、並びに、(3)筆者の立場が必ずしも明瞭ではないという意味で、中国改革に対して総じて中立的である論考、から成る3つのカテゴリーへと敢えて大胆に分類し、かつ時系列に配置することで、ソ連人研究者らの中国改革に対する評価の経年変化の存在を検証してみた。筆者が「否定的」もしくは「肯定的」であると判断した論拠は、表2.2の通りである。

その結果が、図2.1である。同図によれば、17点のうち肯定的評価を示している論考は10点、逆に否定的評価を行っている論考は2点、そして中立的評価を示している論考は5点である。時系列でみていくと、1988年以降に肯定的評価を表明している論文が多い。また、中立的立場に基づいて書かれた論考は、85年から91年まで比較的分散している。否定的評価を示している論考は88年と91年にあるが、2点と少ないため、何らかの特徴を見いだすことはできない。こうした検証結果から、ソ連の経済学者や知識人の中国改革に対する評価は、ソ連における市場経済への移行に関する議論の活発化に伴い、総体的に肯定的

⁵⁴ 2012年6月の比較経済体制学会第52回全国大会での筆者の報告に、討論者である日臺健雄会員から、「ソ連側論者の見解は、その時点でのソ連共産党の路線により規定される要素が強いので、論文の時系列的整理が必要ではないか」との問題提起がありました。日臺会員のご指摘に感謝します。

なものへと変化していった、すなわちソ連人研究者ら自身が改革志向になっていったとの結論を導くことができよう。

2.7 おわりに

本章の目的は、中国が社会主義体制の枠内で市場メカニズムの導入を試みた 1980 年代半ばから 90 年代初めにかけての鄧小平の経済改革を、同様に社会主義体制への市場的要素導入を試みたソ連の研究者や知識人がどのように評価し、そこから何を学び取ろうとしていたのかを明らかにすることである。

中国において 1984 年から 92 年頃まで行われた経済改革に関するソ連の研究者や知識人の評価は、以下 3 点に総括することができるであろう。第一に、社会主義体制のもとで市場メカニズムを導入するために考案された改革理論に対する評価は、「社会主義商品経済論」についてはやや懐疑的である。けれども「社会主義初級段階論」については、「中国は社会主義の初級段階にあるので資本主義的政策を一時導入するのもしやむを得ない」という中国側の論理と、「国家が市場をコントロールし、市場が企業を誘導する」経済体制の確立については、「国家が市場をコントロールする」限り、完全な市場経済ではないとする中国側の論理をソ連の研究者や知識人は肯定的に受け入れたものと推察される。第二に、中国の経済改革全体の成果に対するソ連人研究者や知識人の評価は賛否両論である。けれども、肯定的論者も否定的論者のいずれも、改革実施に伴い発生した否定的現象には高い問題関心を共有している。そしてこうした困難や問題の発生に対する見解も、改革実施と経済成長の不可避のコストと認めるべき、と主張する論者と、改革実施が不徹底であるがゆえに困難な事象が発生するので、その克服のためには政治改革も含めた全面的改革が必要である、と主張する論者の 2 つに大別される。そして第三に、改革に伴う困難や問題発生 of 要因として、計画メカニズムと市場メカニズムの結合の不整合をあげる研究が支配的であり、中国において計画と市場の「有機的結合」は有効に機能していないとする否定的見解が圧倒的多数であった。また、ソ連人研究者らの中国改革に対する評価の経年変化の検討から、ソ連の経済学者や知識人の中国改革に対する評価は、ソ連における 1987 年以降の経済改革の深化により、市場経済への移行に関する議論が活発化してきたことと関わりがあると考えられる。上述の総括及び前節までのソ連側先行研究の検討から、ソ連の研究者や知識人

が、中国における社会主義下での市場メカニズム導入のための改革理論や議論の展開、改革政策の実践に対して大きな関心を寄せ、その理解に努めていたことが確認できる。

計画経済体制に市場メカニズムをどの程度導入すべきなのか、計画と市場の結合は果たして可能なのか、計画経済体制に市場的要素を導入した際に生じる摩擦や矛盾はいかにして克服すべきなのか。これらは、中国においてもソ連においても議論の尽きない論点であった。また両国の、市場メカニズムの部分的導入から商品経済の容認、やがて市場経済への移行が課題となる改革経路は非常に似通っており大変興味深い。改革対象が両国とも同じスターリン型の社会主義体制であるので、改革議論や改革経路が類似してくるのは当然のことであるのかもしれない。1980年代半ばから92年頃までのソ連人研究者らの鄧小平改革に対する評価は、ある意味ソ連自身を映し出す鏡の役割を果たすものであり、中国の改革というプリズムを通してソ連の改革議論の一端をうかがい知ることもできる。またソ連の研究者らによって指摘された中国の経済改革における問題点の多くは、ソ連のゴルバチョフ改革の際にも見られた現象である。中国の経済体制改革の問題を指摘しつつ、ソ連の経済体制改革の問題を暗に論じていたとも考えられるのである。

けれども相似的改革議論、改革経路がみられるのは1985年から90年頃までである。その後の急激な市場経済化、ソ連邦崩壊、新生ロシアの誕生と目まぐるしく変化していったソ連（ロシア）と、曲がりなりにも「社会主義」の枠組を維持しつつ市場経済へと移行していった中国とでは、改革経路とその結果に大きな相違が生じたことは周知の事実である。

以上で第Ⅰ部の考察を終える。第Ⅱ部では、第1章及び第2章の検討結果をも念頭におきつつ、国有企業への経営自主権付与という観点から、中ソ体制内改革の内実を比較検討する。

表 2.1 中国の主要経済指標(1984～1992 年)

(対前年増減率%)

	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年
国内総生産	14.5	12.9	8.5	11.1	11.3	4.3	3.9	8.0	13.2
工業総生産額	16.3	21.4	11.7	17.7	20.8	8.5	7.8	14.8	27.5
固定資本総投資額	24.5	41.9	17.7	16.1	20.2	-8.2	15.1	24.3	45.4
賃金総額	21.3	22.0	20.0	13.3	23.1	13.1	12.7	12.6	18.5
小売り物価指数	2.8	8.8	6.0	7.3	18.5	17.8	2.1	2.9	5.4
貨幣流通量	-	24.7	23.3	19.4	46.7	9.8	12.8	20.2	36.4

注) 固定資本総投資額は、国有部門のもの。

出所：『中国統計年鑑』1993 年版，及び浜(1995, pp. 184-185)。

表 2.2 否定的評価, 肯定的評価の論考の論旨と論拠

筆者	論旨	頁数, 行	論拠
モロゾフ (1988) ソ連科学アカデミー極東研究所副所長 (否定的)	中国において行われている経済改革の成果については肯定的に評価しているものの, 改革の結果生じたインフレ高進やエネルギー・輸送そして原材料の逼迫, 汚職の広がりなど否定的現象については, 強い懸念を表明している。	4段目, 29-62行	改革はかなりの程度, 中国経済の構造的不均衡の維持や経済成長の低下, そして他の否定的現象を促進していた.コントロールや規制のような効率的手段によって裏書きされない企業や地方行政機関の自主性の向上は, 経済の自然発生的傾向を強めた. (中略) 目下のところ, とりわけ構造的・政治的改革や社会の広範な民主化, 人事統制システムの建て直しの必要を痛感する。
マラツォーバ(1991) (否定的)	中国で行われた企業レベル, 地方行政レベルへの権限の「委譲」と, 企業の経営請負責任制や労働契約制などの「契約システム」を経済改革の「わな」と呼び, 厳しい口調で批判. 中国における計画と市場の結合の試みに強く反発している。	p.19, 11-20行	改革の危険な「わな」ーそれは計画の失われつつある指令的性格と不完全な市場の組み合わせである. 後者の侵入は, 計画超過分の生産物に対する価格の自由化から始まった. そのことは生産者を刺激するに違いなかった. その結果, 同一の生産物に対して「価格の双軌制」が発生し, 企業は固定価格と契約価格の差を利用し始めた. 「計画も市場も」は, 実際には「計画でも市場でもない」ことを意味している。
		p.23, 1-7行	経済成長の加速と低下の定期的交代, 経済改革の「上げ潮」と「下げ潮」は, 中国の経済発展を一定程度, 社会規準から外れた方向へと向かわせた. 経済改革の衝撃の後で, 背後の引き締めに, 行われた施策の修正に, そして構造的不均衡の除去に一定の期間が費やされている。
デニソフ(1988a) (肯定的)	中国における経済改革の成果を, 中国でのアンケート調査の結果も引用しつつ紹介している. 例えば, 人々の福利の向上, 住民の購買力の増加, 住宅問題の解決, 余剰労働力の緩和などである。	3段目, 96-111行	世論調査が示しているように, 物質的に前進をまだ感じていない人々も, 改革政策に賛同している. 『人民日報』が指摘したように, アンケート調査の総括は, 中国の社会学者に以下のような結論を出すことを可能にしている. 即ち, 「アンケート回答者の圧倒的多数が, 生じつつあるもしくは来るべき社会変動について肯定的に評価している」と。
イズユモフ(1988) ソ連科学アカデミー上級研究員 (肯定的)	中国で行われた農業改革, 都市工業改革を子細に検討し, 成果と共に改革実施に伴う問題の発生をも指摘している. けれどもこうした経済的・社会的問題の発生は, 改革実施と経済成長加速の不可避のコストであると認めるべきとも述べている。	p.137, 40-48行	経済的問題も社会的問題も重要であるけれども, それらは大部分が改革実行と経済成長の不可避のコストであると認めるべきである. 中国では経済改革の問題は広範に,そして公然と議論されている. 社会主義国中国において近年蓄積された新経済メカニズム創設の実験は, 大きな科学的, 実践的意味を持ち, ソ連の経済学者や経営指導者の集中的注目に値すると思われる。
デニソフ(1988b) (肯定的)	中国の経済発展と改革の成功を紹介しつつ, インフレ高進や原材料・エネルギーの逼迫など改革に伴う問題点をも指摘. こうした経済過熱に対して中国政府がとった引き締め政策を, 「改革の道の中間的バリエーションの選択」であると述べている。	5段目, 46-62行	1980年代末までの10年間にわたる経済改革において, 中国では容易ならざる選択に直面して, 以下の点が認められた. 即ち, 経済的・社会的安定喪失のリスクを許容することなく, 慎重なやり方を堅持している. もしくは改革の不可逆性を保証しつつ, 社会の緊張激化や堅持していた社会的価値転換をも孕みつつ, 活気溢れる「市場モデル」の側へと歩んでいることが認められた。
カルルソフ(1989) (肯定的)	中国における私的経営を理論的, 法的観点から検討し, 私的経営の公認は, 社会主義モデルと多様な所有形態の発展という現実を一致させる措置であると述べている。	p. 43, 1-9行	中国共産党第13回大会資料とその後の国の立法化に反映された私的経営の公認. これは何よりも中国の社会主義建設の理論的モデルと多様な所有形態の実践的發展を一致させる措置の一つである. それは本質的には十分法にかなったものである. またこの私的経営は, 1950年代から80年代の実践によって証明された「闇の」「隠れた」経済関係や生命力を, 国家が時宜にかなって合法化した形態なのである。

(表 2.2 続き)

筆者	論旨	頁数, 行	論拠
ゲリブラス, グランベルグ (1989) ソ連科学アカデミー国際労働運動研究所, ソ連科学アカデミー経済と工業生産組織研究所 (肯定的)	中国の経済改革を, ソ連の経済改革と比較しながら評価している。中国は改革を確実に, かつ複合的に実行することによってのみ, 経済的・社会的矛盾が解決できると述べている。	p.127, 41-43行, p.128, 1-6行	経済改革の直接的結果や改革によって生じた問題として起こった事件(天安門事件)を解釈する様々な評価が行われている。我々の見解は以下のところにある。即ち, 中国における経済改革の矛盾が, 政治的大動乱のための直接的な前提を常に作り出していたわけではなく, いわんや必然的な前提を作り出していたわけでもなかった, というところにある。我々の見解では, 明確になりつつある原因は—社会的関係と政治的改革の民主化プロセスの立ち遅れにある。
ボルチャコフ (1990) (肯定的)	中国における経済改革モデルの探求を, 中国の研究者の著作を引用する形で紹介しつつ, ソ連の専門家にとってもこうした経済モデルや経済制度の転換の研究は有益であると述べている。	p.39, 19-21行	理論的探究, 複合的改革の準備やその特別なモデルの解明に関して絶えず行われていた作業が, 中国における経済改革の全過程に与えた影響を過小評価すべきではない。
		p.40, 13-19行	実際に「計画」と「市場」を結合する最初の試みによって生じる理論的, 実践的問題の巨大な層—ソ連ではやっと生じ始めた層—が, 中国ではすでに何らかの意味づけが行われており, しかも先験的ではなく経験にもとづいて, 即ち廃止されつつある古い経済メカニズムと創られつつある新しい経済メカニズムの共存に伴う経済の現実のプロセスのプラスとマイナスの分析に基づいているのである。
デリュージン (1990) ソ連科学アカデミー東洋学研究所中国部長 (肯定的)	中国が天安門事件後, 経済改革においても保守化し, 改革機運が後退していることに強い懸念を表明している。また改革に伴う矛盾や問題の発生原因を, 計画メカニズムと市場メカニズムの結合の不具合に見出し, 市場が経済の調整装置の役割を果たすべきと述べている。	p.22, 9-21行	天安門事件後中国指導部の国内政策に一定の後退が生じたことと, 中国指導部の中で保守的な傾向が一時的に勝利を収めたことを認めながら, それにもかかわらず我々は中国の社会的・経済的發展と政治的發展の将来性への悲観的見方に同調する気はない。(中略)改革の10年間は, 中国人の生活に大きな変化をもたらした。11期3中全会後の期間, 中国では経済システムと政治システムの改変に関して, 大きな理論的, 実践的仕事が成し遂げられた。そしてそのことは本当に達成されて, 簡単に無にすることはできない。
バラフタ (1990) 『ブラウダ』記者 (肯定的)	中国では経済過熱に対処するため調整政策が行われたが, 厳しい引き締め政策により一転在庫過剰や需要不足に陥った。そこで政府は90年3月に金融緩和政策を行い, 需要を回復させた。こうした政府の措置に対して, 筆者は調整政策は折良く修正され, 成果をもたらしたと述べている。	3段目, 103-116行	北京の商店や市場は, 経済的雰囲気の変化に敏感に反応している。商店は混んでいて, 商品の選択は多い。彼らは検討しているだけでなく, 買っている。(中略)即ち, 調整政策は折良く修正され, 実際に本来の成果をもたらしたものである。
バリューク, バリューク (1991) (肯定的)	中国で行われている経済改革を子細に紹介し, 国家による市場関係への段階的移行プログラムが, 経済的・社会的衝撃を避け, 計画的商品経済を形成することができるかどうか, 時が来れば分かる, として注意深く見守る姿勢をとっている。	p.101, 1-7行	経済管理の行政的方式から経済的方式への移行, 企業活動の直接的統制から間接的規制への移行, 中央集権的計画経済の下での市場メカニズムの要素の活用。これらの問題は, 市場への道を探し求めている我国にとっても焦眉の問題である。それ故に, 中国における経済改革の試みの研究は非常に有益に思われる。
バジャノフ (1991) (肯定的)	中国の20年に渡る改革を振り返り, 成果と共に改革実施に伴い発生した矛盾や対立などの問題点をも指摘している。そして中国は多くの困難を抱えながら経済を發展させ, 政治的混乱を避けつつ前進し, 短期間に多くの分野で成功を達成した経験が国際的に注目を集めている, と総括している。	p.123, 43-50行	中国は経済を發展させ, 政治的混乱を避けつつ前進している。(中略)比較的短期間に, 社会生活の多くの分野で疑いようのない成功が達成され, そしてそのことが広範な国際的世論の注意を中国の経験へと引きつけている。

注) 研究者, 知識人の所属は, 論文で確認できたもののみ記載した。

出所: 筆者作成。

図 2.1 中国の経済改革に対するソ連人研究者・知識人の評価

	← 否定的評価	中立的評価	肯定的評価 →
1985年		・ アガフォーノフ	
1986年			
1987年		・ サベンコフ (a) ・ サベンコフ (b) (『イズベスチヤ』特派員)	
1988年	・ モロゾフ (ソ連科学アカデミー極東研究所副所長)		・ デニソフ (a) ・ イズユモフ (ソ連科学アカデミー上級研究員) ・ デニソフ (b)
1989年		・ カルバッシュ, バロフ	・ カルルソフ ・ ゲリブラス, グランベルグ (ソ連科学アカデミー国際労働研究所, ソ連科学アカデミー経済と工業生産組織研究所)
1990年			・ ポルチャコフ ・ デリューシン (ソ連科学アカデミー東洋学研究所中国部長) ・ パラフタ (『プラウダ』記者)
1991年	・ マラツォーバ	・ サベンコフ	・ バリューク, バリューク ・ バジャノフ

注) 雑誌論文の場合、執筆時点と掲載時点でタイムラグがあるが、その期間が特定できないため掲載時期を用いた。Белоусов и Сенчагов(1995)

は体制移行後の論文なので、評価の対象から除いた。研究者、知識人の所属は、論文で確認できたものののみ記載した。

出所: 筆者作成。

第Ⅱ部

体制内改革の比較分析

ソ連国家発注制度対中国経営請負責任制

第3章

ソ連ゴルバチョフ時代の国家発注制度

3.1 はじめに

ペレストロイカ期に、「国有企業（合同）に関する」連邦法（Закон СССР о государственном предприятии (объединении)）⁵⁵（以下「国有企業法」と略す）を軸に展開された 1987 年改革⁵⁶は、歴史上の重要な転換点であったと考えられる。なぜならば、この時点まではソ連も後に述べる「国家発注」（Государственный заказ）制度⁵⁷に代表されるような漸進的改革を模索しており、1987 年改革を境として急進的改革へと踏み出していくことになったからである。さらに重要なことは、ソ連と中国の経済改革の歴史を比較する際に、この時点での両国の国有企業改革の成否が大きな分岐点となっているという点である。すなわち中国においても、1980 年代初めから 80 年代末にかけて計画経済体制の枠組みを維持したまま企業における経営自主権を拡大し、資源配分制度のコントロールを緩め、価格と資源配分制度における「双軌制」（計画による資源配分と市場による資源配分が共存する状態）を形成する国有企業の改革が始まっていた。このような改革の導入により、中国の国有企業では従業員の積極性を引き出し、企業活動を活性化させるという面において一定の成果を収めたと評価されている（林・蔡・李，1997, p. 177）。これに対して、ソ連においては、次節以降

⁵⁵ 1987 年 6 月、ソ連最高会議において採択される。邦訳は『ソ連東欧貿易調査月報』（1987），pp. 3-30，大野（1987）pp. 24-54。

⁵⁶ 1987 年改革では、改革の構想を具体化する 3 つの法規が定められた。第一は同年 6 月の党中央委員会で承認された「経済管理の根本的改変の基本的命題」であり、第二は同総会で承認の後、最高会議で採択された「国有企業法」である。第三番目は、同年 7 月に採択された上記「基本的命題」に関連する 10 件の党中央委員会・閣僚会議共同決定である。

⁵⁷ 国家発注が初めて導入されたのは、1982 年にポーランドで始まった経済改革においてであった（ゴムルカ，1988, p. 302）。ソ連の国家発注は多くの点でポーランドにおいて行われた国家発注に類似しているが、ポーランドの場合、経済改革の末期には、国家発注は総生産高の 5% 以下になった（IMF, World Bank, OECD, 1991, p. 48）。市場を導入しようとする際、国家発注というコンセプトが利用されるという例が、ポーランドにおいても見られたことがわかる。

で述べるように、国家発注制度を中心とした国有企業改革はむしろ大きな混乱に直面し、政治的混乱をも引き起こして、さらなる急進化への道を辿ることにつながっていくのである⁵⁸。こうした違いをもたらした原因は多々指摘されようが⁵⁹、原因の一端を解く手がかりとなるのが、中国には見られないソ連独自の「国家発注」制度であると考えられる。

「国有企業法」を中心とした 1987 年改革の特徴を要約すれば、以下に述べる 2 点にまとめることができる。第一は、ソ連の経済史上、最も本格的に市場的要素の導入を試みた点であり、第二は企業の自主性の大幅な拡大⁶⁰を図った点である。1987 年改革当時の市場的要素の導入は、生産財の割当て配分をなくし、商品を自由に売買できる市場を創ることを目指していた。そして「国有企業法」においてソ連史上初めて導入された国家発注制度は、市場経済へと移行していく過程で、資材・機械補給制度⁶¹というソ連型計画経済メカニズムの根幹をなしていた供給システムを、卸売商業制へと円滑に移行させるためのメカニズムの一つとして考え出された制度であった。したがって、この新たに導入された国家発注制度がどのように機能したのかを検証することは、当時の市場的要素導入の実態を把握する上で欠くことのできない重要なものであるといえよう。また 1987 年改革の第二の特徴である、企業の自主性の大幅な拡大がどのように行われたかを考察する上でも、国家発注は重要である。なぜならば、国家発注は「国有企業法」に盛られた企業の自主性拡大のコンセプトに反して、企業を拘束する性質を持つものでもあったからである。そこで、こうした拘束性を減らして企業に自主性を付与するため、国家発注はその量と範囲を漸次的に減少させ、企業間の直接取引を増やして卸売商業制に移行することが見込まれていた（Фролов, 1987）。したがって国家発注の実施状況を子細に検討することで、当時の企業への自主性導

⁵⁸ ゴルバチョフは後に回想録のなかで、企業の経済的自立原則を徹底していたのなら、私有化強行の必要性はなかったであろう、と述べている（ゴルバチョフ, 1996, p. 450）。

⁵⁹ ソ連と中国の経済改革において大きな成果の違いが生じた原因については様々な要因を指摘できるが、代表的なものとして経済発展段階の差、社会主義体制の期間の差、集権度や独占度といった制度や経済体制の差、改革政策手順の違い（経済改革が先か、政治改革が先か）等をあげることができる（中兼, 1999, p. 292 他）。

⁶⁰ 「国有企業法」において規定されている企業の大幅な自主性の拡大とは、（一）企業経営への完全独立採算制、資金自己調達制の導入、（二）生産計画化における企業の自主性の尊重、（三）企業経営への自主管理原則の導入、の 3 点に要約できる。

⁶¹ ソ連計画経済に特有の生産手段流通制度。岡によると、資材は「原料、主材料、補助材料、燃料」を、機械は「機械設備や機械装置」を意味し、それらの補給を行うところから「資材・機械補給」と言う（岡・宮鍋, 1973, p. 41）という。

入の実態を明らかにすることができるのである。ところでこのように重要な鍵となった制度でありながら、国家発注制度は我が国において十分に解明されてきたとは言い難い。同制度について比較的詳しく分析した文献として大野（1993）や田中（1989）らがあげられるが、これらは同時進行的タイミングで書かれたものであり、歴史的意義や比較経済体制の視点から分析したものはほとんど見あたらない。

このような二つの理由により、本章では、1987 年改革において当時最も論議を呼んだ国家発注制度に焦点を当ててソ連における体制内改革の内実に迫ることとする。換言すれば、国家発注制度がいかなる目的をもって導入され、その実施状況がいかなるものであったのかを検討することにより、ペレストロイカ期の国有企業への市場的要素導入の実態と企業への自主性導入の進捗状況を明らかにし、ソ連と中国における国有企業改革の成否について考える足掛かりとするのである。

そこで以下では、3.2 節で従来の集権的計画化、生産財の割当て、生産物の納入とはその制度的枠組が大きく異なる国家発注の内容を分析し、3.3 節で国家発注制度自体に内在する問題点と制度補完上の問題点を論じ、最終 3.4 節で筆者の結論を述べる。

3.2 国家発注制度の内容

先に述べたような重要な意味をもつ国家発注制度の実態を明らかにするには、同制度の内容を検討する必要がある。そこで本節では、同制度の目的や特徴、計画化や資材調達、販売のスキーム等を詳細にみていくことにする。以下に述べる国家発注の内容は、「国有企業法」や「国家発注暫定規程」（後述）に定められている「理念型」である。

3.2.1 国家発注の目的とその特徴

「国有企業法」では、国家発注の目的を次のように規定している。「国家発注は、最優先の社会的需要を充足し、国家の集権的投資によって生産設備を導入し社会施設を建設する企業に与えられる。さらに全国家的・社会的課題の解決、科学・技術進歩の実現、国防力の強化と国の経済的独立の保証、農産物の確保等に必要な生産物の調達に充てられる」（第 10 条第 3 項）。ここから明らかなように、国家発注の目的は、国民の生活に最も必要とされ

る財やサービスを優先的かつ緊急に充足することにより、国民経済全体の様々なバランスを確保することにあった。また国家発注制度の仕組みは、上級機関からの生産課題の下达という従来の命令系統に代わって、国家が企業に対して生産を「発注する」というものであり、国家と企業は行政的關係によってではなく、契約によって結ばれる「水平的關係」に変化するという革新的なものであった。さらに同制度の下で、企業は契約義務を遂行した後に残った生産物を販売し、他の生産物と交換することも可能になった（「国有企業法」第 16 条第 2 項）という点で市場的要素も持っていた。

このように国家発注は、「注文」という緩やかな方法によって国民経済全体のバランスを確保するという目的を有していたが、他方では、「国有企業法」に謳われている企業の自主性を尊重するという要請をも同時に満たす必要があった。これら二つの要請を実現するために、国家発注は以下に述べるような 5 つの特徴を有していた。すなわち、第一に、上級機関は競争入札によって受注企業を決定する。第二に、国家発注は従来の指令的課題のように全ての生産を対象とするものではなく、国家的重要プログラムの実現にかかわるもののみを対象とする。第三に、国家発注は上級機関によって（競争入札を経て）与えられるが故に、末端の企業にとっては計画への組入れは義務となり、事実上断れない「注文」⁶²である。但し国家発注の内容そのものは、「既存の計画課題のように厳格なものではない」（Лаптев, 1987, p. 23）。第四に、市場が充足し新経済メカニズムが整備されるにつれて、国家発注の構成と量は漸次減少し⁶³、同時に製品の企業間直接取引が拡大される（Масленников и Слободник, 1990, p. 45）。そして第五に、国家発注交付の際には、実施者と注文主双方の責任が規定される。つまり国家が注文主であれば、国家の責任も規定されることになる。

国家発注の目的と主な特徴は以上の通りである。次に、国家発注の対象と国家発注を担う主体の役割を確認し、企業が 5 カ年計画作成時に活用を義務づけられている基礎データについて検討する。

(1) 国家発注の対象と各主体の役割

国家発注はすべての生産をカバーするわけではないので、どのようなものがその対象と

⁶² 国家発注は従来の指令とは異なり、「国家からの注文」という形をとったが、断れるのは建前であり、実際には断れない「注文」であった。

⁶³ 国家計画委員会（ゴсплан）のヴィード副議長によると、当初の予定では国家発注は加工部門では全生産量の 50-70%になると想定されていた（Правда, 1987, 18 Август）。

なるのか確認しておく必要がある。また国家発注を担う各主体の果たすべき責務も従来の制度との比較のため、明らかにする必要がある。

国家発注の対象は、「国家発注暫定規程」（後述）によると以下の通りである。すなわち、国家発注は、(a) 主要な商品とサービスに対する国民需要の充足，科学・技術プログラムの達成，防衛力強化，燃料・原料資源の供給，(b) 最重要な学術研究および開発の実施，(c) 農産物の供給，(d) 国家の基本投資による最重要生産設備および社会的分野の施設の稼動，に対して与えられる（Временное положение, 1988, p. 464, p. 466）⁶⁴。次に国家発注を交付する側の国家計画委員会（ゴсплан）の役割であるが，それは従来の生産の計画化と生産課題の下達と大きく異なり，国家発注の構成の決定と国家発注に入った生産物の発注量の決定に限定される。また国家発注の割当てに際しての，省庁および部門間連合（межотраслевые государственные объединения）の企業に対する責務は，(a) リミット（後述）による企業の最重要資材・機械資源の確保，および建設・据付・請負作業の確保，(b) 生産物の販売に関する問題の解決，および経済契約締結に関する作業の組織化，と規定されている（Временное положение, 1988, p. 477）。一方，国家発注を受け取った企業の責務は，(a) 国家発注を計画に組み入れ，国家発注に対応して，品目，生産物の質，注文の履行期間，その他の条件を具体化する経済契約を消費者と締結する，(b) 締結された契約にそつた生産物の納入，(c) 国家資金，自己資金および借入資金によって，国家発注の履行のために必要な生産設備を確保する，と定められている（Временное положение, 1988, pp. 478- 479）。

(2) 基礎データ

「国有企業法」が打ち出した新スキームは，企業が自主的に 5 ヶ年計画を作成しかつ承認する点が，従来の上級機関からの生産課題の下達と大きく異なっている。けれども企業は上級機関より与えられる基礎データ，すなわち統制数字，国家発注，ノルマチーフ，リミット，および生産物に対する消費者ならびに資材・機械補給機関の直接注文を，自身の 5 ヶ年計画策定のための基礎として活用することが「国有企業法」によって義務づけられている。これらの基礎データは，企業が自主的に 5 ヶ年計画を作成しつつ，国民経済全体の

⁶⁴ より具体的には燃料，工業原料，金属，電力，不足している消費財（テレビ，冷蔵庫，乗用車，家具など），医薬品，基本的食料（穀物，野菜，果物，肉，牛乳，卵など），基本建設等々が国家発注の対象となる。さらに詳しい国家発注の対象品目については，Временное положение (1988, pp. 470-477) を参照のこと。

バランスをとるために必要な計画化のツールである。これら基礎データのうち国家発注とも密接に関連している統制数字とリミットについて、また「国有企業法」においてその安定的形成が定められた長期経済ノルマチーフについて、その内容を簡単に説明しておく。

(a) 統制数字

統制数字とは生産物量、利潤、労働生産性、投資、新技術導入、外貨収入、社会的発展等に関する数量的指標からなる一連の数字である。企業はこの「統制」数字に従って生産を行う。つまり国家発注と統制数字は密接不可分の関係にある。なぜならば、国家発注で生産される生産量は、統制数字の形で企業に与えられるからである。統制数字は従来指令的であったが、「国有企業法」の制定により、以前のような拘束性は持たず、ガイドライン的な性格のものに改められた。

(b) リミット(割当限度量)

リミットとは、企業に上級機関から通達される国家集中投資額の上限や原材料・エネルギー等の物的資源供給量の上限を定める数字である。企業はリミットの形で上級機関から与えられた資金や原材料を用いて生産を行う。したがって、国家発注とリミットの配分も密接不可分の関係にある。なぜならば、上級機関が国家発注での生産を企業に義務づけるためには、リミットにより生産に必要な資材の供給を保証する必要があるからである。逆に言えば、そうした保証を行うためにも、当該資材の生産を国家発注により義務づける必要がでてくるのである。

(c) 長期経済ノルマチーフ

長期経済ノルマチーフとは、国家と企業間の所得と蓄積の分配比率を定めるもので、上級機関によって中央集権的に形成され、企業に下達される指標を指す（Экономическая газета, 1987, No.30）。「国有企業法」（第10条第3項）では、上級機関による恣意的なノルマチーフ決定が排除され、安定的な長期経済ノルマチーフを設定することとされ（5ヵ年計画期中は固定）、企業の独立採算が強調されている。

このように国家発注で生産される生産物量は、統制数字の形で企業に通知され、生産に必要な原材料は、リミットの形で企業に割り当てられる。長期経済ノルマチーフは、企業格差や地域の特徴を考慮した企業と国家間の分配比率であり、5ヵ年計画期間中は変更されないことがない。統制数字と長期経済ノルマチーフは、年度計画や5ヵ年計画の作成開始までに企業に伝えられる。このようにして、中央が企業を指導しつつ、企業の自主性の発

揮もまた期待されるシステムがつくられたのである。

3.2.2 「国家発注暫定規程」の特徴

ところで国家発注の目的は、最重要な社会的需要を最優先で満たすことによって国民経済全体のバランスをとることにあり、また企業の計画化のツールである基礎データの役割も明らかになった。けれども国家発注の具体的実践レベルでは不分明な部分が残存していたため、その解釈や運用をめぐるさまざまな議論や問題が巻き起こった。これは「国有企業法」に国家発注の導入が謳われているにもかかわらず、その形成手続きについての規程がなかったため、連邦省庁および企業の側からの国家発注に対する恣意的な解釈を許し、企業に付与される国家発注量が増大して混乱を引き起こしたからである。こうした問題を解決すべく、ソ連計画当局は国家発注の比重を下げ、「国有企業法」の趣旨に沿った企業経営を実現するため、1988年7月25日、ソ連閣僚会議による承認という形で「1989年および1990年の国家発注形成手続きに関する暫定規程」(Временное положение о порядке формирования государственных заказов на 1989 и 1990 годы) (以下、「暫定規程」と略す)を交付した。

「暫定規程」では、国家発注の定義、対象、競争入札の実施方法、さらに国家発注の構成、任務、計画化、国家発注に含めてはならない生産物、そして国民経済の各部門における具体的国家発注項目、上級機関の企業に対する国家発注割当てに際しての責任、国家発注を受け取った企業の義務、国家発注の生産総額に占める比重の引き下げ等が規定されている。「暫定規程」が公布されたことにより、企業の生産能力に占める国家発注の比重は約2分の1から3分の1の水準に引き下げられることになった(Гниденко, 1988)⁶⁵。また「暫定規程」の中で初めて、省庁、部門間連合のリミットによる最重要資材・機械資源、建設・据付および請負作業の確保に対する責任、生産物の販売に関する問題の解決、経済契約締結に関する作業の組織化が定められた(Экономическая газета, 1988, No.31)。さらに連邦省庁および部門間連合は、追加的に国家発注に生産物(作業、サービス)を含めたり、連邦ゴスプランによって承認された国家発注の構成を拡大したり、その量を増大させたりする

⁶⁵ 「暫定規程」の公布により企業の生産能力に占める国家発注の比重は引き下げられることになったが、実態はあまり変わらなかった。「1990年初頭には国家発注はまだ企業の生産の90%を握っていた」(Dyker, 1992, p. 279)という。

権利を持たない（Временное положение, 1988, p. 469）ことが規定された。こうした「暫定規程」の公布によって、国家発注の量と範囲の無分別な拡大が抑制され、「国有企業法」の趣旨に沿った企業活動が行われることが期待された。

3.2.3 生産物生産の計画化と資材調達、販売のプロセス

3.2.1 節及び3.2.2 節では、国家発注の内容を説明するための基本的ファクターを紹介した。そこでこうしたファクターがどのようなプロセスを経て作用するのか、どのように情報が流れていくのか、そのプロセスを検討する。

新制度の下では、企業による生産物の計画化のプロセスが、従来の上級機関による集権的計画化プロセスと大きく異なっている。そこで始めに、企業による生産物の計画化の手順について述べ、次に国家発注の対象となった生産物の計画化や資材調達、販売のスキームをみていくことにする。

(1) 企業(労働集団⁶⁶)による生産物の計画作成手順

既に述べたように、新スキームは企業が自主的に5ヵ年計画を作成しかつ承認する点が、従来の生産課題の下達と大きく異なっている。新スキームでは、企業は以下のような手順に従って生産物の生産計画を作成する。(a) 労働集団が、基礎データに対応した現物表示および価格表示の(5ヵ年)計画案を審議する。(b) 一定期間内で、労働集団は国家発注の対象外の生産物の生産計画を作成し、併せて他の経済的・社会的発展指標をも立案する。(c) 労働集団評議会の承認後、計画案は上級機関に上申される。(d) 上級機関は企業が提出した計画を登録する(登録は認可ではない)。(e) 企業(労働集団)は登録済みの5ヵ年計画を基礎として、年度計画を作成する。(f) 企業(労働集団)は必要に応じて年度計画化の問題を、省庁、および資材・機械補給機関と協議し、他の企業との間の経済契約を修正もしくは締結する(Масленников и Слободник, 1990, pp. 24-25; Горбунов и Ноздрачев, 1989, pp. 36-37)。

従来の集権的計画化プロセス⁶⁷と新スキームによる企業の計画化プロセスの最大の相違

⁶⁶ 1987 年改革の大きな特徴の一つは、企業における労働集団の権限強化にある。「国有企業法」の制定によって、企業では労働集団による自主管理が行われることとなった。

⁶⁷ 従来の集権的計画化プロセスについて詳しくは、西村(1985)pp. 117-128 を参照のこと。

は、上級機関から与えられる基礎データに従いつつも企業自身が生産する生産物の種類や生産量を決定できる点にある。従来の計画化プロセスでは、企業に上級機関から生産の指令ともいえるべき統制数字が下ろされ、企業はそれに基づいて「生産プログラム」と生産に必要な資材を上申した。そこでは、生産に必要な資材の入手先も生産された生産物の納入先も上級機関によって厳格に定められ、企業自身に計画化の自主性はほとんど与えられていなかった。企業は、「国有企業法」の制定によって初めて生産物の品目、生産量等を自ら計画する権利を得たのである。

(2) 国家発注の対象となる生産物の計画化、資材調達と販売のプロセス

次に国家発注の対象となる生産物の計画作成と資材調達、生産物の販売が問題となる。そこでまず国家発注の作成手順について検討し、次に国家発注によって生産される生産物の資材調達と販売のプロセスを考察する。

(a) 国家発注の計画化

国家発注の作成は、最初にその構成の決定から行われる。国家レベルでの国家発注の構成は、国家計画委員会（ゴスプラン）によって作成され、決定される。連邦省庁はゴスプランと合意した上で、連邦省庁レベルでの国家発注の構成を決定する。共和国省庁所轄の企業に関する国家発注の構成、ならびに消費財および住民向け有料サービスに関する国家発注の構成は、連邦構成共和国閣僚会議によって決定される（Масленников и Слободник, 1990, p. 40）。

国家レベルでの国家発注は、以下のようなスケジュールに従って計画化される。①計画立案期間中に、連邦省庁、連邦構成共和国閣僚会議および部門間連合が、連邦ゴスプランと資材・機械補給国家委員会（ゴススナブ）に国家発注の申し込みを行う（国家発注への組入れのための大枠での申し込み）。②国家発注の構成が、計画立案期間中に連邦ゴスプランと連邦ゴススナブによって、連邦省庁、連邦構成共和国閣僚会議および部門間連合の申し込みを考慮して作り上げられ、連邦ゴスプランによって承認される（国家発注の構成の決定）。③国家発注の構成は、連邦ゴスプランから、計画執行前年の3月1日までに、連邦省庁、連邦構成共和国閣僚会議および部門間連合にそれぞれ通達される（国家発注の構成の通達）。④連邦ゴスプランは、「ソ連社会経済発展国家計画」を立案し、計画執行前年の8月10日までに、連邦省庁、連邦構成共和国閣僚会議および部門間連合に対して、国家発注、

価格表示での生産物生産量（統制数字）および「国有企業法」に相応したその他の指標を伝える（国家計画，国家発注，統制数字その他の通達）。⑤中央集権的に分配される資材・機械資源のリミットは，連邦 Gosplan と連邦 Gosstap によって，計画執行前年の 8 月 20 日までに連邦省庁，連邦構成共和国閣僚会議および部門間連合に伝えられる（リミットの通達）。⑥連邦省庁，部門間連合は，「ソ連社会経済発展国家計画案」の中に計上された国家発注，生産物生産量（統制数字）およびリミットを，所轄企業が納入契約を締結し，生産準備に関する作業を完遂するため，計画執行前年の 9 月 1 日までに伝える（上級機関から企業への国家発注，統制数字，リミットの通達）（Временное положение, 1988, p. 466, p. 468）。

このように国家発注の構成は，連邦 Gosplan によって作り上げられ，Gosplan によって承認される。国家発注の構成に含まれる生産物の具体的規模（量）も，Gosplan によって定められる。この点で Gosplan の企業に対する優位は不変である。一方，Gosstap によって分配される生産物の具体的規模については，Gosstap と共同で Gosplan によって決定される（Временное положение, 1988, p. 466）。先に述べたように，国家と企業は国家発注を介して「契約」によって結ばれる関係に変化すると謳いつつも，国家発注の構成，発注量の最終的決定権は，従来同様 Gosplan，Gosstap が握っているのである。

（b）国家発注に則した資材調達と販売のプロセス

国家発注の計画化のスケジュールが明らかになったところで，次に契約が結ばれた後に国家発注を与えられた企業がどのようにして原材料を調達し，生産された生産物がどのようにして販売されるのかについて，企業と上級機関の関係を中心として明らかにする。なお国家発注を受け取った企業を消費企業とし，その消費企業に原材料を供給する企業を納入企業として説明を行う。

まず原材料の調達であるが，以下のような手順によって，企業は国家発注の対象となった生産物の原材料を調達する（図 3.1 参照）。①省庁は国家発注の対象となった生産物の一覧表を定め，資材・機械補給機関（連邦 Gosstap の地域機関）と共に，必要な情報を企業に通知する（Временное положение, 1988, p. 465）。②企業は，自らの企業の生産額や生産物の供給およびその他の情報を省庁に通知する（同上）。③国家発注を付与された企業の上級機関である省庁は，連邦 Gosplan に国家発注への申し込みと供給を優先されるリストへの申し込みを提出する（Госзаказ, 1988, p. 87）。④連邦 Gosplan はこれらの申し込みを

検討して、省庁に国家発注とリミットを伝える（Временное положение, 1988, p. 468）。⑤省庁は所轄企業に国家発注とリミットを割り当てる（同上）。⑥省庁は、資材・機械補給機関に国家発注、リミットおよび納入企業の情報を伝える（Постановление Совета Министров СССР, 1988a, p. 391, p. 393, p. 394）。⑦連邦ゴススナブは、資材・機械補給機関に納入企業や地域に関するデータを伝える（同上 p. 391）。⑧資材・機械補給機関は、国家発注の対象となった生産物に関して、計画執行前年の3月15日までに、買い手（消費企業）に商品納入契約を締結しうる納入者の一覧表を通知する（Постановление Совета Министров СССР, 1988b, p. 417）。⑨買い手（消費企業）はこのような情報を受け取った後10日で、資材・機械補給機関に商品を受け取りたい具体的納入者を指示して申請書（注文）を提出する（同上 p. 417）。⑩納入契約を締結するため、資材・機械補給機関は買い手（消費企業）が確定した旨の通知を、納入企業と消費企業双方に計画執行前年の10月1日までに発送する（Постановление Совета Министров СССР, 1988a, p. 395）。⑪国家発注を遂行するため、納入企業は生産物納入契約を消費企業と締結する（Смирнов и Нестерович, 1987）。⑫納入契約にしたがって、国家発注によって生産された生産物が納入企業から消費企業に納入される。納入企業が消費企業に納入する生産物も国家発注に含まれ（Постановление Центрального Комитета КПСС, 1987, p. 730）、リミットが与えられるのであるから、他の企業とも同様の関係が連綿と形成されることとなる。

国家発注に基づく生産物の納入管理は、連邦ゴススナブの地域機関（資材・機械補給機関）に委ねられる（Масленников и Слободник, 1990, p. 34）。このように原材料調達は従来通り連邦ゴススナブが責任をもっていることになる。これに対して国家発注の対象外となる生産物の生産は、企業自身が生産と原材料調達の計画化を行い、消費者や資材・機械補給機関との直接契約に基づいて原材料を入手する（Смирнов и Нестерович, 1987; Масленников и Слободник, 1990, p. 27）。

次に国家発注に基づいて生産された生産物の販売について述べる。国家発注に基づいて生産された生産物の分配は、連邦ゴспланと連邦ゴсстнабによって中央集権的に行なわれ（Временное положение, 1988, p. 469）、省庁、部門間連合は国家発注で生産された生産物の販売に責任をもつ（同上; Масленников и Слободник, 1990, p. 23; Газман, 1988, p. 22）。つまり国家発注で生産された生産物の販売についても、従来通り連邦ゴсплан、省庁、部門間連合等の上級機関が排他的にこれを組織している。

上述の通り、国家発注に入った生産物の原材料調達とは従来通り連邦 Gosplan が責任をもち、国家発注で生産された生産物の販売もやはり連邦 Gosplan、連邦 Gosplan、省庁等の上級機関が排他的に行っている。この意味では、原材料の調達と生産物の販売に関しては、国家発注は従来の生産財の割当て制とほとんど相違がないといえるであろう。

制度的には上述の通りであるが、実際には「国有企業法」や「暫定規程」が想定したようには国家発注は実施されなかった。現実には国家発注制度には様々な欠陥や問題点が内在していたのである。そうした国家発注実施の際に不具合をもたらした問題点を、次節で具体的に探っていくことにする。

3.3 国家発注制度の諸問題

1988 年に「国有企業法」の下で国家発注が実施されたことによって、88 年の企業における指令的生産は 1986 年、87 年のそれに比較して大幅に減少した。例えば、1986 年の工業生産物に関する生産課題が 5700 品目を対象としていたのに対して、88 年は最重要な工業生産物納入に対する国家発注が 560 品目に与えられただけであった。工業生産物の内訳でも、機械工業および金属加工では 1986 年の 4000 品目以上の生産課題に対して、88 年は品目リストの 270 種類に国家発注が与えられたにすぎない。鉄鋼業および非鉄金属工業では 1987 年の 240 品目に対して、88 年は 100 品目に、化学および石油化学工業では 1987 年の 96 品目から 88 年には 30 品目に、木材・製紙工業では 1987 年の 74 品目から 88 年には 15 品目に、軽工業では 1987 年の 115 品目から 88 年には 35 品目へとそれぞれ減少した (Фролов, 1987)。

このように、1988 年の生産計画における指令的生産は名目上確かに減少したように見える。けれども実際には、国家発注は「統合品目リスト」 (укрупненная номенклатура) に記載された製品や「ユニット品目」 (агрегированные виды) の燃料・エネルギーを対象とするものであった。つまり上級機関は事細かな生産課題を下達する代わりに、大枠での、統合した品目で国家発注として企業に生産を義務づけたのである。指令的生産品目数の減少は見かけ上にすぎず、指令的生産がカバーする範囲は実際上少しも減少していないのである。このことは、国家発注が個々の企業の生産能力の 100% 近くを占めるという事実によって強く示唆されている。ソ連の研究者によってその具体例が数多く報告されているが、

ここでその一例をあげると、「国家発注の主観的なやり方および過剰な規制の結果、大部分の機械工業企業の生産能力は、国家発注によってほとんどすべて支配されていることが明らかになった。(中略) 1988 年の「シグマ」合同では、国家発注の割合は生産高全体で 97% になった」(Госзаказ, 1988, p. 82) のである。

以上にみるように、結局のところ国家発注の割合が企業の生産能力の 100% 近くを占めるに至った原因については、上級機関の側からの要因と企業の側からの要因の二つに大別しうられると思われる。まず上級機関側からの国家発注増加の誘因については、次の三点を指摘できる。第一に、国家発注から除外されると、現在でさえ不足しがちな物資の供給が一層滞ってしまうため、部門省が連邦ゴスプランに対して国家発注に入れるよう求めた(Валовой, 1988)。第二に、日常生活に必要ではあるが安価で儲からない生産物を、「完全ホズラスチョート(独立採算)」で活動しなければならない企業は生産したがないため、連邦ゴスプランは国家発注によって生産を義務づけようとした(同上)。そして第三に、企業に対する影響力を維持し続けたいという省庁側の意向により、国家発注が増やされた(Лищина, 1987)。一方、企業の側からの誘因については、次の二点を指摘することができる。第一に、国家発注の履行に必要な原材料確保は、原則として上級機関の責務なので、国家発注の形にしてもらえば不足しがちな原材料確保のリスクが軽減される(Госзаказ, 1988, p. 80)。第二に、国家発注に応じた生産物の販売も上級機関の責務なので、生産物の販路について企業自身が心配する必要はない。このように上級機関側と企業側双方の思惑が一致したことによって、企業の生産計画に占める国家発注の割合は 100% に近づいていったと考えられる。

企業に自主性を発揮させるためには、国家発注の量と範囲を減らす必要があった。にもかかわらず漸次的に減らしていく予定であった国家発注の割合(当初の予定では生産量の 50—60%) が、実施当初から企業の生産能力の 100% 近くになってしまった。それではなぜ予定通りに減少していかなかったのであろうか。上述したような上級機関と企業双方のモチベーションを引き起こした原因を、筆者は、(1) 制度自体に内在する問題点、(2) 実施面での制度からの乖離に由来する問題点、そして(3) 制度的補完上の未整備や不整合に由来する問題点の三点から分析することが肝要であると考え。そこで次節では、これら 3 つの観点から、かかる現象が生じたのかを考察する。

3.3.1 国家発注制度自体に内在する問題点

(1) 制度設計に内在する問題点

国家発注が当初の予定通りに減少せず高水準のままであった要因として、制度設計に内在する欠陥を2点指摘しうる。第一に、国家発注そのものが「国有企業法」に込められたコンセプトと矛盾する、という問題である。国家が企業に対して生産課題の下達ではなく注文を出し、国家と企業は契約によって結ばれ、双方の責任を規定すると謳いながら、企業の生産計画への国家発注の組入れが義務であり、断れない注文であるというこの「国有企業法」第10条第3項そのものが、「国有企業法」による企業の完全ホズラスチョート（独立採算）、ならびに資金自己調達制の実施原則に矛盾している。これは、「国有企業法」が企業に対してその5ヵ年計画、年度計画の自主的な作成と決定の権利を認めているにもかかわらず、基礎データ（統制数字、国家発注、長期経済ノルマチーフ、消費者とゴススナブの地域機関の直接注文）の利用を義務付けていることに起因している。企業と上級機関との間で交渉の余地がないとするならば、国家発注は形を変えた生産課題の下達と何ら変わらないことになる。

第二に、国家発注についての諸規程の曖昧さや不明確さを指摘することができる。「国有企業法」施行当初、国家発注の位置づけが規定されていなかった上に、その作成手続きも定められていなかった（「暫定規程」の制定によってようやくその位置づけと作成手続きが定められる）。そのため、国家発注の「国家と企業は契約によって結ばれ、双方の責任を規定する」という条文は、上級機関と企業の恣意的な解釈によって守られなくなってしまった。「国家発注分野の定式化は相当曖昧かつ広範で、どんなものでもすべてを内容に含めることができる」（Бунич, 1988, p. 14）し、「国家発注の位置づけが最終的には規定されず、その作成や履行者に対する明確に定められた通達方法が欠けていた。このため受注者である企業の指導者にも、発注者である上級機関にも、双方にとって都合の良い国家発注の主観的やり方、主観的解釈を許す結果となった」（Госзаказ, 1988, p. 80, p. 82）のである。さらに、1988年7月に「暫定規程」が導入され、国家発注の位置づけや形成方法が定められた後も、企業が自主性を発揮するために必要な国家発注対象外の生産物の自由販売に関する規程は、曖昧なままで残された（Временное положение, 1988, p. 470）。つまり「暫定規程」においても、国家発注対象外の生産物の規模や生産量における比重、それを企業自身がどのように

処理して良いかという点については何も定められていなかったのである。こうした欠陥により、国家発注は高い比重を保ったまま減少しなかった。

(2)実施面での問題点

次に国家発注を実施する上での問題点として、4点を指摘しておきたい。先に述べた制度上の欠陥ゆえに、実際に国家発注を実施する上で以下のような問題が生じてきた。第一に、すでに前項で指摘した通り、事実関係の裏表にあるのが、上級機関が何もかも国家発注に含めてしまうという問題である。国家発注に指定されるべきなのは、本来「最重要物資」のみのはずであるのに、上級機関が国家発注の「最重要物資」の定義を拡大解釈した。例えば、「1988年の国家発注を作成する際に、機器製造省はすべての政府決定、上級機関の依頼、1988年に言及している5ヵ年計画の承認指標をそれら（国家発注）の項目と見なした」（Госзаказ, 1988, p. 83）。つまり機器製造省は上級機関の指示をすべて国家発注の項目と見なしたのである。さらには、「国有企業法」に定められていない課題を国家発注に組み込んでしまうという問題も起こってきた。すなわち、生産発展ファンドや科学・技術発展ファンドの資金によって賄われるべき設備の大修理や用具生産、企業自身に必要な課題まで国家発注に加えられてしまったのである（Газман, 1988, p. 20）。こうした恣意的な解釈が、国家発注の無分別な拡大に帰結した可能性は高い。

第二の実施面での問題点として、第一の問題点とも関連しているが、企業を直接所轄している部門省が、国家発注を増大させるという点を指摘することができる。当初、国家発注の企業の生産能力に占める比重が規定されていなかったため、従来通り課題の遂行に責任を負っていた部門省は、所轄の企業に「国家発注」という形で生産課題を次々と押しつけた。例えば、「工作機械工業省は、（1988年の国家発注の）中央集権的計画化の比率を、ゴスプランが定めた60%から84%に増大させ、自動車工業省は63%から85%に、農業機械省は70%から93%に増大させた」（Рейт, 1988）し、「国家発注に含まれる生産物の比率は、最初に規定されたものを大幅に上回り、大部分の企業で95—100%に達した」（Газман, 1988, p. 20）。つまり、ゴスプランによって定められた国家発注の比重が、企業の上級機関である部門省によってさらに引き上げられたのである。

第三に、国家発注が具体的生産物に対する注文ではなかったという点を指摘することができる。国家発注はしかるべき量と質の具体的生産物に対する国家機関の注文（Временное

положение, 1988, p. 466) として規定されていたにもかかわらず、具体的製品に対する注文ではなく、生産物の総量（大枠）に対する注文だった⁶⁸。例えば、「実際には、国家発注は具体的生産物に対してではなく、大型集団の生産物に対して、例えば重機械工業、輸送機械工業省の企業に（タービンは 1000 キロワットで、大型ボイラーは毎時トン蒸気で、冶金工業プラントはトンで等々）与えられた」（Масленников и Слободник, 1990, p. 50）。すなわち、国家発注は生産の大枠に対して与えられたのである。こうした曖昧な発注の仕方にも、恣意的解釈が入り込む余地があるのは明らかであろう。

さらに「国有企業法」には規定されていたが、実際には実現しなかった競争入札的選抜の問題を、第四番目の問題としてあげることができる。生産物生産の受注に競争原理を導入することによって、生産物の質の確保と支出の削減を狙った国家発注の競争入札的割当ては、ガスマンやフィリップスら多くの研究者（例えば、Газман, 1988, p. 20; Госзаказ, 1988, p. 81）が指摘するように、実際には実行されなかった。ソ連のように独占・寡占の度合いが強い産業構造の下では、競争入札的割当ては現実的な選択ではなかったのである。

国家発注は、制度設計上の欠陥のゆえに実施面でも上述のような問題が発生して、当初想定したようには企業の生産能力に占めるその比重は減少していかなかった。

3.3.2 制度的補完上の問題点

国家発注の比重が減少せず高水準のままであった原因として、国家発注制度自体に内在する問題点に優るとも劣らないのが、国家発注を取り巻く制度的補完上の問題点である。ここでは、国家発注制度と密接な制度的補完関係にある資材・機械補給制度、価格形成制度、利潤分配制度それぞれについてその問題点を探っていくことにする。

(1) 資材・機械補給制度

企業の完全ホブラスチョートと資金自己調達制を実現するため、ソ連当局は制度理念上、国家発注と卸売商業制を共存させ、国家発注の割合を徐々に減らしていくことによって卸売商業制に完全に移行させていくつもりであった。実際、連邦ゴススナブは卸売商業発展のために二つの段階を規定していた。第一段階は 1988 年から 90 年で、この期間に生産財

⁶⁸ 国家発注の生産量、分類は大枠であったが、品目は厳格に規定されていた（Госзаказ, 1988, p. 85）。

の売上総額における卸売商業の比率を 60%にする。そして第二段階は 1991 年から 95 年まで、1992 年までに卸売商業の比率を 75—80%に引き上げる（Масленников и Слободник, 1990, pp. 28-31）というものであった。それでは、生産手段の卸売商業化は、1987 年改革の時点ではどの程度まで実行されたのであろうか。1988 年に卸売商業額は、87 年（92 億ルーブル）の約 4 倍に増加し、およそ 400 億ルーブルに達した。1989 年には卸売商業額は対前年比約 3 倍に増大し、1150 億ルーブルとなった（Развитие оптовой торговли, 1989, p. 55）。しかしながらこうした取引規模の拡大にもかかわらず、企業の原材料確保における卸売商業の役割はそれほど大きくなかった。それは 1988 年 9 月の企業および連邦ガス工業省、石油化学工業省、自動車工業省、工作機械工業省、機器製造省、電気工業省、軽工業省の組織における、連邦国家統計委員会の抽出調査の結果からも読み取れる。この企業調査では、1988 年の生産プログラム履行のために必要な物的資源全量の中で、卸売商業方式で得られた生産物の比率は 0.2%から 10%に過ぎず、卸売商業がまだ十分発展しておらず、必要な資源を企業が十分に確保することができていないことを示していた（同上）。卸売商業発展の第一段階の特徴は、経済的テコ（完全ホズラスチョートおよび資金自己調達）が円滑に進まず、国家発注の割合が相対的に非常に大きかったという点にある。卸売商業への移行がうまくいかず、従来の資材・機械補給システムが圧倒的に優勢であったことは明らかである。結局、企業は原材料を自由な流通によって得ることはなかった（同上）。また、エルマンらによると、ガイドール改革前夜の 1991 年末までの卸売商業の比率は、国家統計委員会の推計では、全取引（消費財を除く）のわずか 14%に過ぎなかったという。これは、最も集権化された東欧諸国の改革前の卸売商業比率（ブルガリア 25%、ドイツ民主共和国とチェコスロバキア 30%）よりもはるかに少ない数字である（Ellman and Kontorovich, 1998, p. 217）。

卸売商業制への移行が予定されていたにもかかわらずなかなか進展しなかった原因の一つに、物不足をあげることができる。1980 年代後半、食料品をはじめ、生活必需品等の不足が顕著になっていた。こうした不足が常態化している状況での卸売商業制への移行は、現実的ではなかった。なぜならば、卸売商業への移行が一時的混乱をもたらし、不足の状況をますます悪化させる懸念があったからである。事実、卸売商業に完全に移行した最初の工業省である連邦道路建設機械省の企業においては、規定量以上の在庫が激増した。これは、多くの企業経営者が卸売商業の良い成果を信じていなかったことによるものと見られる（Слободник и Газман, 1988. p. 13）。こうした事情から、結局、企業は従来通りの資材・

機械補給制度で国家発注を履行せざるをえなかった。また、3.3 節において、企業の側からの誘因で述べたように、国家発注に入れば建前上はリミットによって原材料が確保され、生産物の販路も同様に確保されるため、企業は国家発注量を自己の生産能力に限りなく近い割合に増やしていった。国家発注には当初の狙いに反して、減るメカニズムではなく高止まりのメカニズム、すなわち再集権化のメカニズムが働いていたのである。

(2) 価格形成制度

次に、価格改革と国家発注の関係について検討する。1987 年改革当時、価格改革も、その必要性が認識されながら遅々として進まなかった。「国有企業法」では一部の生産物に対する価格の決定権を企業に認めていた（第 17 条第 11 項）。また契約価格や自由価格の導入も容認していた（第 17 条第 7 項）。けれども低水準に設定されている原・燃料価格の引き上げに伴う価格水準の全般的上昇や食料品等小売価格の大幅な引き上げによる国民の反発、生産者の独占・寡占状況下での企業への価格決定権付与による不当な価格のつり上げに対する懸念などから、ソ連当局は抜本的価格改革にはなかなか踏み切れなかった。そこで国家発注は、実際には従来の価格体系のままで行われた。つまり国家発注で生産された生産物は固定価格で販売されるため、完全ホズラスチョートのもとで活動している企業は十分な利潤を確保し得ないのである。また、国家発注対象外の生産物を市場で売ろうとしても企業の側に価格の決定権はなく、様々な取引コストを反映した価格設定が不可能なためやはり企業にとっては利潤を生み出す余地が少ない。さらに、市場の需給関係を反映するはずの卸売商業も、固定価格のままでは発展もおぼつかない。卸売商業が未発達の状況下では、投入財の入手を確実にするために、企業は国家発注を増やさざるを得なくなる。また、固定価格を所与として、利潤を増大させるためには取引量を増やすより他に手がなく、企業はやはり販売が確実な国家発注の割合を増加させることにならざるを得ない。以上の理由により、価格改革が進まない状況下で、企業は国家発注による生産をますます指向することになったのである。

最後に国家発注と価格改革の関係についてであるが、国家発注で生産された生産物の価格は、注文主である国家が定める固定価格であるため、価格の自由化とは無論相容れない。したがって、企業に完全ホズラスチョートの徹底を求めるのであるならば、国家発注の比重を減らし、企業に自らの製品価格を決める価格の決定権を与えなければならないという

ことになる。

(3) 利潤分配制度

次に、国家発注を引き受けた企業にとって、利潤分配がどのようなものであったのかが問題となる。国家発注と利潤分配の間の問題点として第一にあげられるのは、国家発注が企業にとっては相対的に不利であるという問題である。国家発注に含まれる生産物の品目は部門省によって厳格に規定されているので、企業が品質向上等の創意工夫を発揮する余地がなく、品質改良に対する割増や契約価格も適用されないため、企業にとっては儲からない。また国家発注を引き受けた際の利潤控除ノルマチーフも、従来のものよりも企業にとって不利になっている（Госзаказ, 1988, p. 85）。つまり、完全ホブラスチョートと資金自己調達制のもとで活動しなければならない企業にとって、国家発注に縛られて利益を十分に上げられない状況は重荷であったのである。けれども、価格形成制度のところで述べたように、固定価格のもとでは利潤を増やすためには取引量を増やすより他に手はなく、国家発注の方が資材供給及び販売が確実なので、企業は自己の生産能力一杯まで国家発注を引き受けようとしたのであった。

国家発注制度は、資材・機械補給制度という計画経済メカニズムの根幹をなす供給システムを卸売商業制へと移行させるための移行のメカニズムの一つとして考え出された制度であった。けれども、国家発注の制度そのものの欠陥や、国家発注を取り巻くサブシステムが国家発注の削減というコンセプトと整合的ではなかった点などにより、国家発注制度は計画経済体制に市場を導入するという移行のメカニズムとしての役割が果たせなかったことが、以上の検討により明らかになった。

3.4 おわりに

本章では、ソ連における体制内改革の内実を把握すべく、国家発注制度の考察を行った。「国有企業法」を中心とした1987年改革の重要な特徴が、第一に市場的要素の導入を試みた点にあり、第二に企業の自主性の大幅な拡大を図った点にあったことは冒頭で述べた。この第一の市場的要素導入の試みの中核となるのが、本章のテーマである国家発注制度で

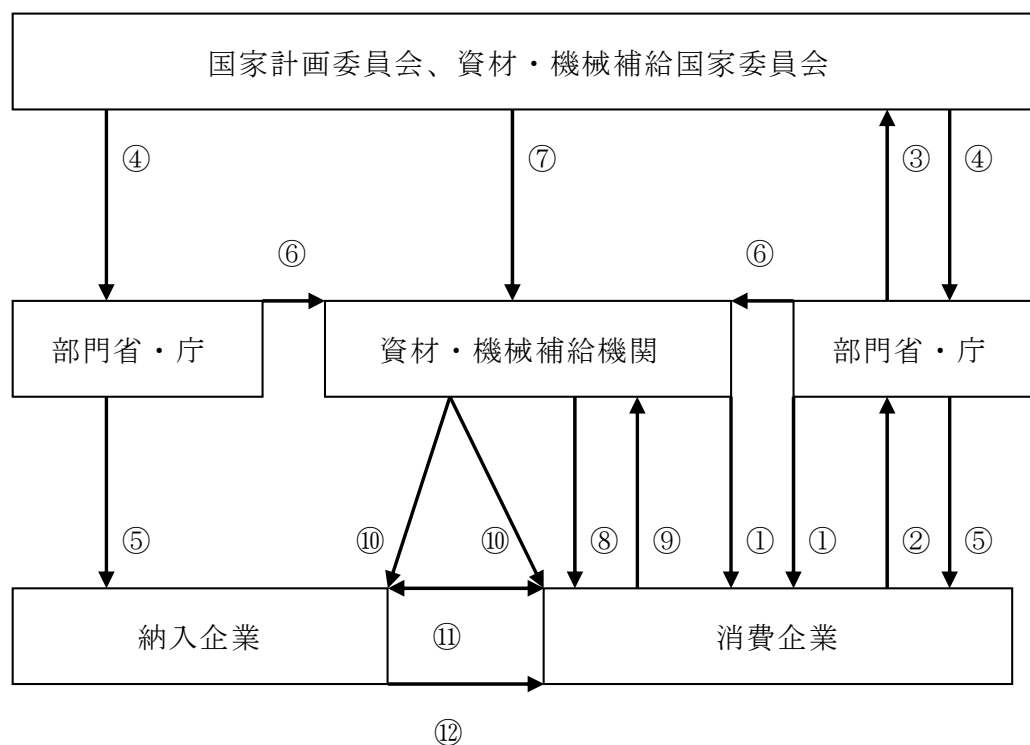
あった。すなわち生産財の割当て配分をなくし、国家と企業が国家発注によって契約という緩やかな結びつきに変わることによって、商品を自由に売買できる市場を創り出そうとしたのである。けれども前節までの分析で明らかになったように、国家発注制度の制度設計に欠陥があり、その実施の際に様々な問題が発生してきたため、当初の想定通りに国家発注が減少せず、企業に生産余力を与えて市場的要素を導入することができなかった。そして第二の特徴である企業の自主性の拡大であるが、国家発注は企業を大きく拘束する性格を持つものであり、こうした拘束性を減らして企業に自主性を付与するため、その量と範囲を減少させていく予定であったがやはり想定通りには減少せず、企業の自主性を拡大することができなかった⁶⁹。

国家発注制度は、体制内改革の試みの一つとして、卸売商業制への円滑な移行を担うために考案された制度であった。従来の生産課題の下達という指令性を廃止して、国家が企業に対して「注文」を発することによって、曲がりなりにも両者が「契約」によって結ばれる関係になったということは、卸売商業制へと近づいた第一歩であり評価できるであろう。けれども国家発注が当初のコンセプト通りに減少せずに、そこから先へと進むことができなかったことは本章の分析に見るとおりである。

もしも国家発注を取り巻く補完的制度が整合的に整えられ、国家発注が当初の予定通り減少して企業の自主性が拡大し、卸売市場も発展していったのなら、ソ連においても中国的な道、すなわち漸進的改革の道もありえたかもしれない。しかし逆説的ではあるが、当時のソ連における国家発注の実施は、集権制の下での部分的改革の不十分さを浮き彫りにして計画経済体制に風穴を開け、さらなる改革へ、すなわち急進的改革への道を切り開いたという意味において評価すべきであるように思われる。一方、ほとんど同時期に同じように計画経済の枠組みを維持したまま、市場的要素を導入して国有企業改革を行った中国では、こうした改革が様々な問題を孕みながらも機能したのである。この点を明らかにするのが次章の目的である。

⁶⁹ 移行のメカニズムの一つとして考え出された制度ではあるが、むしろ現実には国家発注は供給システム全体に大きな混乱をもたらした。「国家発注暫定規程」により国家発注を減らし、中央集権的資源配分の一部を廃止した結果、供給システムが部分的に崩壊し始め、国家発注を外れた生産物の原材料入手難が起こった。卸売市場が十分発達していない状況での直接交易はバーターに置き換わっていったのである(Ellman and Kontorovich, 1998, p. 24; Yasin, 1998, p. 147)。

図 3.1 国家発注を受け取った企業の原材料調達と生産物納入の流れ



注)

①省庁，資材・機械補給機関は，国家発注の対象となった生産物の一覧表を企業に通知

②企業は，自らの生産額や生産物の供給などの情報を省庁に通知

③省庁は，連邦ゴスプランに国家発注への申し込みを提出

④連邦ゴスプランはこれらの申し込みを検討し，省庁に国家発注とリミットを通知

⑤省庁は，所属企業に国家発注とリミットを割り当てる

⑥省庁は，資材・機械補給機関に国家発注，リミット及び納入企業の情報を伝達

⑦連邦ゴスプランは，資材・機械補給機関に納入企業の情報を通知

⑧資材・機械補給機関は，国家発注の対象となった生産物に関して，買い手（消費企業）に納入者の一覧表を通知

- ⑨買い手（消費企業）は、資材・機械補給機関に商品を受け取りたい納入者を指示して申請書（注文）を提出
- ⑩納入契約締結のため、資材・機械補給機関は買い手確定の通知を、納入企業と消費企業双方に発送
- ⑪国家発注を遂行するため、納入企業は生産物納入契約を消費企業と締結
- ⑫国家発注により生産された生産物を、納入企業は消費企業に納入する

出所：Горбунов и Ноздрачев（1989, p. 33），Временное положение（1988, p. 468），Смирнов и Нестерович（1987）を参考に筆者作成。

第4章

中国鄧小平時代の経営請負責任制

4.1 はじめに

国民経済の活性化を企図した中国政府が、1980年代半ばから1990年代前半までの期間に実施した「経営請負責任制」（以下、「請負制」と略す）は、中央集権的計画経済という経済システムの大枠を維持しつつも、従来とは異なる政府・企業間関係、すなわち、国家と企業との経営裁量権に関する双務的契約の締結を通じて、企業に対して自らの経済活動の結果として獲得された利潤の一部の内部留保を許容することにより、市場経済メカニズムのそれにより近い物質的インセンティブを企業経営者及び国有企業に付与することを企図した制度であり、当時としては大変画期的な改革措置であった。

ソ連で試みられた国家発注制は、第3章で述べたように資材・機械補給制度という、スターリン型計画経済体制の根幹をなしていた供給システムを、卸売商業制へと移行させるために考え出された制度であった。すなわち生産財の割当て配分をなくし、国家と企業が国家発注によって「契約」という緩やかな結びつきに変わることによって、商品を自由に売買できる市場を創り出そうとしたのである。しかしながら国家発注自身が「国有企業法」（1987年採択）に込められた企業の自主性拡大のコンセプトと矛盾するという制度設計上の欠陥を有し、その実施の際にも上級機関から企業への過大な「注文」が相次ぐ等の様々な問題が発生してきたため、当初の想定通りに国家発注が減少せず、企業に生産余力を与えて市場的要素を導入することができなかった。さらに国家発注は事実上断れない「注文」であり、企業を大きく拘束する性格を持つものであった。そこでこうした拘束性を減らし企業に自主性を付与するため、その量と範囲を減少させていく予定であったがやはり想定通りには減少せず、政策の狙い通りに企業の自主性を大幅に拡大させることはできなかった。こうした計画経済体制の枠内で市場的要素を導入するというソ連政府の狙いは、中国政府が採用した請負制と本質的に同一であるといってもよい。しかし、ゴルバチョフ政権

この果敢な試みは、第 3 章の考察で明らかとされたように、実質的にはなんら有効に機能しないまま、制度導入年の 1988 年から約 2 年半足らずで、連邦国家そのものの解体と共にあえなく終焉を迎えてしまった。これとは対照的に、後述の通り、中国の趙紫陽政権が採用した請負制は一定の肯定的成果を収めた。すなわち、中国の請負制は、体制内改革の柱となる政策措置の一つとしての役割を十分に果たしたのである。

しかしながら、請負制の実施から約 20 年を経た現在、同制度に対する評価は、国有企業の活性化や経営者・従業員らのインセンティブを高めて生産増大に貢献したものの、改革の限界や問題点も少なくなかったという見解が支配的であるように思われる。その代表的な見解には以下のようなものがある。例えば、川井（1996）は、請負制が有する基本的欠陥として、第一に企業のタテ割りの行政的従属の枠組を変えるものではなく、むしろ行政機関に対する財政的従属依存を強めたこと、第二に請負により経営の短期化が進み、長期的な経済発展を阻害したこと、第三に請負制の方法は市場経済化の動向と矛盾していた、つまり請負基準を固定化することによって市場環境に柔軟に対応できなかったこと、そして第四に請負制は企業財産権関係にまったく手を触れなかったために、企業財産責任が明確でなく、国家が企業に対し無限責任を負う体制が継続したこと、をあげている（川井, 1996, pp. 101-102）。また、今井・渡邊（2006）は、請負制の限界として、過剰分配と過剰投資を招いた「予算制約の『不完全な』ハード化」とインサイダー・コントロール現象等を招く「政府と企業の結合」の問題を指摘している（今井・渡邊, 2006, pp. 43-44）。こうした請負制に対する評価は十分尊重されなければならないが、ソ連の同種の改革措置である国家発注制と同制度を比較制度論的に考察した場合、同制度の評価は従来のそれとは異なる可能性が高い。

中国の請負制は、ソ連の国家発注制とその基本的コンセプトも、また制度設計の具体的内容も大変類似している。また両者は、その政策開始時期もほぼ同一である。であるにも拘らず、これら 2 カ国の政策成果には著しい格差が生じた。この比較経済学的に大変興味深い歴史的事実は、ソ連の崩壊と連邦共和国を襲ったその後の深刻な経済危機に目を取られてしまった結果、学術的に十分な検討がなされないまま今日に至っている。筆者は、この永らく等閑視されていた経済問題に光を当てるべく、第 3 章のソ連国家発注制に続いて、ここに中国の請負制を取り上げる。すなわち、本章の目的は、中国請負制の制度的枠組の解明と主要文献のサーベイを行い、中ソ両国における国有企業改革の結果生じた政策成果

の格差について仮説的説明を提示することである。

本章の構成は、次の通りである。次節では、中国において請負制が導入されたその背景と請負制の制度的枠組を論じる。4.3 節では、請負制の運用実績を概観する。4.4 節では、請負制を理論的・制度論的観点から検討した先行研究の主張を整理する。次の 4.5 節では、先行研究のサーベイ及び筆者の現地インタビュー調査に基づき請負制の成果を評価する。続く 4.6 節では、補完的制度改革の進展を明らかにしつつ、それら制度改革の進展と請負制の補完的関係を検証する。そして最終 4.7 節で筆者の結論を述べる。

4.2 経営請負責任制導入の背景と制度的枠組

本節では、まず中国企業改革史における請負制の位置付けを確認するために同制度導入の背景に言及し、続いて請負制の基本的な制度的枠組を概説する。

4.2.1 経営請負責任制導入の背景

1978 年末に開かれた中国共産党第 11 期中央委員会第 3 回全体会議（いわゆる「11 期 3 中全会」）を契機に、中国では、国有企業を対象とする様々な改革が実施された。請負制導入に至る計画経済体制の枠内での国有企業改革は、大別して 2 つの段階に区分することができる⁷⁰。

その第一段階は、公有制（生産手段の国家的所有）及び計画経済制度は変更しない前提で、企業への一定の自主権と利潤留保権限を認めたいわゆる「放権讓利」の段階（1978～86 年）である。この第一段階において、中央政府は、(1) 企業自主権拡大の実験（1978～80 年）、(2) 「経済責任制」の試み（1981～82 年）、(3) 「利改税」の実施（1983～86 年）という 3 つの改革措置を実行に移した。ここでいう「経済責任制」とは、企業に計画の達成と財政上の利潤上納を請け負わせるものであり、一方の「利改税」とは、国有企業の国家への利潤上納方式を、一定のルールに基づく上納から定率の納税制へと改めようとするものであった⁷¹。これら企業改革の初段階における一連の政策措置は、一定の成果を収めつつも、

⁷⁰ 本節の整理は、主として王他(1996)、中兼(1999)及び丸川(1996)に基づいている。

⁷¹ 「利改税」による納税方式は、第 1 次と第 2 次に分けて実施されたが、後述するような問題点が現

看過し得ない幾つかの問題点を惹起した。例えば「利改税」改革についていえば、企業毎に原材料価格や製品価格が異なるという状況の下で、あらゆる国有企業に対して一律 55% の税率を課すことには大きな無理があった。また単純に「放権譲利」を行うだけでは、国有企業の経営陣をして長期的視野に立った企業経営を行わしめるだけの動機付けを保证することができなかった。このような状況に対して、中国の経済学者の間では様々な見解があったが、王他（1996, p. 116）によると、根本的な問題は、資源の計画的配分を改変しない前提で国有制を基礎として「放権譲利」を行うだけでは、企業に対して有効な生産奨励メカニズムを創り出しえないという点にあった。

以上のような諸問題を解決ないし緩和するために、企業改革の第二段階として本章の研究テーマである「請負制」が実施されることとなったのである。請負制は、1984 年 10 月に開催された中国共産党第 12 期 3 中全会で採択された「経済体制改革に関する決定」の中で表明された「所有権と経営権の分離の原則に従って国有企業を活性化させる」という基本方針に基づいて、1987 年から 92 年頃までの約 6 年間、大中型国有企業を対象とする新しい経営方式として導入された。

その具体的実施ステップとして、まず 1986 年 12 月に国務院は「多種類の経営請負責任制を推進し、経営者に十分な経営自主権を与える」必要があるとして「企業改革の深化と企業活動の一層の強化に関する若干の規定」を策定した。続いて 1987 年 3 月の全国人民代表大会第 6 期第 5 回会議の「政府活動報告」で、趙紫陽総理は、改革の重点を企業経営メカニズムの完全化に置き、多種類の経営請負責任制を実行すべきであるとの提唱を行った。このようにして請負制は大中型国有企業において急速に広まっていった。1980 年代には国有企業において（1）企業自主権拡大、（2）「経済責任制」、（3）「利改税」等様々な改革措置が試行されたが、企業の生産活動や企業経営の意思決定に最も重大な影響を及ぼしたのはまさにこの請負制であった。そこで次に、国有企業に対して大きな影響を与えた請負制の基本的な制度的枠組と改革第一段階との比較における新制度の画期性を述べる。

4.2.2 経営請負責任制の制度的枠組

出してきたために中止され、改革第二段階の請負制で、「経済責任制」において行われた利潤上納方式が復活した。

「請負制」は、以下に述べる意味で、政府と国有企業の間で企業利潤と経営権を分配する新しいルールであり、1987年に鉱工業企業の大多数で採用され、その後、国有企業改革の中心的な手法として中国全土で展開された。その基本的枠組は、請負制の実施細則と見なされている「全人民所有制工業企業経営請負責任制暫定条例」（以下「請負暫定条例」と略す）に規定されている。この請負暫定条例は、1988年2月に国務院から公布された7章45条から成る文書であり、これら条文によれば、(1) 請負制の目的、(2) 契約当事者、(3) 請負の内容と形態とは、下記のようなものである。

(1) 請負制の目的

請負暫定条例の第2条には、請負制は「企業の社会主義的全人民所有制を基礎とし、所有権と経営権との分離の原則に従って、経営請負契約の形式により、国と企業との義務・権利・利益の関係を確定し、企業に自主経営、損益の自己負担を行わせる」ことを目的とすると記されている。すなわち、企業の所有形態としては公有（国家的所有）を維持しつつ、企業経営そのものは、国家との双務的契約の締結を介して企業経営者に請け負わせる。経営活動から生まれる利潤は、当該契約の取決めに従って、国家と企業の間で固定的にこれを分配する。こうして国有企業を、自主経営及び損益自己負担の主体とすることが、請負制の本質的な狙いと解釈される。

(2) 契約当事者

発注側は、人民政府が指定する「関係部門」であり、請負側は、経営を請け負う国有企業で、その企業経営者が、法人たる企業を代表して発注者と請負契約を締結する(第14条)。より具体的には、当該企業を管轄する上級管理部門⁷²（主管部門）が、政府を代表し発注者として企業経営者と契約を結ぶ。ここでいう企業経営者とは、すなわち工場長（経理＝支配人）であり、彼らは法定代表者として契約履行に全面的な責任を負う（第30条）。

(3) 請負の内容と形態

請負契約の主な内容は、(a) 国家に上納する利潤の請負、(b) 「技術改造任務」⁷³の請負、

⁷² 例えば、中央政府が直接管轄する大型国有電子工業企業の場合、上級管理部門は電子工業部（「部」は日本の「省」に相当）となる。

⁷³ 「技術改造任務」とは、既存の生産能力の生産性改善や技術水準の改善を行う任務を指す。このように、利潤上納を請け負うのみならず「技術改造任務」をも請け負わせることによって、長期的発

(c) 賃金総額と経済効果や企業利潤との明示的な結び付けである(第8条)。改革第一段階で行われた「経済責任制」では、専ら上納利潤の請負のみが対象とされたが、新制度では、国家との契約条件として、企業が「技術改造任務」の達成をも同時に請け負う点、並びに賃金総額と企業収益のリンケージが盛り込まれた点の2点が新基軸として打ち出されている。

また国家への利潤上納の請負方法としては、請負暫定条例第9条により、企業の経営状態や業種の違い等に対応した多様な形態が用意された。すなわち、(a)「上納利潤逦増請負」(請負期間中、毎年上納請負額が逦増するもの)、(b)「上納利潤基数請負／超過収入の分配」(上納利潤の基準数値(基数)の上納を企業が請け負い、基数を上回る超過利潤は、一定の比率で国家と企業が分け合うもの)、(c)「少利潤企業上納利潤定額請負」(国の政策で製品価格が低く抑えられ、わずかな収益しか上げられない企業が、定額の利潤上納を請け負うもの)、(d)「欠損企業の欠損額(または補助金)減少請負」(国の政策として製品価格が低く抑えられ、その結果として赤字を出している企業が、赤字額もしくは国の補助金の減少を請け負うもの)、(e)「国が許可するその他の形態」(石油、石炭、石油化学、鉄道、郵便・電信、民間航空の6業種を対象とする投入・産出請負等)の5形態である。

なお、契約期間は、請負暫定条例第17条により、原則として3年を下回ってはならないと定められている。

以上が請負制の基本的枠組であるが、この新制度が十分な効果を発揮するために中国政府は、改革第二段階において、経営自主権を大幅に拡大する政策方針を合わせて打ち出している。つまり、第一段階とは異なり、この第二段階では、請負制の実施と並行して、国有企業の経営自主権の大幅な拡張が許容されたのである。具体的には、1988年4月に「全民所有制工業企業法」(以下「国有企業法」と略す)が成立し、企業の経営自主権として、次の13項目からなる企業側の権利が法的に初めて保証された。それは、①生産決定権、②計画外生産の拒否権、③製品販売権、④物資購入権、⑤価格決定権、⑥外資との交渉権及び外貨使用权、⑦留保資金使用权、⑧固定資産の賃貸/譲渡権、⑨賃金・ボーナス決定権、⑩雇用・解雇権、⑪内部機構設置権限、⑫強制割当て拒否権、⑬「連合経営権」⁷⁴、と実に多岐に亘っている。経営自主権のこのような拡張により、請負制の下での企業経営者の裁

展を企業に動機づけることを狙いとしていた。

⁷⁴ 他企業と共同経営を組織する権利。

量的行動は、国有企業改革第一段階の「放権譲利」時代と比して、大幅に自由化されたのである。

4.3 経営請負責任制の運用実績の概要

以上で、請負制導入の背景と当該制度の基本的枠組が明らかになったところで、次に、公式統計や中国人研究者の文献に依拠しつつ、請負制の運用実績を概観する。

4.3.1 請負実施期間及び請負実施企業の割合

請負制は、大きく 2 つの期間に分けて実施された。その第 1 期は、1987～89 年の 3 年間であり、第 2 期は、続く 1990～92 年の 3 年間である。呉家駿らの研究によると、27 の省・市の統計から、1989 年末に第 1 期請負が満了した企業の 80% 近くが、また 1990 年末に請負期限を迎えた企業の約 82% が、引き続き第二期に請負契約を締結した（呉・劉・周, 1993, p. 69）。つまり、かなり高い確率で請負契約がこれら 2 つの期間に互って継続されたのである。

また、劉・高（1999, p. 92）によると、1992 年末の時点で、大中型国有企業の 95% 超（約 10,000 社）が様々な形式の請負制を実施している。すなわち、請負制は、大中型国有企業における主要な企業改革として幅広く展開されていたのである。

4.3.2 請負形態の構成

4.2.2 節の（3）で言及したように、請負暫定条例は、国家への利潤上納の請負方法として多様な形態を認めた。この結果、中国各地で実に様々な方式の経営請負契約が実行された。例えば、杜（1987, p. 10）によると、吉林省では、請負暫定条例が定める 5 つの形態及びその派生型として 9 つの請負形態が観察された。その内訳及び各形態の「予算内企業」⁷⁵総数に占める比率は、次の通りである。①上納利潤逓増請負（超過部分は比例分配）：8.0%、②上納利潤基数請負（超過部分は比例分配）：8.5%、③少利潤企業上納利潤定額請負：10.5%、

⁷⁵ 国有企業のうち、政府財政当局に財務報告を行っている企業を指す。

④欠損企業の欠損額（または補助金）減少請負：7.5%，⑤上納利潤と「技術改造任務」の2つを請け負う方式：0.3%，⑥上納利潤定額請負（基準を超える部分はすべて企業に帰属）：51.3%，⑦上納利潤と賃金総額をリンクさせた方式：4.1%，⑧基準時の利潤請負（増大部分は所得税率を下げ，納税後利潤は企業と財政の間で分配）：2.2%，⑨企業経営責任制（改革第一段階で「利改税」の前に実施された利潤上納方式の改革制度）：2.1%，であった。

以上の杜（1987）の調査結果によれば，少なくとも吉林省では，上納利潤定額請負が最も普及した請負形態であったことが分かる。また江蘇，吉林，山西，四川の4省を対象とした董・唐・杜（1995）の調査によると，一定額を政府に上納し，超過利潤は100%企業に留保する上納利潤定額請負（上記⑥）は，経営者・工場長に強い経済的刺激を与え，1989年時点でサンプル企業の4分の1がこの形式の契約を採用したという（董・唐・杜，1995, p. 89）。

4.3.3 国家財政収入の安定と増大への寄与

先述の第1期請負期間（1987～89年）において，請負制は，国家財政収入の増大に一定の貢献を収めた可能性が高い。実際，呉家駿らの研究によると，1987～89年の上納利潤額は年平均7.5%増を記録しており，国家に対する貢献も増大したと判断できる（呉・劉・周，1993, p. 68）。ただし表4.1の公式統計データによると，当該期間に国家歳入は実質32.3%（年平均10.8%）増大しており，上納利潤額の伸び率は国家歳入全般の伸び率には及ばなかった。その一方，続く第2期請負期間（1990～92年）は，経済過熱に対する政策当局の急激な引き締め政策の実施というマクロ政策要因により，企業の利潤上納にも乱れが生じたと考えられている。事実，同期間の歳入増加率は実質4.1%（年平均1.4%）に過ぎない。

このように請負制は，第2期にマクロ経済管理政策の大幅なぶれもあってその使命が十分には果たせなかった可能性が高いが，財政収入の増大に寄与したのは確実である。

4.3.4 国有企業の経営自主権獲得状況

前節で述べた通り，中国では，1970年代の後半から国有企業に対して様々な経営自主権が委譲された。そして董・唐・杜（1995）が江蘇，吉林，山西，四川の4省で実施した企業アンケート調査の諸結果は，国有企業の自主経営力の強化という面において，請負制の

実施は、相当な効果をもたらしたことが強く示唆されている（表 4.2）。また、董らによれば、請負制により、企業が指令的計画化による調整を受ける程度も若干低下した。例えば、1985 年に 56.3%であった指令的計画化による調整比率は、1987 年に 51%へ低下している。このようにして、多くの企業が、1990 年までに生産計画や技術計画等に係る日常的な経営自主権をおおむね取得したのであるが、他方、董・唐・杜（1995）の調査結果（表 4.3）や和田（1997）が指摘する通り、雇用、分配、投資、資産売却といった企業の経営戦略に係る諸事項の決定に関する自主権の国家から企業への委譲はあまり進まなかった。この理由について、和田（1997, p. 125）は、財産権が確定されていない状況での資産購入や資産売却に係わる経営自主権の企業への付与は、国有資産の流出につながる恐れがあることから中央政府によって手控えられた可能性がある」と指摘している。すなわち、国有企業法制定時に政府が掲げた政策目標と、実際に企業が手にした経営自主権には大きな開きがあったものの、広範な企業が基礎的な経営自主権を手にしたのであった。

4.3.5 国有企業による資金蓄積の効果

請負制の導入によって、国有企業の留保利潤率が上昇し、その結果として、企業内部に蓄積される純資産額も大幅に増大したと考えられている。事実、呉・劉・周（1993, p. 68）によると、1987～89 年の年平均留保利潤額は 300 億元超に達しており、その額は、1984～86 年の年平均額である 90 億元に比べて 3 倍以上に急増した。こうした留保利潤の拡大は、経営者や従業員に対する強い金銭的インセンティブとなり、表 4.1 が示す通り、マクロ経済的には生産増大（1987 年から 92 年の改革第二段階で実質約 2 倍）や固定資本の形成（同期間に実質で 2.3 倍）を大いに促進した可能性が高い。また、同表によれば、従業員収入は、同期間の物価上昇率を考慮しても、改革第二段階に実質で約 2 倍に増加している。

以上が、マクロ的経済成果を含めた請負制運用実績の概要である。これらの事実関係から、請負制及び請負制導入に伴う企業自主権の大幅な拡大は、国有企業セクターの様々な側面においてポジティブな効果を及ぼし、総体として企業経営の活性化に一定の寄与をもたらしたように思われる。前章で取り上げたソ連における国家発注制との大きな違いがここにある。この点を踏まえつつ、本章の後半部分では、中国内外の研究者は、理論的・制度論的観点から請負制を如何に分析し、また、請負制の実際的な効果を実証的に如何に分

析しているのか、という点を順次考察することにする。

4.4 経営請負責任制の理論的・制度論的検討

企業改革第二段階の根幹である請負制がもたらす経済成果については、中国内外で数多くの研究者による活発な議論が交わされている。請負制を理論的・制度論的に検討した杜（1987）、荀（1990）、王他（1996）、徐・蔣（1991）等の一連の文献の論述を大胆にまとめれば、請負制に対する肯定的な議論は、次の4点に要約することができる。すなわち、第一に、企業が利潤上納を請け負うことにより、国家財政の安定と歳入増加が確保された。第二に、契約形式で政府及び企業双方の権利・義務・利益分配方法を確定し、主管部門（企業の上級機関）の企業に対する行政的干渉を軽減することで、これまで国家従属的な立場におかれていた国有企業が行政府の「対等な話し相手」となった。第三に、国有企業に幅広い経営自主権を付与することによって、企業が、自主経営・損益自己負担の経営主体となった。そして第四に、企業収入と上納利潤額をリンクさせ、その一定額を企業の内部留保とすることを認めることによって、企業経営者と従業員の利潤インセンティブを強化した。これら4点のうち、第1点目と第3点目については、前節で見たように条件付きではあるが、確かに一定の成果を収めたことが確認される。

こうした肯定的議論に反して、請負制に対する否定的な意見を表明したり、その政策効果を疑問視したりするような研究者も無論存在している。その代表的見解は、以下の4点に要約しうる。すなわち、第一に、請負指標は、政府と企業の一対一の交渉によって決められるため、契約内容の決定プロセスにおける企業サイドの非市場的行為（例：値段を掛け合う能力）の作用や属人的な影響がもたらす否定的な効果を有効に排除することができず、その結果として、市場の「優勝劣敗機能」が弱められる（王他, 1996; 呉, 1995）。第二に、請負制の導入による戦略的視野の短期化により、企業の長期的経済効率が損なわれる恐れがある。すなわち、経営者は、請負期間中の留保利潤最大化を追求するがゆえに、企業の長期的発展を犠牲にする可能性が高い（杜, 1987; 呉, 1995; 王他, 1996）。第三に、請負制の下で実現される企業経営の予算制約は依然としてソフトである。従って、企業は以前よりも利益をより深く追求するようにはなるかもしれないが、それに見合う程度の損失やリスクを正当に負わない可能性がある。また、仮に企業が請負目標に届かない場合でも、主管部門は企業に自己資金で欠損額を補うよう強制しない恐れも決して低くはない（杜,

1987; 荀, 1990)。そして第四に、企業の内部留保の利用に対する政府及び関係機関のモニタリング能力が十分ではないため、企業経営者は、その多くをボーナスや従業員福祉の向上等に費消してしまう恐れがある (Woo et al., 1994; Chen, 1995; 丸川, 1996)。

以上のように、請負制に対する研究者の評価は、賛否両論入り乱れており、理論的・制度論的論拠に立脚した論争の決着は容易ではない。そこで本章の締めくくりとして、請負制の効果を実証的に検討した先行研究の内容を、筆者が2006年5月に上海で実施した大型国有企業元幹部、元市政府国有企業改革政策担当者及び学識経験者らに対するインタビュー調査の結果を交えつつ検討してみたい。

4.5 実証分析及び現地インタビュー調査からの示唆

既述の通り、請負制を制度的支柱の一つに据えた中国企業改革の第二段階は、国内総生産や財政収入等の実質ベースにおける顕著な増大（改革第二段階では、それぞれ約2.2倍、1.4倍に増大）を促した可能性が高い。しかし、これらマクロ経済的指標の改善は、中国経済の外延的拡大によってもたらされたものかもしれず、企業システム変革の本来的目的、すなわち物質的・金銭的インセンティブの強化を介した企業経営や生産活動の効率化の実現を証明するものでは必ずしもない。従って、当然のことながら、数多くの研究者が後者に係る実証的検証を試みている。Jefferson and Rawski (1994)をはじめとする同分野の代表的業績は、表4.4の通りである。本節ではまず、これら実証研究のレビューを通じて改革第二段階のミクロ的・内包的経済効果を評価し、次に、請負制のより多角的な把握に資するべく、人々の行動様式や就労意識に対して請負制の実施がもたらした社会的インパクトを、筆者独自の現地インタビュー調査に基づいて考察する。

4.5.1 改革第二段階のミクロ的・内包的効果

請負制が行われていた期間（1987～92年）のみを対象とする実証研究は資料の制約上少ないが、これらの期間を含み請負制の実証的検証を補うことのできる論考は何点かあげることができる。

まずはじめに、請負制を直接対象とした、もしくは請負制が実施された期間を対象とし

た論考として、Jefferson and Rawski (1994)、董・唐・杜 (1995)、Chen (1995) の3点があげられる。第1のJefferson and Rawski (1994)は、国有工業部門の生産性を推計し、全要素生産性 (Total Factor Productivity: TFP)⁷⁶が1984～88年には年率3%、1988～92年には年率2.5%上昇し、労働生産性もそれぞれの期間年率6.2%、4.7%上昇した (p. 56) ことを報告している。上記期間には大中型国有企業において請負制が広範に実施されており、この期間に国有企業の生産性が向上したものと判断できる。第2の董・唐・杜 (1995)は、国有企業の生産性の決定要因に関する回帰分析 (OLS) を行った結果から、時間効果、企業規模、所在地及び業種をコントロールした上でも、経営自主権の付与を捕らえるダミー変数は、国有企業のTFPに対して正に有意であることを確認している。彼らの分析結果によると、1980年代を通じて国有企業のTFPは絶えず上昇しており、1988年にはTFPは最高水準に達し (経営自主権付与ダミーの係数は0.11)、1989年にはやや低下したものの (同係数は0)、それでも1987年以前の各年のTFP水準 (同係数は1985年が-0.06、86年が-0.05、87年が0.12) よりも依然として高かったという。第3番目のChen (1995)は、請負制の実際的な効果を検証する目的で、北京で活動する国有重工業企業2社、国有軽工業企業1社及び集団所有制軽工業企業1社の計4社に対する詳細なインタビュー調査を行った論考である。Chenの結論は、次の3点に要約しうる。第一に、請負制の下で、企業経営者と従業員は以前のシステムに固執するよりも新しいビジネス機会を活用しようとした。つまり企業経営者と従業員は命令に従う受け身の主体から、自己の利益を追求し効用を最大化する主体へと変身していったのである。第二に、請負制の下で、多くの企業、とりわけ軽工業企業が、上級機関からの影響力が低下したことにより市場志向になった。第三に、調査対象となった全ての企業が、政府と市場コントロールの間で一種の「融合的傾向」 (blending of tendencies)⁷⁷を示していた。すなわち、請負制改革は、政府のコントロールが低下して市場メカニズムが導入されたことにより、新しいビジネスチャンスが生まれたという意味において、また官僚システムと制約された市場の双方が提供する機会を活用できたという点からも企業経営者及び従業員双方からの強い支持を受けていたことが、Chenの調査結果から読み取るこ

⁷⁶ 会社経営や生産活動の効率化指標としてTFP推計を用いることに異論がないわけではないが、近似的には他の指標での推計が難しいため、同推計を使用する。

⁷⁷ Chenによると、「融合的傾向」とは、企業が官僚的システム内で提供される機会と制約された市場によって提供される機会の両方を活用しようとした傾向を指す (Chen, 1995, p. 152)。

とができるのである。企業内部からのこのような積極的サポートは、改革第二段階の肯定的な効果が実証される大きな要因であったと思われる。

続いて請負制の実施期間を含み、同制度の積極的成果をサポートする実証研究として先に挙げた論考を含めて8点あげられる（表4.4参照）。これら8点の先行研究は、大別して、

(1) 制度変革の国有企業のTFPへの影響を吟味した論考（Jefferson and Rawski, 1994; Xu, 1997; Li, 1997）、(2) 労働生産性、分配効率及び技術効率へのインパクトを検証した論考（大塚・劉・村上, 1995; Liu and Liu, 1996; Xu, 1997, Li, 1997）、(3) 特に企業自主権の拡大や利潤分配制度改革に注目して、それら改革措置の労働者のインセンティブ水準や企業生産性への効果を分析した論考（董・唐・杜, 1995; 大塚・劉・村上, 1995; Xu, 1997; Shirley and Xu, 1998）の3つに区分できる。それらの具体的内容は、次の通りである。

第1の国有企業のTFPへの影響について、Jefferson and Rawski (1994) は、国有工業企業のTFPの1980年代における時系列的推移について、分析対象と時期が異なる13種類の実証分析を比較考量した結果⁷⁸、13点中9つの研究において年率平均2~4%のTFPの改善が確認され、残る4つの研究のうち2つはより高率の改善を、残る2つはより低率であるがしかし改善を示した（p. 56）と報告し、こうした結果は、中国の改革が国有企業を高い生産性に基づく「内包的な」（intensive）成長へと導いたと結論づけている。

またLi (1997) も、1980~89年の10年間にかけて、国有企業の要素生産性とTFPはいずれも著しく改善したと報告している。注目すべきことに、Liの研究では、TFP上昇の87%強は製品市場における競争の激化のほか、労働インセンティブの改善と要素投入比率の改善によるものであったことが実証されている。これら企業改革の効果について肯定的な実証結果を提示した論文に対して、Huang and Duncan (1997) は、中国国有部門の生産高やTFPの上昇に対する企業改革の影響は、全体としてみれば軽微なものであった可能性は排除できないと否定的な見解を表明している。但し、Huang らも、計画生産比率の削減や政府・企業間関係の契約関係への移行（すなわち、請負制）といった特定の改革措置は、国有企業の産出に統計的に有意な影響を与えたことを認めている。

第2の研究カテゴリーである労働生産性、分配効率及び技術効率への改革効果について大塚・劉・村上（1995）は、1980年、85年及び91年に、大中型国有鉄鋼企業80社を対象

⁷⁸ Jefferson and Rawski (1994) 論文は、従って、通常の実証ペーパーではなく、一種のメタ分析論文の範疇に属するといえる。

に実施したアンケート調査の諸結果に基づいて計量分析を行っている。その分析結果に基づいて大塚らは、1980～91 年にかけて行われた利潤分配制度改革、請負制及び市場制度改革は、国有企業の労働生産性や資本・労働比率の向上に一定の効果をもたらしたのとして大いに評価すべきであると結論付けている。さらに彼らの研究成果によると、鉄鋼産業においては、特に経営努力と留保利潤の関係を密接化する利潤分配制度の導入が、企業サイドの利潤動機を大いに刺激し、その結果、経営者や従業員の労働意欲を高め、生産効率の顕著な改善を導いたことが明らかにされている。

同様の観点から、国有企業 769 社に関する 1980～89 年のパネルデータを解析した Xu (1997) によると、これらの国有企業の労働生産性は年率で平均 2.6%上昇したという。更に Li (1997) は、改革のポジティブな効果として、生産要素（労働及び原材料）投入の効率性改善をも確認し、また、労働者一人当たりボーナスの増加は、TFP の伸びに著しいプラスの影響を与えたことを発見している。とりわけ後者の実証結果は、中国において、金銭的インセンティブの強化が労働生産性の改善に確かな効果をもたらすことの証左となっているという意味で注目に値する。大塚・劉・村上（1995）や Xu（1997）及び Li（1997）と共に、Liu and Liu（1996）も、改革に反応して個々の要素の分配効率が明らかに改善したと主張している。特に Liu らの調査で特記すべきは、サンプル企業の技術効率の平均的水準が、1980 年の 43%から 89 年までに 59%へ上昇し、結果、年率で 1.6%の増加を記録したことが報告されている点である。

第 3 の研究カテゴリーである企業自主権の拡大や利潤分配制度改革の労働インセンティブ水準や企業生産性への効果について、董・唐・杜（1995）は回帰分析の結果から、「自主権変数」と「労働奨励変数」は統計学的に有意に正の相関が計測されることから、経営自主権の拡大は、労働インセンティブを強化する方向に強く作用した可能性があることを示唆している。更に董らは、「労働奨励変数」の TFP へのインパクトもまた有意に正であることを確認し、そこから、企業の自主的な労働奨励は内部組織の効率性改善に寄与したとの認識を示している。すなわち、経営自主権の拡大⇒企業レベルの労働奨励の強化⇒内部組織の効率性向上という連鎖的關係の存在が、彼らの実証結果に強く示唆されているのである。

一方、董・唐・杜（1995）が提示した以上の政策含意を、Liu and Liu（1996）、Xu（1997）、Li（1997）らも用いた中国社会科学院のサーベイ・データ（国有企業 769 社に関するミクロ

データ)で再検討した Shirley and Xu (1998) は、政府と国有企業との間で締結された①経営請負責任制、②工場長責任制、③リース制、④資産経営責任制等のいわゆる成果主義的契約関係は、国有企業の生産効率を改善しなかったどころか、むしろ減少させたとの否定的見方を示している。但し、Shirley and Xu (1998) は、かかる契約関係が、管理的な拘束 (managerial bonds)、利潤指向、賃金との強いリンク性等の特徴を含むように工夫されたとき、当該企業の生産性は 10%程度増加することを同時に報告している。

4.2.1 節でも述べたように、1980 年代の国有企業改革が企業自主権の拡大、「経済責任制」、「利改税」及び請負制という改革措置の組み合わせから成ることはもちろんであるが、中でも請負制はその中心的改革措置として大規模かつ比較的長期間(約 6 年間)実施された。従って、これら先行研究が提示した実証的証拠は、基本的に請負制の国有企業経営へのインパクトを強く示唆するものであると筆者は考える。すなわち、1980 年代に行われた請負制は、総体として TFP でみた国有企業の経営効率や労働生産性を改善した可能性が高いと判断できるのである。

4.5.2 請負制実施の行動様式や就労意識変革の効果

次に、筆者が 2006 年 5 月に上海市内で実施したインタビュー調査の結果を披露しつつ、請負制が、中国の人々の行動様式や就労意識にもたらした変革の効果を検討する。限られた予算、時間的制約の中で行ったインタビューであったため、多くの人々に実施することはできなかったが、請負制の制度設計と同政策措置の実施にかかわった元上海市政府関係者と大型国有企業で請負制を担当した元企業幹部、そして請負制を研究した研究者 3 名の見解を紹介することにする。

筆者が最初に面談した元上海市経済体制改革弁公室勤務の A 氏は、請負制への制度移行はプラス面とマイナス面の両方を具えていたと語った。すなわち、A 氏によれば、請負制のプラス面として、以下の 4 点が指摘できる。第一に、働く人々のインセンティブを高め、生産力を上げた。第二に、企業は利益を国家に上納し、財政収入を保証した。第三に、企業にとって、留保利潤の存在は企業の技術発展にとっても大いにプラスであった。そして最後に、請負制の実施は、企業家の養成という面でも肯定的に作用したという。しかし、同時に A 氏は、請負制は、改革実験の中で生み出された政策であるため、制度導入当初は

しっかりした理念や信念が欠けていた。更にその上、請負制運営の長期化と共に色々な問題が惹起したとも指摘している。

続いて筆者は、企業経営の現場で実際に請負制を担当した大型国有電子工業企業元幹部の B 氏にインタビューを行った。B 氏によると、請負制の実施によって企業と主管部門の関係に生じた最も大きな変化は、企業による経営自主権の大幅な強化であったという。例えば、請負制導入以前は、生産計画や製品価格は、電子工業部（「部」は日本の「省」に相当）が決定し、利潤の分配は財政部が直接管理していた。けれども、請負制施行後は、企業が電子工業部や財政部と直接契約を結び、また、俸給表も企業が自主的に決定することが可能になった。更に、計画経済の要である製品価格や生産量についても、政府は一切指令を出さなくなった⁷⁹。更に、B 氏は、請負制実施の前後で人々の意識に如何なる変化が生じたのかという点について次のように語っている。請負制実施以前は、生産計画や任務を果たしたかどうかしか人々の頭にはなかった。しかし請負制導入後、経営者は生産コストやその他経営上の無駄に注意を払うようになり、生産現場もコスト削減や技術改良に対する意識を高め、管理部門も仕入れコストや収益率に敏感になった。さらに各従業員もコスト削減によって給料が上がることを徐々に理解していった。つまり、請負制の実施により、企業組織の様々なレベルで「市場」が意識され、コスト概念が育まれたといえるのである。

最後に、筆者が面談した学識経験者 C 氏による請負制の評価を紹介しておく。C 氏によると、請負制の主要な帰結の一つは、企業内部における「インサイダー・コントロール」⁸⁰の急激な拡大に他ならない。この経済現象が出現した主因の一つに、国有企業の経営活動に対する行政管理コストの大幅な引き下げがある。インサイダー・コントロールそれ自体は、無論問題含みであるが、その背景で、行政府サイドからの国有企業の経営活動への干渉が大幅に後退したことは評価されなければならないと述べていた。その後の中国国有企業のインサイダー支配の構造を考える上でも傾聴に値する指摘である。

以上、筆者による現地インタビュー調査の結果は、改革第二段階の中核的措置として断行された請負制が、経営視野の短期化やインサイダー・コントロールの蔓延という副作用

⁷⁹ 但し、製品の配分に対しては、政府の強力なコントロールが残存していた。

⁸⁰ 青木昌彦によれば、インサイダー・コントロールとは、「旧共産主義経済における旧国有化企業の民有化(法人化)の過程で、企業のコントロール権の実質的部分が、法的または事実上、経営者によって(場合によっては従業員との連合を通じて)掌握されること」(青木, 1995, pp. 159-160)と定義される。

を伴いつつも、政府及び企業の双方において、人々の行動様式や就労意識に大きな変化をもたらし、延いては中国社会にいわゆる「市場概念」を植え付けたという点で、注目すべき社会的インパクトを及ぼした可能性を強く示唆している。

4.6 補完的制度改革の進展

国家・企業間関係に請負制という市場的要素を導入した場合、こうしたメカニズムが有効に機能して企業が自立的に経営を行うためには、原材料を調達し「契約」を上回る生産物を販売するための市場が必要であり、価格も自由化されている必要があり、更に利潤分配も企業にとって有利なものでなければならない。中国においては、これら流通制度改革、価格改革、利潤分配改革ともに改革初期段階から部分的かつ「漸進的」に進められ、企業が生産物を自主的に計画、生産、販売する範囲と量は確実に拡大していった。

本章で詳細に検討した請負制は、政府と国有企業間で企業利潤と経営権を契約によって分配する新しいルールであるため、利潤分配改革にほぼ等しいといって差し支えないであろう。そして4.3節で明らかとなったように、一定額を政府に上納し、超過利潤は100%企業に留保する上納利潤定額請負は、経営者、工場長に強い経済的刺激を与えた。したがって、利潤分配は企業にとって有利なものであったと推察される。残るは流通制度改革と価格改革である。そこで本節では、これら流通制度改革と価格改革の進展状況とそれぞれの改革の請負制との制度的補完的關係を掘り下げることにする。

(1) 流通制度改革⁸¹

改革以前、中国では流通機構は、計画経済を遂行するために消費財の流通を担当する商業省系統と、生産財の流通を担当する物資省系統に区分され管理されていた。工業原材料、燃料、建築材料、機械設備等は、国が統一的に買付け、一手販売を行っていた。

改革開始後、政府は1980年代前半から十数年をかけて計画配分する財の種類を徐々に減らし、また一つの財の供給量のうち計画配分する比率を次第に下げていった。重工業製品や原燃料については、計画外の生産物を一部自由販売することが認められたため、生産財

⁸¹ 1980年代前半から90年代初めまでの流通制度改革について、詳しくは丸川(1999, pp. 145-193), 黄磷(1997, pp. 130-140) 参照のこと。

市場の育成、発展の条件が作り出されることとなった。

例えば生産財の場合、1979年には256種類の財が中央政府によって計画的に配分されていたが、91年には19種類に減少した（柳, 1992, p. 70）。鋼材、石炭等の主要な生産財の国家統一配分比率の変化は表 4.5 にみる通りである。そして政府により計画配分される財の種類の減少に伴って、市場を介して取引される生産財は年を追って拡大し、その比率は1979年の1%から91年には約50%へと上昇したのである（同上）。こうして計画供給、計画配分される財の種類や量が減少するにつれて、生産企業では製品の自家販売分が増え、原材料の自家調達、買付分も増大していった。

消費財については、政府による計画買付け品目が1979年の188種類から、92年には23種類に減少した。そしてすべての消費財のうち、計画によって生産が決定し、計画価格に基づいて取引される商品は、1992年時点で30%以下となった（徐・文, 1996, p. 53）。

中国では、国家や地方が統制する品目・商品が減少していくにつれて、卸売市場や各種市場が発展していった。例えば生産財についてみると、1991年までで全国に自動車、石炭、木材、そして総合的生産財市場が2000カ所あり、生産財販売ネットワークが4万カ所、地区・市以上の生産財取引センターは、1984年の96カ所から91年には400カ所以上に増大し、大型鋼材市場も200カ所以上設けられた（柳, 1992, p. 70）。消費財についても、1991年の時点で全国に800カ所以上の日用品取引センターがあり、工業製品卸売市場も3686カ所にのぼっていた（同上）。

以上にみたように、中国では改革以来着実に生産財と消費財の流通自由化が進展し、国家による資源や商品に対する統制が緩和されるにつれて、卸売市場をはじめとする各種市場、取引センターが発展していった。こうした状況は、政府に対して生産を請け負い、原材料を自己調達し、政府からの請負額を超える生産物の自家販売を行おうとする国有企業であればあるほど歓迎すべきものであった。すなわち、中国における1980年代初めから92年頃まで行われた流通制度改革は、請負制を実施する企業行動にとって制度的に補完的な改革であったということがいえるのである。

(2) 価格改革

改革開始以前、中国では国家がほとんどの商品の買付価格と販売価格を統制していた。けれども価格を国家が厳しく統制したままでは市場経済を発展させることはできないため、

中国では 1978 年より十数年をかけて価格改革が実施されてきた。

独立した商品生産者である企業の業績を評価する指標として、利潤、労働生産性などがあげられるが、価格体系に歪みがある場合、企業の努力はこれらの指標に正確には反映されない。つまり、価格体系が不合理な状況では、利潤は企業経営の真実の成果とはいえないのである。不合理な価格体系の例として、主として 3 点あげられる。それは第一に、商品間の価格比が不合理で、とりわけ原材料、エネルギー価格が低すぎる。第二に、商品の品質に応じた価格差が形成されていないこと。そして第三に、農産物の買付価格・販売価格が逆ザヤで、財政からの多額の補助金支出が必要であることなどである。

1970 年代末から始まった中国の価格改革は、91 年までで 3 つの段階に区分することができる⁸²。第一段階は 1978 年から 84 年末までで、長きにわたって低く抑えられてきた農産物価格や消費財価格について、公定価格の調整が行われた。つまり農産物買付価格と主要副食品販売価格、及び一部重要原材料価格や燃料価格の引き上げが行われた。第二段階は 1985 年初めから 88 年第 3 四半期にかけてで、計画外の生産財や耐久消費財の価格について、一定の範囲内で企業に価格の決定権が与えられた。このことが生産財等の二重価格⁸³が拡大する一つの要因となった。1988 年第 4 四半期から第三段階にはいるが、この期間は高進するインフレに直面して、価格改革は一時凍結されることとなった。けれども 1991 年に入って、慎重ながらも価格改革は再び促進された。

生産財と消費財の計画価格と市場価格の比率変化は、表 4.6 にみるとおりである。国家による価格統制の緩和にともなって、市場価格で売買される財の比率は年を追って増大していった。こうした価格改革の進展は、政府から生産を請け負った国有企業に対して、請負額以上の増産へのインセンティブと市場価格での製品自家販売の動機を強く刺激したことは疑いがない。すなわち中国における価格改革は、請負制により認められた自由に物を作り自由に販売する中国企業の経営行動にとって、制度的に補完的な改革であったということがいえるのである。

⁸² 石原(1996)p. 9, 渡辺(1991)p. 64。

⁸³ この期間、同じ種類の財であっても一部は市場において自由価格で販売され、それ以外の部分は計画配分されるため計画価格がつけられるというように、二重価格体系(双軌制)が出現した。

4.7 おわりに

中国で行われた体制内改革措置としての請負制は、中央集権的計画経済という経済システムの大枠を維持しつつ、国家と企業が経営裁量権について契約を締結することによって、企業経営の効率化と経営者・従業員らのインセンティブ向上を図るものであった。これまでの考察によって、請負制の運用はおおむね良好であったことが確認された。そして4.4節における請負制の理論的・制度論的検討では、研究者の請負制に対する評価は賛否両論であることが明確となった。こうした結果を受け、4.5節では先行研究のサーベイ及び筆者の現地インタビュー調査に基づく請負制の実証的評価を行った。

4.5節の議論は、以下5点に要約しうる。第一に、請負制は、企業経営の短期化やインサイダー・コントロール等の諸問題を惹起したが、人々の行動様式や就労意識に変革をもたらした。中国に「市場概念」を植え付けたという点で、注目すべき社会的インパクトを及ぼした。第二に、請負制は、政府関係者、企業経営者、従業員らの強い支持を受けていた。第三に、請負制と同時に展開された国有企業の経営自主権の拡大は、企業内部の労働インセンティブやコスト意識を強く高め、その効果を通じて企業の生産性を上昇させた。第四に、こうした請負制に対する支持や行動様式・就労意識の変革を背景として、請負制を中核とする国有企業改革は、TFPでみた国有企業の経営効率や生産性を改善した可能性が高い。更に第五に、改革第二段階は、TFP及びその構成要素である生産要素投入効率、技術水準だけでなく国有企業の労働生産性をも大いに押し上げた。

ところで本章冒頭で、ソ連の国家発注制について少し触れた。中国の請負制とソ連の国家発注制の相違点を大胆に要約すれば、以下3点となるであろう。第一に、ソ連では国家発注の実施により市場的要素の導入を試みたけれども、中国の請負制の実施とは異なり、人々の行動様式や就労意識を変革するには至らなかった。第二に、中国では請負制は国有企業並びに中国全体の経済的パフォーマンスを向上させた可能性が高いが、ソ連では国家発注制を導入することによって計画経済体制の根幹を成していた資材・機械補給制度を改変しようとして、かえって供給システムを混乱させ経済的危機を招く一因となってしまった。第三に、中国の国有企業の自主権拡大は企業の生産性を上昇させたが、ソ連では「国有企業法」に「企業の自主性拡大」が謳われていたものの、実際には企業が自主性を発揮して自立的に企業経営を行う余地は極めて限定されたものでしかなかった。

以上のように中ソ両国の政策成果に著しい格差が生じた主要因として、次の 4 点を指摘することができる。つまり (1) 社会主義制度の完成度、(2) 請負制と国家発注制開始時の中国とソ連の経済状況及び経済構造の違い、(3) 企業への分権化の度合い、(4) 請負制や国家発注制を支える補完的制度改革である価格改革、流通制度改革、利潤分配改革が伴っていたかどうか、である。このうち筆者が最も注目する点は、第 4 点目の補完的制度改革の進展状況である。なぜならば、国家・企業間関係に請負制や国家発注制という市場的要素を導入した場合、こうしたメカニズムが有効に機能して企業が自立的に経営を行うためには、価格が自由化されている必要があり、原材料を調達し「契約」を上回る生産物を販売するための市場も必要であり、更に利潤分配も企業にとって有利なものでなければならないからである。第 3 章 3.3.2 節で詳しく検討した通り、ソ連においては、その必要性は早くから認識されながらも、こうした補完的制度改革は国家発注実施時にはほとんど進展しなかった。一方、中国においては、4.6 節で検証したように、価格改革、流通制度改革、利潤分配改革ともに改革初期段階から部分的かつ「漸進的」に進められ、企業が生産物を自主的に計画、生産、販売する範囲と量は確実に拡大していった。

先行研究のサーベイ及び現地インタビュー調査に基づく肯定的評価の一方、本章冒頭で述べたように、現在の請負制に対する評価は、一定の成果は収めたもののその欠陥や問題点も少なくなかったというものである。これら請負制が有する欠陥や限界は、その評価に際して十分に考慮されなければならないことはいうまでもない。けれども従来こうした問題点の指摘によって、請負制の果たしてきた役割が比較制度論的にみて過小評価されすぎていた点がないとはいえない。すなわち、ソ連の同種の改革措置である国家発注制との対比を行うならば、中国の請負制は様々な問題や限界を有してはいるものの、一定の肯定的成果を収めたということがいえるからである。なぜならば、請負制の実施によって生じてきた困難や問題点は、請負制が一定の成果を収め機能したがゆえに生じてきたものであって、その逆ではないからである。一方、ソ連の国家発注制は、実質的には最初からほとんど機能しないままに終焉を迎えてしまった。この点は、両国の体制内改革の政策措置を比較する際に大きく異なる点である。また 4.5 節において検討したように、請負制は企業の生産性を向上させ、人々の行動様式や就労意識を変革させ、中国社会に「市場概念」を植え付けた。一方、ソ連では国家発注実施の混乱から、企業、上級機関ともに旧体制へと後戻りさせたいという慣性が強く働いていたのであった。更に Chen (1995, pp. 155-156) も述べ

ているように、請負制とは市場のルールと社会主義的原則を結合させることによってつくられた制度配置であり、市場システムへの順応プロセス（the adaptive process）の一つであったと考えられ、その後の市場の展開に不可欠な一要素であった。一方、ソ連でも国家発注制を計画経済体制への市場的要素導入と位置づけ、「契約」概念を国家・企業間に取り入れようと試みたが、国家発注が「契約」として機能することもなければ、市場システムへの「順応」プロセスの一つとしての役割を果たすこともなかった。

以上にみたように、請負制そのものが一定の成果をあげた点、中国社会に「市場概念」を植え付けた点、更に順応プロセスの一要素であったという制度変化の観点から考察するならば、請負制は様々な問題を有していたものの、体制内改革の柱となる政策措置の一つとして一定の肯定的成果を収めたと評価できる。だからこそ請負制は、1992 年 10 月の第 14 回党大会で「社会主義市場経済論」が確立したことにより、計画経済体制の枠内でのミクロ経済改革としてのその使命を終えたのである。

表 4.1 中国主要マクロ経済指標の推移(1978～1993 年)

(実質:1978年=100)

	国内総生産	全国小売 物価指数	工業 総生産額	国有固定 資産投資	国家財政 収入 ^(注)	従業員 賃金総額	従業員 (職工)数	従業員一人 当り賃金	企業改革年表
1978年	100	100	100	100	100	100	100	100	11期3中全会開催
1979年	111	102	110	105	94	114	105	108	
1980年	125	108	122	112	92	136	110	123	利潤留保の実験
1981年	133	111	127	100	90	144	115	125	「経済責任制」の試み
1982年	144	113	137	126	91	155	119	131	
1983年	161	115	152	142	93	164	121	136	「利改税」の実施
1984年	193	118	180	177	112	199	125	159	
1985年	238	128	229	251	191	243	130	187	
1986年	270	136	264	296	225	292	135	216	
1987年	315	146	326	344	235	331	139	238	経営請負責任制の開始
1988年	392	173	430	413	265	407	143	284	「国有企業法」の採択, 施行
1989年	446	203	520	379	311	460	145	318	
1990年	493	208	565	436	319	519	148	350	
1991年	563	214	667	543	328	584	153	383	
1992年	679	225	875	789	332	692	156	445	「社会主義市場経済論」の確立
1993年	875	255	1244	1145	432	864	151	574	「現代企業制度」の導入

請負制が実施
された期間

注) 「各種税収」と「企業収入」を合わせたものを使用。「各種税収」とは工商税, 付加価値税, 営業税, 製品税, 農業税, 所得税,

関税等を指し, 「企業収入」とは, 国有企業および事業単位が国家に上納する利潤と事業収入を指す(『中国統計年鑑』, 1994, p. 224)。

出所: 国家統計局(1993; 1994)に基づき筆者作成。

表 4.2 国有企業の生産計画活動に関する経営自主権獲得達成度¹⁾

	生産額計画		生産量計画		品目計画		技術計画		生産工程計画 ²⁾	
	企業数 (社)	比率 (%)	企業数 (社)	比率 (%)	企業数 (社)	比率 (%)	企業数 (社)	比率 (%)	企業数 (社)	比率 (%)
1980年	52	6.8	56	7.3	61	7.9	79	10.3	86	11.2
1981年	59	7.8	63	8.2	70	9.1	87	11.3	93	12.1
1982年	80	10.4	88	11.4	92	12	108	14	115	15
1983年	111	14.4	116	20.8	120	15.6	141	18.3	147	19.1
1984年	193	25.1	200	26	217	28.2	235	30.6	245	31.9
1985年	268	34.8	282	36.7	301	39.1	322	41.9	336	43.7
1986年	309	39.1	325	42.3	347	45.1	360	46.8	381	49.5
1987年	411	53.4	433	56.3	454	59	466	60.6	486	63.2
1988年	495	64.4	524	68.1	553	71.9	555	72.2	586	76.2
1989年	518	67.4	548	71.3	577	75	581	75.6	613	79.7
1990年	533	69.3	565	73.5	597	77.6	597	77.6	631	82

請負制が実施
された期間
↓

注 1) 本表は、1980～90 年に江蘇、吉林、山西、四川の 4 省において、国有企業 769 社を対象に実施されたアンケート調査の結果である。

注 2) 「生産工程計画」とは、生産の作業手順や進捗状況を計画化するものである。

出所：董・唐・杜（1995, p. 128）。

表 4.3 国有企業の市場取引、労働契約及び利潤留保に関する

経営自主権獲得達成度

(%)					
	原材料の 市場購入比率	生産物の 市場販売比率	契約従業員数 の比率	企業の 利潤留保比率	
1980年	30.9	34.3	0.9	11.9	
1981年	30.9	39.3	1.1	15.7	
1982年	32.7	40.6	1.4	18.2	
1983年	33.8	41.0	2.9	22.7	
1984年	36.4	44.1	4.6	25.8	
1985年	42.4	52.4	6.6	29.0	
1986年	45.7	55.3	9.3	33.2	
請負制実 施期間 ↓	1987年	50.6	56.5	11.6	33.6
	1988年	55.9	58.3	14.0	38.7
	1989年	57.8	59.5	15.2	42.9

注) 上表は、1980～90 年に江蘇、吉林、山西、四川の 4 省において、国有企業 769 社を対象に実施されたアンケート調査の結果である。

出所：董・唐・杜（1995, p. 128）（一部省略）。

表 4.4 企業改革第二段階の効果に関する実証研究一覧

文献	分析期間	分析対象及び 分析対象地域	分析手法	請負制に対 する評価	主要な結論
Jefferson and Rawski (1994)	1984-1988 1988-1992	全要素生産性(TFP)に関する13の研究	独自推計と 論文サーベイ分析	○	・1984-88年と1988-92年に国有企業のTFPは年率3%, 2.5%それぞれ上昇し, 労働生産性も年率6.2%, 4.7%とそれぞれ上昇した。 ・1980年代の国有工業のTFPに関する13の研究を検証の結果, 9つの研究でTFPが2-4%成長した。 ・二重価格制や経営請負責任制のような部分的改革は, 工業生産高を高め市場システムのための土台を創り出した。
董・唐・杜(1995)	1983-1987 1980-1989	国有企業403社 国有企業769社 (江蘇, 吉林, 山西, 四川の4省)	計量分析(OLS)	○	・1980年代, 国有企業のTFPは絶えず上昇した。 ・企業自主権の拡大により労働奨励策が強化され, 企業のTFP上昇にプラスの刺激を与えた。
Chen (1995)	1980年代	国有企業4社(北京)	インタビュー調査	○	・請負制の下で, 経営者と従業員は新しいビジネス機会を活用しようとした。つまり改革に対して強い支持があった。 ・請負制は, 国に一定の条件で財政収入を保証した。
大塚・劉・村上(1995)	1980, 85, 91	国有鉄鋼企業80社	計量分析(OLS, 固定効果)	○	・1980年代の国有企業改革は, 労働生産性, 資本・労働比率の向上に効果があったとして大いに評価すべき。 ・利潤分配制度の導入が, 企業の利潤動機を刺激し, 経営者や従業員の労働意欲を高めて生産効率を向上させた。
Liu and Liu (1996)	1980-1989	国有企業382社 (江蘇, 吉林, 山西, 四川の4省)	計量分析(最尤推定法)	○	・企業改革によって, 技術効率, 個々の要素の分配効率が上昇した。
Xu (1997)	1980-1989	国有企業769社 (江蘇, 吉林, 山西, 四川の4省)	計量分析(OLS, プロビット, 固定効果, 変量効果)	○	・TFPは利潤留保率, 生産の自主性, 経営者の賃金決定権, 企業の賃金支払いによって増大し, 指令的計画比率によって減少する。 ・1980年代, 労働生産性が2.6%上昇した。
Huang and Duncan (1997)	1980-1992	国有企業300社 (江蘇, 深圳, 厦門の3省と上海)	計量分析(OLS)	△	・TFPの上昇と生産に対する改革の全体的影響は, 取るに足りないものだった。 ・しかし契約制度(請負制等)は, 生産性を改善し, 大いに成功したといえる。
Li (1997)	1980-1989	国有企業272社 (江蘇, 吉林, 山西, 四川の4省)	計量分析(OLS)	○	・国有企業の要素生産性とTFPが, 著しく上昇した。 ・1980-89年のTFPの伸びは, 年平均約4.7%だった。 ・TFP上昇の8割以上は, インセンティブの改善, 製品市場の競争の激化, 要素分配の改善によるものだった。 ・改革によって, 生産要素(労働及び原材料)投入の効率性も改善した。
Shirley and Xu (1998)	1980-1989	国有企業769社 (江蘇, 吉林, 山西, 四川の4省)	計量分析(OLS, 固定効果)	△	・企業経営者と政府の間の成果主義的契約(請負制等)は, 国有企業の生産性を改善しない。むしろ減少させることもある。 ・しかし成果主義的契約が管理的な拘束, 利潤指向, 賃金との強いリンク性等の特徴を含むよう締結された時, 生産性は10%ほど増加する。

出所：筆者作成。

表 4.5 主要な生産財の統一配分比率の変化

	(%)	
	1979年	1990年
鋼材	77.1	41.6
木材	85	30.7
セメント	35.7	13.1
石炭	58.9	49.7

出所：柳（1992, p.70）より筆者作成。

表 4.6 計画価格と市場価格の比率の変化¹⁾

	商品小売総額を100とした場合の			工業生産財生産者価格を100とした場合の		
	国家価格 比率	国家指導価格 比率 ²⁾	市場価格 比率	国家価格 比率	国家指導価格 比率 ²⁾	市場価格 比率
1978年	97.0		3.0	100.0		
1985年	47.0	19.0	34.0			
1986年	35.0	25.0	40.0			
1987年	33.7	28.0	38.3			
1988年	28.9	21.8	49.3			
1989年	31.3	23.2	45.5			
1990年	30.0	25.0	45.0	44.4	18.8	36.8

注 1) 空欄は、データが記載されていないことを意味する。

注 2) 国家指導価格とは、一つの目安で、高すぎたり低すぎたりすると国家が介入する。

出所：張（1992, p. 98）から抜粋した。

終章

結論と今後の課題

本稿は、世界の人々を驚かせた体制転換という歴史的事象の直前に、中国とソ連において行われた社会主義体制内改革の試みに注目し、これらの改革を比較経済史の視点から再検討することにより、体制内最後の改革の一端の解明を試みた。

この分野の先行研究に比して、本稿の貢献は次の 3 点にある。第一に、主要な先行研究の概観でみたように、市場経済への移行前に中国とソ連で行われた経済改革を、それぞれ中国語、ロシア語文献を用いて徹底的に同じ分析視点で比較検討した本稿のような研究は、管見の限りでは見当たらない。第二に、近似的な改革を行った中ソ両国であるので、互いが互いの国の改革を意識していたであろう事は想像に難くない。そのように意識しあっていた国同士が、互いの国の改革をどのように評価していたのか、という視点での研究は、日本においては寡聞にして知らない。欧米の研究者のような第三者ではなく、改革の当事者が互いの改革をどのように評価していたのか、という視点が重要である。そこで、ソ連の改革については、中国人研究者の見解を中国語文献を渉猟することにより、中国の改革については、ソ連人研究者・知識人らの見方をロシア語文献をサーベイすることによって、互いの改革の評価を詳しく検討し明らかにした。最後に、非常に重要であり興味深い観点でありながら、従来の先行研究では看過されてきた、中ソ「最後の体制内改革」として行われた政策措置に焦点を当てて詳細に分析し、その役割と実施状況を解明した。本稿が目したのは、国有企業の経営裁量権拡大を意図して実行された政策措置であり、中国のそれは経営請負責任制であり、ソ連におけるそれは国家発注制である。

本章では、各章の内容と結論を要約し、最後に今後の課題について述べることにする。

本稿は 2 部構成となっており、第 I 部では改革の当事者が互いの改革をどのように評価していたのか、という視点から、ソ連の改革については、中国人研究者の見解を中国語文献を渉猟することにより、中国の改革については、ソ連人研究者・知識人らの見方をロシア語文献をサーベイすることによって、互いの改革の評価を詳しく検討した。

第 1 章では、ゴルバチョフ政権の下で行われた経済体制改革について、改革の進展に沿って中国人研究者の評価を詳しく検討した。続いて政治体制改革についても、同様に中国側の評価を検討した後、政治体制改革がソ連にもたらした影響に関する中国側の見解を整理した。そしてゴルバチョフ改革については、中国人研究者の間に見解の相違もみられるため、彼らの改革に対する評価の多様性を整理・検討した。こうした検討から、中国人研究者がゴルバチョフ改革失敗の要因とみなしているポイントを総括するならば 5 点に要約できる。第一に、ソ連は経済体制改革によって、経済を発展させることができず、人々に改革の実利をもたらさなかった。それゆえに改革は人々に支持されなかった。第二に、ソ連は改革理論を進化させ、時代や状況の変化に適応して改革を進化させることができず、時代の要求に適応しない弊害を改革することがなかった。すなわち、社会主義制度の改善ではなく、社会主義を捨て去ってしまった。そして第三に、中国が経済体制改革のために必要な政治的基盤と考える 4 つの基本原則のうち、とりわけ「社会主義の道」、「共産党の指導」、「マルクス・レーニン主義の指導思想」を放棄した。第四に、ゴルバチョフが「民主化」と「グラスノスチ」の下で改革を行うという誤った改革路線と政策を実行した。最後に第五点として、経済体制改革遂行のために必要な、安定的社会環境を築けなかったことがあげられる。主としてこれら 5 つの点がゴルバチョフ改革失敗の要因であると、中国側がみなしていることが明らかとなった。

ここから、中国人研究者のペレストロイカに対する評価が、全体として大変厳しいものであったことが判明した。ゴルバチョフ改革において、ソ連が政治の民主化、情報公開（グラスノスチ）を進めて共産党の一方支配まで放棄したことは、中国共産党の一方支配の根拠を揺るがしかねず、中国としては容認しがたい歴史的事実であると認識していることがこの事実から推察される。

次の第 2 章では、1984 年から 92 年頃まで中国において行われた鄧小平の経済改革を、同時期のソ連人研究者や知識人がいかに評価し、そこから何を学び取ろうとしていたのかを、詳しく検討した。始めに、改革期に提起された社会主義経済をめぐる理論的解釈、すなわち「社会主義商品経済論」、「社会主義初級段階論」及び「国家が市場をコントロールし、市場が企業を導く」スローガンを検討し、ソ連側研究者らの評価をみた。続いて経済改革実施に伴い発生したインフレ、国有企業における過剰分配及び腐敗や汚職の蔓延等の原因を、ソ連側研究者の視点で分析し検討した。その上で中国の経済改革の成果に対する総合

的評価を整理した。そして、鄧小平時代に発生した最大の危機的事象である天安門事件についてのソ連側の評価をみた。天安門事件に言及している論考は非常に少ないが、ソ連人研究者の間でも天安門事件に際して中国政府がとった対応には賛否両論があった。1981年から91年の期間は、中国のみならず、ソ連においても激動の時代であった。改革の是非をめぐるソ連世論の変化のうねりが、中国改革に対するソ連の研究者や知識人の評価に影響をもたらした可能性も否定できないため、ソ連人研究者らの中国改革に対する評価の経年変化の検討を行った。

中国において1984年から92年頃まで行われた経済改革に関するソ連の研究者や知識人の評価は、以下3点に総括することができる。第一に、社会主義体制のもとで市場メカニズムを導入するために考案された改革理論に対する評価は、「社会主義商品経済論」についてはやや懐疑的である。けれども「社会主義初級段階論」については、「中国は社会主義の初級段階にあるので資本主義的政策を一時導入するのもしやむを得ない」という中国側の論理と、「国家が市場をコントロールし、市場が企業を誘導する」経済体制の確立については、「国家が市場をコントロールする」限り、完全な市場経済ではないとする中国側の論理をソ連の研究者や知識人は肯定的に受け入れたものと推察される。第二に、中国の経済改革全体の成果に対するソ連側の評価は賛否両論である。けれども、肯定的論者も否定的論者のいずれも、改革実施に伴い発生した否定的現象には高い問題関心を抱いている。そしてこうした困難や問題の発生に対する見解も、改革実施と経済成長の不可避のコストと認めるべき、と主張する論者と、改革実施の不徹底が困難な事象発生の原因であり、その克服のためには政治改革も含めた全面的改革が必要である、と主張する論者の2つに大別される。そして第三に、改革に伴う困難や問題発生の要因として、計画メカニズムと市場メカニズム結合の不整合を指摘する研究が支配的であり、中国において計画と市場の結合は有効に機能していないとする否定的見解が圧倒的多数であった。また、ソ連人研究者らの中国改革に対する評価の経年変化の検討から、ソ連の経済学者や知識人の中国改革に対する評価は、ソ連における1987年以降の経済改革の深化により、市場経済への移行議論の活発化と関わりがあると考えられる。このような先行研究の検討から、ソ連の研究者や知識人が、中国における社会主義の下での市場メカニズム導入のための改革理論や議論の展開、改革政策の実践に対して大きな関心を寄せ、注目していたことが確認できた。

第Ⅱ部では、経済改革における最重要な焦点である国有企業改革に注目し、企業への自

主権付与の実践として、ソ連国家発注制と中国経営請負責任制を比較・検討した。

まず、第 3 章では、ソ連において資材・機械補給という、計画経済体制の根幹をなしていた供給システムを、卸売商業制へと円滑に移行させるために考案された国家発注制を扱った。すなわち、生産財の割当て配分をなくし、国家と企業が国家発注によって「契約」という結びつきに変わることによって、商品を自由に売買できる市場を創り出そうとしたのである。同章では、国家発注制度の制度的枠組や実施状況を明らかにし、国家発注制度自体に内在する問題点と制度補完上の問題点を論じ、その果たした役割の評価を試みた。

その結論は以下の通りである。「国有企業法」を中心とした 1987 年改革の特徴は、第一に市場的要素の導入を試みた点にあり、第二に企業の自主性の大幅な拡大を図った点にあった。「国有企業法」の制定により新規に導入された国家発注制は、制度設計に欠陥があり、その実施に際して様々な問題が発生してきたため、当初の想定通りに国家発注が減少せず、企業に生産余力を与えて市場的要素を導入することができなかった。そして第二の特徴である企業の自主性の拡大であるが、国家発注は企業を大きく拘束する性格を持つものであったため、こうした拘束性を減らして企業に自主性を付与するために、その量と範囲を減少させていく予定であったがやはり想定通りには減少せず、企業の自主性を大幅に拡大することはできなかったことが明らかとなった。

続く第 4 章では、中国の国有企業を対象に実施された「経営請負責任制」（請負制）を取り上げた。請負制は、中央集権的計画経済という経済システムの大枠を維持しつつ、国家と企業が経営裁量権について契約を締結することによって、企業経営の効率化と経営者・従業員らのインセンティブ向上を図るという改革措置であった。最初に、この請負制の制度的枠組や実施状況を明らかにし、請負制を理論的・制度論的観点から検討した先行研究の主張を整理した。そして実証研究のサーベイ及び筆者の現地インタビュー調査に基づき請負制の成果を多面的に評価した。先行研究の検討により、請負制の運用はおおむね良好であったことが確認された。請負制の理論的・制度論的検討では、研究者の請負制に対する評価は賛否両論であることが明確となった。こうした結果を受け、実証研究のサーベイ及び筆者の現地インタビュー調査に基づく請負制の評価を行った。

その評価は、以下 5 点に要約しうる。第一に、請負制は、企業経営の短期化やインサイダー・コントロール等の問題を引き起こしたが、人々の行動様式や就労意識を変革し、中国社会に「市場概念」を植え付けたという点で、注目すべき社会的影響を及ぼした。第二

に、請負制は、政府関係者、企業経営者、従業員らの強い支持を受けていた。第三に、請負制と同時に展開された国有企業の経営自主権の拡大は、企業内部の労働インセンティブやコスト意識を強く高め、その効果を通じて企業の生産性を上昇させた。第四に、こうした請負制に対する支持や行動様式・就労意識の変革を背景として、請負制を中核とする国有企業改革は、TFP でみた国有企業の経営効率や生産性を改善した可能性が高い。更に第五に、改革第二段階は、TFP 及びその構成要素である生産要素投入効率、技術水準だけでなく国有企業の労働生産性をも大いに押し上げた。以上の考察から、請負制は様々な問題を有していたものの、体制内改革の柱となる政策措置の一つとして一定の肯定的成果を収めたと評価することができる。

社会主義体制と体制移行という社会実験を歴史上初めて実施したソ連と中国ではあるが、体制移行のきっかけとなる 1980 年代末に両国において行われた経済改革は、現在ではあまり注目されていない。けれども移行後のロシアと中国の政治的・社会的・経済的成果の大きな違いを目にすると、この期間の両国の改革のもつ意義、改革実態が歴史的に非常に重要であることは容易に理解できる。にもかかわらず、この点は十分に解明されているとは言い難い。本稿では、第 1 章で中国人研究者が、現在でもゴルバチョフの行ったペレストロイカについて大変厳しい評価をしている点を明らかにした。曲がりなりにも「社会主義体制」を維持している中国としては、ソ連が政治の民主化や言論の自由を認め、共産党の一党支配まで放棄したことは、容認しがたい歴史的事実であると認識しているのである。第 2 章では、ソ連の研究者らが鄧小平の経済改革に大きな関心を寄せ、注目していたと同時に、自国の改革深化に伴い、肯定的評価へと傾いていった状況を示した。第 3 章では、ソ連において行われた国家発注制度を、社会主義体制内最後の改革措置と位置づけ、中国の請負制との比較を念頭に再検討を行った。そして国家発注制自身が持つ欠陥や様々な問題の発生によって、資材・機械補給制を卸売商業制へと移行させるという初期の目標が達成されなかったと結論づけた。これに対して、第 4 章では、中国における請負制を取り上げ、従来の日本人研究者らの評価とは異なり、請負制は類似のソ連の国家発注制に比して様々な問題を引き起こしたものの、中国社会に「市場概念」を植え付け、経済パフォーマンスにおいても成果をあげた、との肯定的評価を提示した。本稿の考察と検討により得られた結論は上述の通りである。まだまだ十分には掘り起こされていない、1980 年代に社会主義再生の道を模索しつつ行われた中ソの体制内改革に光を当て、その実態の一端を解明

することができたものと思う。

最後に、本稿では取り上げることができなかった今後の課題について短く述べておくことにする。第一に、本稿では、第 I 部において中ソ両国の研究者らが互いの改革をどのように評価しているのかを詳しく検討し、明らかにした。中国では、現在に到るもゴルバチョフのペレストロイカやソ連崩壊に関する研究が連綿と続いているため、2000 年以降に発表された資料もカバーすることができた。けれどもソ連については、連邦崩壊とそれに続く政治的・社会的・経済的混乱により中国に関する研究論文が激減してしまったことと、中国の「社会主義市場経済」路線へとロシアの研究者の関心が移ってしまったため、やはり 1980 年代の中国の改革に関する研究をほとんど見つけることができなかった。このため、同時代のソ連の研究者や知識人らの中国改革に対する評価に検討対象を限定せざるを得なかった。今後は、現在のロシア研究者からみた 80 年代の鄧小平改革に関する資料を掘り起こし、その評価を明らかにする必要がある。

第二に、体制内改革の政策措置として、本稿では企業における経営自主権付与の実践を取り上げ、中国とソ連を比較した。体制内改革の要素として、国有企業改革の重要性は言うまでもないが、価格改革、流通制度改革、利潤分配改革も企業改革に劣らず肝要である。しかしながら本稿では、ソ連については価格改革と利潤分配改革を、中国については価格改革と流通制度改革を十分に掘り下げることはしていない。これも筆者にとっての大きな研究課題である。

第三に、「社会主義体制内最後の改革」として行われた中国の請負制とソ連の国家発注制の実施が、その後の中国とロシアの市場経済にどのような影響を与えたのかを検証する必要がある。歴史的経路依存性の視点からみるならば、両国の市場の質や市場の効率性、経済発展等に大きな影響を与えたであろうことは想像に難くないからである。

最後に、本稿では中ソ両国できる限り同じスタンスでの比較を心がけたが、資料的制約もあり、中国の請負制の検討では実証分析を行ったものの、ソ連の国家発注制度の検討では実証分析を行っていない等の限界があった。

これら残された諸問題を一つ一つ検討し、明らかにしていくことが筆者に課されたこれからの研究テーマである。

参考文献

序章

- 浅川あや子（2004）「ペレストロイカの下での国有企業改革」『ロシア史研究』第 75 号，pp.57-73.
- 石井明（1990）『中ソ関係史の研究：1945-1950』東京大学出版会.
- 大野健一（1996）『市場移行戦略：新経済体制の創造と日本の知的支援』有斐閣.
- 岡田進（1998）『ロシアの体制転換－経済危機の構造－』日本経済評論社.
- 岡稔，宮鍋幟，山内一男，竹浪祥一郎（1976）『社会主義経済論』筑摩書房.
- 久保庭真彰（1990）「ペレストロイカと経済的厚生(1)」『経済研究』第 41 巻第 2 号，pp. 137-148.
- カー，E・H（1962）『歴史とは何か』清水幾太郎訳，岩波書店.
- 塩川伸明（1994）『ソ連とは何だったか』勁草書房.
- 下斗米伸夫（1991）『「ペレストロイカ」を越えて——ゴルバチョフの革命』朝日新聞社.
- 中兼和津次（2000）「漸進主義的経済改革の再検討」中兼和津次編『現代中国の構造変動 2 経済－構造変動と市場化』東京大学出版会，pp.15-43.
- 中兼和津次（2002）『シリーズ現代中国経済 1 経済発展と体制移行』名古屋大学出版会.
- 中兼和津次（2010）『体制移行の政治経済学』名古屋大学出版会.
- 西村可明（1985）「ソ連型計画経済の理念・制度・現状・改革」『ソビエト研究』教育社，pp.113-188.
- 西村可明（1995）『社会主義から資本主義へ：ソ連・東欧における市場化政策の展開』日本評論社.
- 日本国際政治学会編（1990）『中ソ関係と国際環境』有斐閣.
- ネムチーノフ，ヴェー（1966）「社会主義的な経済運営と生産の計画化」野々村一雄，宮鍋幟，志水速雄編訳『ソヴェト経済と利潤』日本評論社，pp. 198-219.
- 浜勝彦（1995）『中国——鄧小平の近代化戦略』アジア経済研究所.
- ヒックス，J・R（1995）『経済史の理論』新保博，渡辺文夫訳，講談社.
- 藤田整（1991）『ソヴェト商品生産論』世界思想社.
- 丸川知雄（1996）「中国の国有企業改革の動向」長岡貞男，馬成三，S.ブラギンスキー編著『中国とロシアの産業変革』日本評論社，pp.21-46.

- 溝端佐登史 (1996) 『ロシア経済・経営システム研究—ソ連邦, ロシア企業, 産業分析—』
法律文化社.
- 毛里和子 (1989) 『中国とソ連』 岩波書店.
- 山極晃, 毛里和子編 (1987) 『現代中国とソ連』 日本国際問題研究所.
- 游仲勲編著 (1982) 『現代中国の計画経済』 ミネルヴァ書房.
- Berliner Joseph S. (1994) Perestroika and the Chinese Model, in R. Cambell ed., *The Postcommunist Economic Transformation*, Westview Press, pp. 249-279.
- Brus, W. (1993) Marketisation and democratisation: the Sino-Soviet divergence, *Cambridge Journal of Economics*, Vol. 17, No. 4, pp. 423-440.
- Bucknall, B. Kevin (1997) Why China has done better than Russia since 1989, *International Journal of Social Economics*, Vol.24, No. 7/8/9, pp. 1023-1037.
- Chen, Kang, Gary H. Jefferson and Inderjit Singh (1992) Lessons from China's Economic Reform, *Journal of Comparative Economics*, Vol.16, Issue 2, pp. 201-225.
- Chow, C. Gregory (1993) China's Economic Reform: An Option to Avoid a Transformation Crisis, Horst Siebert, J.C.B. Mohr ed. *Overcoming the Transformation Crisis-Lessons for the Successor States of the Soviet Union*, (Paul Siebec) Tübingen.
- Ferrero, Mario (2001) Political exchange in mass party regimes and the transition from socialism, *Economic Systems*, Vol.25, issue 4, pp. 365-379.
- Goldman, Marshall I., Merle Goldman (1988) Soviet and Chinese Economic Reform, *Foreign Affairs*, Vol. 66, No.33, pp. 551-573.
- Goldman, Marshall I. (1994) *Lost Opportunity-Why Economic Reforms in Russia Have Not Worked-*, W.W. Norton & Company, New York, London.
- IMF, Wold Bank, OECD, EBRD (1991) *A Study of the Soviet Economy*, Vol. 2.
- Li, Jingjie (1994) The Characteristics of Chinese and Russian Economic Reform, *Journal of Comparative Economics*, Vol.18, Issue 3, pp. 309-313.
- Mau, Vladimir (1995) Perestroika: Theoretical and Political Problems of Economic Reform in the USSR, *Europe-Asia Studies*, Vol.47, No.3, pp. 387-411.
- Naughton, Barry (1995) *Growing out of the plan -Chinese economic reform, 1978-1993*, Cambridge University Press.

- Nolan, Peter (1995) *China's Rise, Russia's Fall -Politics, Economics and Planning in the Transition from Stalinism-*, New York: St. Martin's Press.
- Qian, Yingyi and Chenggang Xu (1993) Why China's economic reforms differ: the M-form hierarchy and entry/expansion of the non-state sector, *Economics of Transition*, Vol. 1, No.2, pp. 135-170.
- Sachs, Jeffrey D., Wing Thye Woo (1994a) Structural factors in the economic reforms of China, Eastern Europe, and the Former Soviet Union, *Economic Policy*, Vol. 19, No. 18, pp. 102-145.
- Sachs, Jeffrey D., Wing Thye Woo (1994b) Experiences in the Transition to a Market Economy, *Journal of Comparative Economics*, Vol.18, Issue 3, pp. 271-275.
- Walder, G. Andrew (1995) China's Transitional Economy: Interpreting Its Significance, *The China Quarterly*, No.144, pp. 963-979.
- Woo, Wing Thye (1994) The Art of Reforming Centrally Planned Economies: Comparing China, Poland, and Russia, *Journal of Comparative Economics*, Vol.18, Issue 3, pp. 276-308.
- Xu, Chenggang (2011) The Fundamental Institutions of China's Reforms and Development, *Journal of Economic Literature*, Vol.49, Issue 4, pp. 1076-1151.
- Бунич П. (1988) Госзаказ или приказ ? // Огонек. №. 44, С. 14-16.
- Газман В. (1988) Трудности госзаказа // Хозяйство и Право. №. 4. С. 19-23.
- Госзаказ: проблемы формирования и выполнения (1988) // Плановое хозяйство. №. 5. С. 80-87.
- Селюнин, В. и Г. Ханин (1987) Лукавая цифра // Новый Мир. №. 2. С. 181-201. (邦訳「虚構の数字の上に立ったソ連経済」『モスクワのテレビはなぜ火を噴くのか』金森不二夫, 森本良雄編, 築地書店, 1987 年, pp. 87-123)
- 薛暮桥 (1988) 『改革与理論上の突破』人民出版社, 北京.
- 曹駿 (1999) 『蘇聯劇変与体制問題』経済管理出版社(北京).
- 国家统计局編『中国統計年鑑』1986～1988 年各年版, 1993 年版, 1996 年版, 2013 年版, 中国統計出版社, 北京.

第 1 章

- 安成日 (2009)「中国におけるロシア (ソ連)・東欧・中央アジア研究」『比較経済体制研究』第 16 号, pp. 80-93.
- 岡田進 (1998)『ロシアの体制転換——経済危機の構造』日本経済評論社.
- 吳敬璉 (1995)『中国の市場経済——社会主義理論の再建』凌星光, 陳寬, 中屋信彦訳, サイマル出版会.
- 浜勝彦 (1995)『中国——鄧小平の近代化戦略』アジア経済研究所.
- 馬立誠, 凌志軍 (1999)『交鋒——改革・開放をめぐる党内闘争の内幕』伏見茂訳, 中央公論新社.
- 毛里和子 (1983)「中国からみたソ連・東欧の経済改革」『共産主義と国際政治』第 8 巻第 2 号, 国際問題研究所, pp. 2-16.
- 毛里和子 (1986)「補論 中国のソ連経済評価」『中国社会主义の再検討』岡部達味・佐藤経明・毛里和子編, 国際問題研究所, pp. 265-279.
- 陸南泉 (1987)「中国のソ連研究——歴史・研究組織・主要課題」『ソ連研究』第 5 号, 日本国際問題研究所, pp. 82-90.
- 曹駿 (1999)『蘇聯劇変与体制問題』经济管理出版社.
- 『鄧小平文選』(1993) 第 3 卷, 人民出版社.
- 国家統計局編『中国統計年鑑』1996 年版, 2008 年版, 中国統計出版社, 北京.
- 黃丹 (2003)「20 世紀 80 年代中蘇經濟体制改革差異之比較」『桂海論叢』第 19 巻第 1 期, pp. 49-52.
- 黃立茀 (2003)「中蘇比較: 戈爾巴喬夫啟動政治体制改革客觀原因 探析」『現代化之路——中国, 俄羅斯, 東欧国家改革比較』中国蘇聯東欧史研究会編, 当代世界出版社.
- 蔣重秀 (2000)「俄羅斯 (前蘇聯), 中国經濟改革路徑選抉的比較及啓示」『廣西大學學報』第 22 卷, pp. 9-11.
- 李建民 (1990)「蘇聯經濟改革与發展陷入双重困境的原因」『蘇聯東欧問題』第 3 期, pp. 16-20, 65.
- 李肇忠 (2000)「蘇聯經濟軌軌及其受挫原因探析」『學術論壇』第 4 期, pp. 112-114.
- 林水源 (1991)「蘇聯五年来的社会經濟改革: 矛盾, 冲突与反復」『世界經濟』第 7 期, pp. 47-53, 71.

- 劉国華，薛曉榮（2002）「蘇聯解体原因十年研究綜述」『東欧中亞研究』第 6 期，pp. 75-81.
- 陸南泉（1996）「蘇聯劇變的根本原因」『世界經濟』第 9 期，pp. 16-20.
- 陸南泉（2007a）「關於蘇聯經濟建設問題的評價」『上海党史与党建』4 月号，pp. 55-59.
- 陸南泉（2007b）『蘇聯經濟体制改革史論（從列寧到普京）』人民出版社.
- 陸南泉，姜長斌，徐葵，李靜傑主編（2002）『蘇聯興亡史論』人民出版社.
- 譚索（2006）『戈尔巴乔夫的改革与蘇聯的壞滅』社会科学文献出版社.
- 田春生（1992）「從經濟體制根源探尋蘇聯的解体」『世界經濟』第 8 期，pp. 60-65.
- 童書興（1991）「蘇聯經濟体制改革遭受重大挫折的歷史教訓」『蘇聯東欧問題』第 3 期，pp. 51-53, 50.
- 王金存（1992）「蘇聯經濟改革失敗的原因和后果」『俄羅斯中亞研究』第 3 期，pp. 52-56, 41.
- 王金存（1997）「蘇聯劇變的經濟體制因素」『東欧中亞研究』第 6 期，pp. 29-34.
- 王立新（2007）『蘇共興亡論』中共中央黨校出版社.
- 魏東海（1997）「蘇聯經濟改革失敗給我們的啓示——中，蘇兩國經濟改革的比較」『廣州師院學報』第 19 卷第 2 期，pp. 5-21.
- 熊小奇（1992）「原蘇聯政局變化的經濟根源」『世界經濟』第 3 期，pp. 56-60.
- 閻樹群（1999）「鄧小平与戈尔巴乔夫改革理論之比較」『延安大學學報（社会科学版）』第 21 号第 3 卷，pp. 9-13.
- 楊磊（1995）「蘇聯經濟危機及其解体的原因」『龍江社会科学』第 2 期，pp. 18-21.
- 張傑（1993）「中国和前蘇聯經濟改革環境与戰略比較」『理論學刊』第 3 期，pp. 53-58.
- 趙冰梅（2001）「論蘇聯解体的經濟根源」『西北工業大學學報』第 21 卷第 1 期，pp. 5-6, 02.
- 趙傳君（1989）「中蘇經濟体制改革比較」『世界經濟』第 7 期，pp. 68-75.
- 周尚文（2003）「中俄經濟軌跡初始條件的比較」『現代化之路——中国，俄羅斯，東欧國家改革比較』中国蘇聯東欧史研究会編，当代世界出版社，pp. 44-82.
- 周新城（2007）『蘇聯演變的原因与教訓——一顆燦爛紅星的隕落』社会科学文献出版社.

第 2 章

- ウルフ，デイヴィッド（2012）「誰が冷戦の勝者なのか—中ソ対立と『インターキト』—」塩川伸明，小松久男，沼野充義編『ユーラシア世界 5 国家と国際関係』東京大学出版会，pp. 207-225.

- コッツ, D. M., F. ウィア (2000) 『上からの革命—ソ連体制の終焉—』 角田安正訳, 新評論.
- ゴルバチョフ, S. ミハイル (1986) 『ゴルバチョフ演説・論文集』 ソ連内外政策研究会訳, 国際文化出版社.
- 下斗米伸夫 (1991) 『「ペレストロイカ」を越えて—ゴルバチョフの革命—』 朝日新聞社.
- 下斗米伸夫 (2004) 『アジア冷戦史』 中央公論新社.
- シュラム, スチュワート (1987) 『改革期中国のイデオロギーと政策: 1978—1987』 矢吹晋訳, 蒼蒼社.
- 中兼和津次 (2002) 『経済発展と体制移行』 シリーズ現代中国経済 1, 名古屋大学出版会.
- 西村可明 (1995) 『社会主義から資本主義へ—ソ連・東欧における市場経済化政策の展開—』 日本評論社.
- 袴田茂樹 (1986) 「経済改革が促す『接近』の構図—連載 中ソ—その比較論的考察 (下)」 『エコノミスト』 11 月 4 日号, pp. 77-83.
- 浜勝彦 (1987) 『鄧小平の中国経済』 亜紀書房.
- 浜勝彦 (1995) 『中国——鄧小平の近代化戦略』 アジア経済研究所.
- 藤田整 (1991) 『ソヴェト商品生産論』 世界思想社.
- 毛里和子 (1989) 『中国とソ連』 岩波書店.
- 毛里和子 (1990) 「序説 社会主義の変容と中ソ関係研究の新しい視角」「中ソ関係と国際環境」 『国際政治』 第 95 巻, 日本国際政治学会編, pp. 1-15.
- 矢吹晋 (1988) 『中国のペレストロイカ [民主改革の旗手たち]』 蒼蒼社.
- 矢吹晋 (1992) 『[図説]中国の経済』 蒼蒼社.
- 和田春樹 (1990) 『ペレストロイカ 成果と危機』 岩波書店.
- Berliner, Joseph S. (1994) Perestroika and the Chinese Model, in R. Cambell ed., *The Postcommunist Economic Transformation*, Westview Press, pp. 249-279.
- Bialer, Sweryn (1982) The Sino-Soviet Conflict: The Soviet Dimension, in Donald S. Zagoria ed., *Soviet Policy in East Asia*, Yale University Press, pp. 93-119.
- Brus, Włodzimierz (1993) Marketisation and democratisation: the Sino-Soviet divergence, *Cambridge Journal of Economics*, Vol. 17, No.4, pp. 423-440.
- Bucknall, B. Kevin (1997) Why China has done better than Russia since 1989, *International Journal*

- of Social Economics*, Vol. 24, No. 7/8/9, pp. 1023-1037.
- Goldman, Marshall I. , Merle Goldman (1988) Soviet and Chinese Economic Reform, *Foreign Affairs*, Vol. 66, No. 33, pp. 551-573.
- Nolan, Peter (1995) *China's Rise, Russia's Fall-Politics, Economics and Planning in the Transition from Stalinism-*, New York: St. Martin's Press.
- Rozman, Gilbert (1985) *A Mirror for Socialism: Soviet Criticisms of China*, Princeton.
- Sachs, Jeffrey D., Wing Thye Woo (1994) Structural factors in the economic reforms of China, Eastern Europe, and the Former Soviet Union, *Economic Policy*, Vol. 19, No. 18, pp. 102-145.
- Wolff, David (2003) Interkit: Soviet Sinology and the Sino-Soviet Rift, *Russian History*, Vol. 30, No. 4, pp. 433-456.
- Woo, Wing Thye (1994) The Art of Reforming Centrally Planned Economies: Comparing China, Poland, and Russia, *Journal of Comparative Economics*, Vol.18, Issue 3, pp. 276-308.
- Xu , Chenggang (2011) The Fundamental Institutions of China's Reforms and Development, *Journal of Economic Literature* , Vol. 49, No 4, pp. 1076-1151.
- Агафонов С. (1985) Китай: Проблемы экономической жизни // Известия. 8 августа.
- Бажанов Е. (1991) Китай: второе десятилетие реформ // Коммунист. №. 6. С. 113-123.
- Балюк И. и М. Балюк (1991) Экономическая реформа в Китае: до и после Тяньаньмэня // Мировая экономика и международные отношения. №. 11. С.101-109.
- Бархата Б. (1990) Рыночная, но регулируемая: заметки о китайской экономике // Правда. 24 ноября.
- Белоусов Р. и В. Сенчагов (1995) Экономика Китая: успехи и трудности // Экономист. №. 3. С. 85-90.
- Гельбрас В. и А. Гранберг (1989) В зеркале китайских реформ, статья третья // ЭКО. №.12. С. 114-128.
- Делюсин Л. (1990) Реформы в Китае: проблемы и противоречия // Мировая экономика и международные отношения. №. 9. С. 19-30.
- Денисов А. (1988а) Первые результаты: О некоторых аспектах социальной политики КПК // Правда. 3 февраля.

- Денисов А. (1988b) Ответственный рубеж: Экономическая реформа в Китае // Правда. 27 декабря
- Изюмов А. (1988) Формирование нового хозяйственного механизма в КНР // Вопросы Экономики. №. 5. С. 127-137.
- Корбаш Э. и О. Борох (1989) 10 лет китайской реформы: ретроспектива, осмысление и перспектива // Вопросы Экономики. №. 10. С. 127-130.
- Карлусов В. (1989) Частное хозяйство: Теоретические и правовые аспекты // Проблемы Дальнего Востока. №. 4. С. 35-44.
- Морозов А. (1988) Постепенный процесс: Экономическая реформа в Китае // Правда. 5 апреля.
- Молодцова Л. (1991) Ловушки китайской реформы // ЭКО. №. 9. С. 14-23.
- Портяков В. (1990) В поисках модели хозяйствования // Проблемы Дальнего Востока. №. 3. С. 39-47.
- Савенков Ю. (1987 а) Проблемы китайской экономики // Известия. 24 октября.
- Савенков Ю. (1987 b) На XIII съезде Компартии Китая // Известия. 27 октября.
- Савенков Ю. (1991) Переходим реку, нащупывая камни: Пути китайской реформы // Известия. 6 февраля.
- 華生，張學軍，羅子朋（1988）「中国改革十年：懷古，反思和前景」『經濟研究』第 9 期，第 11 期，第 12 期，北京。
- 『瞭望』（1988）第 2 期，1 月 11 日号，新華出版社，北京。
- 薛暮橋（1988）『改革与理論上的突破』人民出版社，北京。
- 国家統計局編『中国統計年鑑』1986～1988 年各年版，1993 年版，1996 年版，中国統計出版社，北京。

第 3 章

- 岡稔，宮鍋幟（1973）「ソ連・東欧の經濟改革と資材・機械補給」『經濟研究』第 24 卷，第 1 号，pp. 41-63.
- 大野喜輔久之輔（1987）「新段階に入ったゴルバチョフ改革」『神戸大学経済学研究』34 号，pp. 24-54.

- 大野喜久之輔（1993）『ロシア市場経済への遠い道』有斐閣.
- ゴムルカ, スタニスラフ（1988）大野喜久之輔監訳『成長, 技術革新, 経済改革——東ヨーロッパの場合』晃洋書房.
- ゴルバチョフ, ミハイル（1996）工藤精一郎・鈴木康雄訳『ゴルバチョフ回想録』上巻, 新潮社.
- 『ソ連東欧貿易調査月報』（1987）9月号, pp. 3-30.
- 田中雄三（1989）「ソ連経済改革における国有セクターの市場体制化」『ソビエト研究』第20号, pp. 7-34.
- 中兼和津次（1999）「中国における漸進主義的移行政策再考」『経済研究』第50巻, 第4号, pp. 289-298.
- 西村可明（1985）「ソ連型計画経済の理念・制度・現状・改革」『ソビエト研究』教育社, pp.113-188.
- 林毅夫・蔡昉・李周（1997）『中国的奇跡：発展戦略与経済改革』香港中文大学出版社（邦訳, 渡辺利夫監訳『中国の経済発展』日本評論社）.
- Dyker, David A. (1992) *Restructuring the Soviet economy*, London.
- Ellman, M. and V. Kontorovich eds. (1998) *The destruction of the Soviet economic system: an insiders' history*, New York.
- IMF, World Bank, OECD, EBRD (1991) *A Study of the Soviet Economy*, Vol. 1.
- Yasin, Yevgenii (1998) "Radical Economic Reform 1987-1989" in Michael Ellman and Vladimir Kontorovich, eds., *The destruction of the Soviet economic system: an insiders' history*, New York, pp. 134-162.
- Бунич П. (1988) Госзаказ или приказ ? // Огонек. №. 44, С. 14-16.
- Валовой Д. (1988) Государственный заказ // Правда. 30 Мая.
- Временное положение о порядке формирования государственных заказов на 1989 и 1990 годы (1988) // Собрание постановлений правительства. Союза советских социалистических республик. №. 26. С. 463-480.
- Газман В. (1988) Трудности госзаказа // Хозяйство и Право. №. 4. С. 19-23.
- Гниденко А. (1988) Госзаказ-89: новая концепция// Экономическая газета. №. 30.
- Горбунов И. и Ноздрачев А (1989) Планирование. Комментарий Закона СССР О

- Государственном предприятии объединении' // Хозяйство и Право. №. 1. С. 31-39.
- Госзаказ: проблемы формирования и выполнения (1988) // Плановое хозяйство. №. 5. С. 80-87.
- Лаптев В. (1987) Правовая основа деятельности предприятий и объединений в новых условиях хозяйствования // Хозяйство и Право. №. 10. С. 17-24.
- Лищина Б. (1987) Госзаказ: ожидания и реальность // Экономическая газета. №. 52.
- Масленников В. В. и Слободник В.И. (1990) Государственный заказ: формирование и анализ // Москва.
- Постановление Центрального Комитета КПСС и Совета Министров СССР, О перестройке материально-технического обеспечения и деятельности Госнаба СССР в новых условиях хозяйствования (1987) // Собрание постановлений правительства, Союза советских социалистических республик. №. 35. С. 723-742.
- Постановление Совета Министров СССР. Положение о поставках продукции производственно-технического назначения (1988а) // Собрание постановлений правительства, Союза советских социалистических республик. №. 24-25. С. 390-413.
- Постановление Совета Министров СССР. Положение о поставках товаров народного потребления (1988b) // Собрание постановлений правительства, Союза советских социалистических республик. №. 24-25. С. 414-435.
- Развитие оптовой торговли продукцией производственно-технического назначения (1989) // Вестник статистики. №. 5. С. 53-55.
- Реут, А. (1988) План в условиях самофинансирования // Экономическая газета. №. 1.
- Слободник В. и Газман В. (1988) Государственный заказ :обсудим качество решений // Материально–техническое снабжение. №. 12. С. 11-16.
- Смирнов В. и Нестерович Н. (1987) Государственный заказ и хозяйственный договор // Экономическая газета. №. 36.
- Фролов Ю. (1987) Государственный заказ // Экономическая газета. №. 38.
- Экономическая газета (1987) №. 30.
- Экономическая газета (1988) №. 31.

第 4 章

- 青木昌彦（1995）『経済システムの進化と多元性』東洋経済新報社.
- 石原享一（1996）「中国価格改革の新段階」『アジア経済』7・8月号, pp. 8-41.
- 今井健一, 渡邊真理子（2006）『企業の成長と金融制度』名古屋大学出版会.
- 大塚啓二郎, 劉徳強, 村上直樹（1995）『中国のミクロ経済改革』日本経済新聞社.
- 川井伸一（1996）『中国企業改革の研究－国家・企業・従業員の関係』中央経済社.
- 黄磷（1997）「流通体制の整備」藤本昭編著『中国 21 世紀への軟着陸』日本貿易振興会, pp. 129-146.
- 呉敬璉（1995）『通向市場經濟之路』北京工業大学出版社, 1992 年（邦訳, 凌星光, 陳寛, 中屋信彦訳『中国の市場經濟』サイマル出版会）.
- 中兼和津次（1999）『中国經濟發展論』有斐閣.
- 丸川知雄（1996）「中国国有企業改革の動向－請負制から株式会社制へ」長岡貞男, 馬成三, S・ブラギンスキー編著『中国とロシアの産業変革』日本評論社, pp. 21-46.
- 丸川知雄（1999）『市場發生のダイナミクス－移行期の中国經濟－』アジア経済研究所.
- 和田義郎（1997）「中国国有企業の分析－經濟開發と企業」『開發援助研究』第 4 卷, 第 4 号, pp. 99-146.
- 渡辺長雄（1991）『混迷する中国經濟』有斐閣.
- Chen, Derong (1995) *Chinese Firm between Hierarchy and Market-The Contract Management Responsibility System in China*, New York: St. Martin's Press.
- Huang, Yiping and Ron Duncan(1997) "How Successful Were China's State Sector Reforms?", *Journal of Comparative Economics*, Vol. 24, pp. 65-78.
- Jefferson, Gary H and Thomas G. Rawski (1994) "Enterprise Reform in Chinese Industry", *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 8, No. 2, pp. 47-70.
- Li, Wei (1997) "The Impact of Economic Reform on the Performance of Chinese State Enterprises, 1980-1989", *Journal of Political Economy*, Vol. 105, No. 5, pp. 1080-1106.
- Liu, Zinan and Guy Shaojia Liu (1996) "The Efficiency Impact of the Chinese Industrial Reforms in the 1980's", *Journal of Comparative Economics*, Vol. 23, pp. 237-255.
- Shirley, Mary and Lixin C Xu (1998) "The Empirical Effects of Performance Contracts-Evidence from China", World Bank, Working Paper 1919.

- Woo, Wing Thy, Wen Hai, Yibiao Jin and Gang Fan (1994) "How Successful Has Chinese Enterprise Reform Been? Pitfalls in Opposite Biases and Focus", *Journal of Comparative Economics*, No. 18, pp. 410-437.
- Xu, Lixin C (1997) "How China's Government and Enterprises Partitioned Property and Control Rights", World Bank, Working Paper 1743.
- 董輔初，唐宗焜，杜海燕編（1995）『中國國有企業制度變革研究』人民出版社。
- 杜海燕（1987）「承包制：國有企業體制改革的初始選抉」『經濟研究』第 10 期，pp. 10-18。
- 國家統計局『中國統計年鑑』1993 年版，1994 年版，中國統計出版社，北京。
- 柳隨年（1992）「加速流通改革步伐推進經濟市場化進程」『改革』第 4 期，pp. 12-16。
- 劉偉，高明華（1999）『轉型期的國有企業重組』上海遠東出版社。
- 柳澤偉（1992）「我國市場發展的現狀，問題及完善和發展市場體系的措置與建議」『經濟研究參考』10 期，複印報刊資料『體制改革』MF1, 1992, 11, pp. 69-78。
- 王珏，陳文通，華肖輝，莫增斌（1996）『國有企業改革新探』上海遠東出版社。
- 吳家駿，劉春勤，周紹朋編（1993）『中國企業制度改革研究』經濟管理出版社。
- 徐滇慶，文貫中主編（1996）『中國國有企業改革』中國經濟出版社。
- 徐家樹，蔣鈺柱編（1991）『上海企業承包制研究』華東師範大學出版社。
- 荀大志（1990）「承包制：困境與出路－調整時期的企業經營機制改革」『經濟研究』第 3 期，pp. 51－58。
- 張卓元（1992）「中國價格改革：回顧過去與展望未來」『成本與資料』4 期，複印報刊資料『體制改革』MF1, 1992, 4, pp. 97-104。